

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名（フリガナ）		[REDACTED]			
②住所		（都道府県名）		（市区町村以下）	
③電話番号		[REDACTED]		メールアドレス [REDACTED]	
④職業		[REDACTED]		⑤年齢	⑥性別
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
2	1	「新たな評価軸の具体的提案について広く国民の皆様から意見を募集し、頂いた御意見を参考」 <意見前文> (1) 本年1月20日に有識者会議は、「今後の治水対策のあり方に関する意見募集」を行い、そのなかで治水案と同時に新たな評価軸案等の意見を求めた。当会ではそれにもとづき治水案（省略）とともに以下のような評価軸の提案を行った。 [REDACTED] しかしながら、今回発表された「評価軸」のなかではこれらのことについて十分な検討が行われたとは思えない形跡なので改めて以下に掲載するとともに、(2) ではさらに具体化したものや内容を発展させたものも記載したので検討をお願いする。 ■戦後の昭和22, 23年ごろの水害（流量）をもとに、ダム計画を立案しているが、戦後間もない頃の河川の整備状況と高度成長時代以降のそれとは全く違うので、今後は過去50年間（すなわち1960年以降）に限定して水害の状況を精査し、治水対策を立案すべきだ。 ■集水面積は、ダム治水の基本となる指標である。集水面積が、ある基準値よりも小さいダムは、計画段階から排除すべきである（第2回有識者会議で、参考人の嶋津氏は、「ダム治水はギャンブル性が高い」と述べられたが、集水面積が小さいダムはさらにその傾向を増す）。 ■ダムの治水能力の一部を下支えしているのが、「河川の正常な流量維持」という名目であるとも言える。河川の流量をダム水で維持する考え方は「正常」とは言えず、その概念は廃止すべきである。既存のダムでは、ダム水の濁りと富栄養化が長期化しており、下流域の生態系に大きな影響を与えている。 ■ダム事業の費用便益比（B/C）の計算時に、ダム工事による森林や草地の喪失が地球温暖化を促進することの経済的損失および、生物多様性の損失による経済的損失を考慮すること。 <意見本文> (2) 今回の中間とりまとめ案に対する当会からの意見（上記案との重複あり） （●の部分の記述は、意見を具体的に説明、または事例を提示するために当会が関わる成瀬ダムの場合を示す）			

16	24～ 25	「個別のダム事業については、各地方整備局等、水機構、都道府県が「検討主体」となって、検証に係る検討を行う。」 <意見 1>【ダム事業者ではない第三者機関、住民参加を保証した第三者機関によって個別ダムの客観的科学的な検証を行うべきである。】
18	3～6	「検討主体は、「関係地方公共団体からなる検討の場」を設置し、相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深め検討を進める。」 <意見 2>【多くの関係自治体が地域経済のためにダム事業は必要との認識に立っており、客観的科学的な検討はできない。】
19	12～ 15	「基本計画等の作成又は変更から長期間が経過しているダム事業については、必要に応じ総事業費、堆砂計画、工期や過去の洪水実績など計画の前提となっているデータ等について詳細に点検を行う。」 <意見 3>【当初事業計画、目的の徹底検証】 個々のダム事業が計画されてから、10年以上どころか、数十年も経過しているものがある。その間に世界と日本、地方の状況はめまぐるしく変化してきた。検証の一番最初にやるべきことは、計画段階では必要だったかもしれないものが今日的には果たしてどうなのか、の徹底検証である。 ●成瀬ダムの第一目的はかんがい用水の確保であるが、計画段階から比べて減反政策は強化され当地でも35%に及んでおり、また人口減により米在庫の増加が深刻な問題となってきた。このような時勢に無駄なダムではないかとの検証をすべき。 <意見 4>【計画当初の事業費と現在の進捗状況との厳格な比較検証と勇気ある撤退】 当初事業費を大幅に超えることが予想されても「最後までやるしかない」式に行われている。秋田県の森吉山ダムは当初計画の910億円が最終的に1750億円に、岩手県の胆沢ダムは当初計画の1360億円が2440億円に両者ともほぼ2倍に膨らむ見通しである。当初のB/Cも当然変わるので、このような例が進行中の事業で疑われる場合は的確な評価が必要だし、勇気ある撤退も考えるべきだ。そのためにも事業者ではなく第三者機関の検証がカギとなる。 <意見 5>【ダムの基本的指標＝効率性・有効性の再検証】 ダムの集水面積と有効貯水量、事業規模、流域面積に対する割合など、ダムの効率性、有効性を再度検証する必要がある。 ●雄物川水系の既設の玉川、鎧畑、皆瀬の3ダムの集水面積合計は779.3km²であり、その調節効果は300m³/sとされている。一方、成瀬ダムの集水面積は68.1km²であり、上記3ダムの8.7%程にとどまるが、調節効果は130m³/sとされていて理解不能である。そもそも、成瀬ダムの集水面積68.1km²は、雄物川水系の流域面積4,710km²のわずか1.4%にすぎない。
35	20～ 22	「河川整備計画の目標と同程度の安全度を確保することを基本として治水対策案を立案することとしており、このような場合は同様の評価結果となる。」 <意見 6>【河川整備計画の目標自体の再検証】

		ダムの検証を行うのにその基準は従来の発想で立案された河川整備計画の目標をクリアすべきというのでは真の意味での検証は難しいといわざるを得ない。 ●雄物川水系河川整備計画によれば、その目標流量は過去 50 年間（戦後の国土荒廃期の洪水をことさらに基準とすべきではない）の洪水流量と比較し極めて過大である。過去 50 年間の最大洪水流量は 3,300m³/s だが、雄物川の治水計画は基準地点（椿川）における基本高水流量のピーク流量を 9,800m³/s と定め、上流ダム群（成瀬ダム建設計画はこの一環）で 1,100m³/s を調節して計画高水流量を 8,700m³/s としている。
45	8	「利水参画者において水需給計画の点検・確認を行うよう要請する。」 <意見 7> 【利水目的、必要性の再検証】 日本は人口減少社会へと移行しつつある（特に大都市圏以外で顕著）。多目的ダムとして計画された利水面での水需要の再検証を行うべきである。 ●成瀬ダムから上水道の供給を受ける湯沢市では、計画時 8 万人以上あった人口が平成 32 年には 6 万人、42 年には 5 万人に激減すると予測されている。
49	6	「(15) 既得水利の合理化・転用」 <意見 8> 【利水に関する水利権の考え方の再検討】 暫定豊水水利権について、実際には十分な河川流量があるにもかかわらずダム建設を前提としている。これについて考え方を再考し、適切に変更すべきである。 ●代かき期に水が足りないというが、当地は豪雪地帯であり、5～6 月期は雪解け水が豊富に流れているので、敢えてダムを作る必要はないのではないか。
35	2	「従来のダムの代替案検討においては、安全度、コスト、地域社会への影響の観点で検討されることが多かった」 <意見 9> 【当時比較検討された治水代替案の再検証】 ダム事業と比較検討された治水代替案についても今日的な観点で、コスト、実現性をもう一度検証する必要がある。 ●成瀬ダムの場合は、ダムの他に 7 つの代替案が検討されたといわれる。土木技術の進歩、建設コストの縮減など変化は著しいので、今日の時点でもう一度再検証する必要があるのではないか。
36	10	「近年発生が増加する傾向にある局地的な大雨は、極めて局地的かつ短時間に発生する降雨である」 <意見 10> 【今日的集中豪雨とダム有効性の検証】 「**年に一度の洪水に対応」という考え方は、昨今の気象変動に伴う「ゲリラ的」集中豪雨の現実に対応可能か？ 都市（周辺）で起きている「ヒートアイランド現象と集中豪雨」に対して通常山間地域に造られるダムは本当に有効か？ などを気象専門家の意見も踏まえてダム有効性の検証を行うべきである。
35	24～ 25	「例えば、ダムは一般的に基本方針レベルの洪水を大きく上回るような洪水では流入量と放流量が等しくなるような操作を行う。」

		<意見 11> 【ダムと洪水被害の関係についての中立的調査機関による検証】 ダムと洪水被害の関係については、市民団体などから「ダムは水害をひきおこす」 http://kawabegawa.jp/book/book.html との指摘があり、また秋田県でも 2007 年 9 月の「北秋田豪雨」でダムが洪水被害を助長したとの疑惑があるが、ダムと洪水被害の関係について現実の事例にもとづいて真摯に検証する必要がある。そのためには航空機事故と同じように事業者や関係者から独立した調査機関の検証が必要であると考え。
40	17	「水環境に対してどのような影響があるか」 <意見 12> 【下流河川や海に対する影響の調査検証】 ダムの下流では川は濁り、内水面漁業のみならず沿岸漁業にも影響を与えてきたとされる。もし、これらの漁業に今後もマイナスの影響を与え続けるとすれば、日本の未来に大きな禍根を残すことになるだろう。漁業者や水産専門家の協力も得て、調査を含め検証を行うべきだ。
40	23	「生物の多様性の確保及び流域の自然環境全体にどのような影響があるか」 <意見 13> 【ダム建設による「生態系と生物多様性の経済学」の厳正な検証】 ダム建設に伴う生態系の破壊、生物多様性への影響、景観・文化遺産の破壊をきちんと定量化（経済的損失等）し、ダム検証の重要項目として位置付けるべきである。「生態系と生物多様性の経済学」の考え方にもとづき、例えば森林破壊に伴うダム建設には（－）評価点を、代替案としての、生物多様性を促進する河畔林や地下水涵養を促す湿地、遊水池等には（＋）評価点を与えるべきだ。 ●成瀬ダムの湛水域は、本来ならば「栗駒・栃ヶ森山周辺森林生態系保護地域」として保護されるべきところであり、生態系・生物多様性損失に伴う経済的損失は大きい。
37	12	「維持管理に要する費用はどのくらいか」 <意見 14> 【ダム寿命や将来の撤去費用の考慮】 ダムにも耐用年数があり、また環境面からの見直しもあるだろう。欧米ではダム撤去の動き（日本でも熊本：荒瀬ダム）があるが、日本でも将来そうなる可能性が高い。撤去などの費用を考慮すべきである。
60	5～7	「コスト」は完成までに要する費用のみでなく、維持管理に要する費用等も評価する。」 <意見 15> 【岩手・宮城内陸地震の被害を教訓に地震等の影響を考慮した事業再検証】 一昨年の岩手・宮城内陸地震においてダムも甚大な被害を受けたところがある。この教訓を生かし、ダム周辺の地質・地盤の再検証を行うべきである。 ●岩手県境に近い成瀬ダム周辺でも国道に大きな被害が出たほか、湛水域でもいくつかの崩落が見られたが、地滑り地帯などに再度の検証を行うべきだ。
5	14～18	「事業の遂行が財政上の理由等で大幅に遅れるおそれもあることから、財政事情を勘案して実現可能な事業内容を適切に検討し、その見直しも含めて事業の効果を評

価することが重要である。その際には、治水安全度に関する指標を住民にわかりやすく提示することが重要である。」

＜意見 16＞【事業の透明性・情報公開などの誠実性】

現在進行中の事業を評価するときが一番現実的な方法の一つは、これまで行ってきた事業について、いかに誠実に事業を為しそれを住民に誠実に説明してきたか、という履歴を検証することである。

●ほとんどの直轄事業が独自のホームページをもって情報公開しているなかで、成瀬ダム事業は独自のホームページも持たず情報開示がきわめて貧弱である。この1年間についてもほとんど更新が行われていない。

http://www.thr.mlit.go.jp/yuzawa/06_dam/

ところが、建設地の東成瀬村のホームページには「成瀬ダム情報」の項目があり、

http://www.higashinaruse.com/116_dam/index.html

「情報提供：国土交通省湯沢河川国道事務所」の名で工事の進捗状況が記載されている。こうしたやり方は事業の透明性・誠実性に疑問を投げかけるものである。

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ (案) に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]			
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)		
③電話番号		[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]	
④職業		[REDACTED]	⑤年齢	[REDACTED]	⑥性別
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200 字を超える場合は 200 字以内の要旨も記載)			
60	2~7	「次のような考え方で総合的に評価を行う。 ①一定の「安全度」を確保 (河川整備計画における目標と同程度) することを前提として、「コスト」を最も重視する。なお、「コスト」は完成までに要する費用のみでなく、維持管理に要する費用等も評価する。」 意見⑩ 要旨「残事業費を基本とするコスト最重視ではなく、ダム事業がもたらす様々なマイナス面を最重視して、治水対策案の総合評価を行うことが必要です。」 中間取りまとめ案ではダム案と代替案との総合評価において、残事業費 (完成までに要する費用) を基本とするコストを最も重視すると書かれています。しかし、これでは、ダム事業の建設が進むほどその残事業費が小さくなって、ダム案が有利となり、ダム案が自動的に選択されることとなりますが、実際には多くのダム事業は事業費の増額が避けられません。 ハッ場ダムについてみても、事業を継続すれば、地すべり対策費、工事の遅れに伴う追加予算、東京電力 (株) に支払う減電補償費などで、事業費がこれまで同様、今後も大きく膨らむことが予想されますので、現在の計画の枠内での残事業費は客観的な評価の物差しにはなりません。 さらに、コスト最重視ではダム事業がもたらす様々なマイナス面 (災害誘発の危険性、水没予定地の更なる破壊、自然への多大な影響など) の評価は二の次となります。また、ハッ場ダムは土砂の流入による堆砂計画量が利根川の既設ダムの実績と比べて著しく小さく、ダムの利水機能が計画よりかなり早く低下すると予想されますので、そのことも正しく評価すべきです。 ダム湖予定地周辺の地すべりの可能性、ハッ場ダム湖の富栄養化による水質悪化、計画よりもかなり早い堆砂の進行によるダム機能の喪失と様々な弊害などを考慮すれば、ハッ場ダムは子孫にとって巨大な負の遺産となることは必至です。残事業費を基本とするコスト最重視ではなく、ダム事業がもたらす様々なマイナス面を最重視して、代替案との比較評価を行うことが必要です。			

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名（フリガナ）					
②住所					
③電話番号		メールアドレス			
④職業		⑤年齢		⑥性別	
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200 字を超える場合は 200 字以内の要旨も記載)			
46	3～7	「8. 2 利水代替案 検証対象となる利水対策としては以下の（１）～（４）で示すとおりである。利水代替案については、以下の（５）～（１８）で示すものを参考にして、河川や流域の特性に応じ、幅広い方策を組み合わせ検証する。」 意見⑨ 要旨「取水の実態に合わせて、暫定水利権を安定水利権として許可するように、水利権許可行政を根本から変えることが必要であって、暫定水利権の見直しを利水代替案に入れる必要があります。」 ハッ場ダムの検証において最も重要な課題の一つはダムの暫定水利権の全面見直しですが、中間取りまとめ案では、暫定水利権の見直しが利水代替案に含まれていません。 ハッ場ダムの暫定水利権のほとんどを占めるのは埼玉県水道等の農業用水転用水利権による冬期の取水です。この水利権は農業用水を転用したものですので、かんがい期には権利がありますが、非かんがい期、冬期の分は権利がないとされ、ハッ場ダムに参加して冬期の水利権を得ることが求められています。ハッ場ダムができるまでは冬期の水利権は暫定水利権という扱いです。 ところが、暫定水利権とはいえ、実際には埼玉県水道等は農業用水転用水利権による冬期の取水を長年続けています。古いものは 38 年間も取水実績があり、今まで、冬期の取水で支障を来したことはほとんどありません。なぜ安定水利権でないにもかかわらず取水がずっと可能であったかという、冬期は農業用水の取水量が激減するので、取水量全体が大きく落ち込むからです。夏期に比べれば三割ぐらいまで落ち込むので、冬期は水利利用の面では十分に余裕があり（ます。だから）、埼玉県水道等の農業用水転用水利権による冬期の取水がずっと可能であったのです。 この点は、藤岡市水道等が持つハッ場ダムの通年の暫定水利権も同様です。通年であっても取水量が小さくて、他の水利用への影響がないため、支障なく取水を続けてきています。 このように、ハッ場ダムの暫定水利権という扱いがされているものの、実態は安定水利権と変わらないのですから、取水の実態に合わせて、ハッ場ダムの暫定水利権をハッ場ダム中止後は安定水利権として許可するように、水利権許可行政を根本から変える必要があります。そのためには、現在の水利権許可行政が合理的に行われているか否かについて第三者機関が検証することで必要であって、この面でも第三者機関によるダム検証は欠かせません。			

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)			
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)
③電話番号			メールアドレス
④職業		⑤年齢	⑥性別
意見該当箇所		⑦御意見	
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)	
45	6 ~ 11	「検討主体は、利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思があるか、開発量として何m³/sが必要か、また、必要に応じ、利水参画者において水需給計画の点検・確認を行うよう要請する。その上で、検討主体において、例えば、上水であれば人口動態の推計など必要量の算出が妥当に行われているかを確認する。あわせて、利水参画者に対し、代替案が考えられないか検討するよう要請する。」 意見⑧ 要旨「利水についてもダム事業者や利水参画者と切り離れた第三者機関による検証が不可欠であって、基礎データから洗い直して、ダム事業推進を前提とした利水計画にメスを入れることが必要です。」 中間取りまとめ案では、検証検討主体（ダム事業者）と利水参画者が利水対策案についてキャッチボールをして、検討することになっていますが、今まで利水参画者はダム事業者と一体となって、ダム事業推進の理由をつくるための利水計画を策定してきました。他のダムも同様ですが、ハッ場ダムに関しては次のようなことが行われてきました。 i 水道用水等の需要は増加が止まり、減少傾向になってきているにもかかわらず、東京都等の利水参画者の予測では将来の需要は増加していく。 ii 地盤沈下はすでに沈静化しているにもかかわらず、東京都等の利水参画者は地盤沈下対策を理由に、水道用地下水を削減するための代替水源をダム計画に求めてきた。 iii 河川の流量に余裕があつて、取水に支障をきたしたことがないにもかかわらず、関東地方整備局は埼玉県等の利水参画者の水利権を暫定水利権として、ハッ場ダム等による暫定解消が必要であるとしてきた。 このようにダム事業を前提とした利水計画がつくられ、それによってハッ場ダム事業が推進されてきました。そのような利水計画を策定してきたのが東京都等の利水参画者と関東地方整備局ですから、利水参画者とダム事業者が検証検討を行ってもダムに代わる利水代替案がでてくる可能性はきわめて小さいといわざるをえません。従来の利水計画にメスを入れてそれを根本から改善することが必要です。 そのためには、ダム事業者と利水参画者に検証検討を委ねるのではなく、住民参加を保証した第三者機関によって、基礎データから洗い直し、従来の利水計画にメスを入れ、科学的、客観的な検証作業を進めることが必要です。	

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)			
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)
③電話番号		027-253-6706	メールアドレス
④職業			⑤年齢
			⑥性別
意見該当箇所		⑦御意見	
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)	
35	2～6	「従来のダムの代替案検討においては、安全度、コスト、地域社会への影響の観点で検討されることが多かったが、今回、個別ダムの検証を行う場合には、第5章で述べた方策を組み合わせ立案した治水対策案を、河川や流域の特性に応じ、次の(1)～(8)で示すような評価軸で評価する。」 意見⑦ 要旨「八つの評価軸にはダムによる災害誘発の危険性が含まれていません。ハッ場ダムがもしできれば、貯水池周辺の各所で地すべり等の災害が起きることが専門家から指摘されているのですから、ダム事業による災害誘発の危険性を評価軸に加えることが必要です。」 ハッ場ダムの建設において最も憂慮されている問題の一つは、地すべり等の災害誘発の危険性です。ハッ場ダム貯水池予定地の周辺は地質が非常に脆弱で、国土交通省の調査でも地すべりの可能性があるところが22箇所もあります。実際に付替国道等の工事では、地質が脆弱なため、斜面崩壊等の事故が相次いでいます。 また、最近になって、国土交通省が造成中の代替地が宅地防災マニュアルの安全基準を満たしていないのではないかという問題も指摘されています。 ハッ場ダムがもしできれば、貯水池周辺の各所で地すべり等の災害が起きることが専門家から指摘されているのですから、ダム事業による災害誘発の危険性を評価軸に加えることが必要です。	

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)					
②住所		(都道府県名) (市区町村以下)			
③電話番号		メールアドレス			
④職業		⑤年齢		⑥性別	
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
全体		検証の期限がなくなったことによる地元への影響について 意見① 要旨「ハッ場ダム予定地の人たちを現在の宙ぶらりんの状態のまま放置することは許されることではありません。ダム行政の犠牲になってきた地元住民への支援は、ダム事業の検証作業とは切り離して、早急に取り組む必要があります。」 有識者会議の当初の資料では来年夏までに検証を終えることになっていましたが、中間取りまとめ案では、検証期限の記述がなく、事業規模の違い等を考慮して国土交通大臣への検証検討結果の報告期限を特に定めないとされています。 検証の結果、ダム中止の場合、その後、ダム中止に向けての法的な手続きがとられることとなりますが、ハッ場ダムの場合、それが終るのは何年先のことになるのでしょうか。ハッ場ダム予定地の人たちはその間、現在の蛇の生殺しの状態のまま放置されるのでしょうか。ダム予定地の人たちに耐えがたい苦痛をこれ以上強いことは、あまりに酷いことです。 前原誠司国土交通大臣はハッ場ダムについては予断なき検証を行うものの、その中止方針は変わらないと言明されているのですから、中止を前提とした真の生活再建、地域再生への道筋を地元へ提示し、地元の合意形成を得たうえで、その実施に取り組むべきではないでしょうか。 水没予定地における居住、営業は日々困難となっており、地元住民は騒音、振動などの劣悪な環境の中、生活権を侵害される状況が続いています。ダム行政の犠牲になってきた住民への支援は、ダム事業の検証作業とは切り離して、早急に取り組む必要があります。			

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)					
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)	
③電話番号				メールアドレス	
④職業				⑤年齢	⑥性別
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200 字を超える場合は 200 字以内の要旨も記載)			
15	18 ~ 20	「検証が終了するまで、国土交通省は当該ダムについて用地買収、生活再建工事、転流工事、本体工事の各段階に新たに入ることとなる予算措置を講じないものとする。」 意見② 要旨「ハッ場ダム予定地では、生活再建工事の名の下におびただしい工事が行われ、生活と環境の破壊が進んでいます。現在進行中の工事の仕分け作業を至急行って、中止後も必要となる工事と安全確保のための工事を優先して進める必要があります。」 ハッ場ダム予定地では、生活再建関連事業の名の下におびただしい工事が行われており、水没予定地の生活と環境の破壊が進んでいます。しかし、生活再建関連事業といっても実際にはダムが中止になれば不要となる工事、安全性、景観等の面で水没予定地での住民の生活を脅かす工事も行われており、さらに二車線で終わる可能性の極めて高い付替国道工事のために四車線の用地買収が進められるなど、住民の真の生活再建を阻害する公費の無駄使いとなる事業が多々含まれています。 現在進行中の工事の仕分け作業を至急行って、中止後も必要となる工事と安全確保のための工事を優先して進めることにし、その他の工事は検証作業終了まで凍結する必要があります。			

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)					
②住所		(都道府県名) (市区町村以下)			
③電話番号		メールアドレス			
④職業		⑤年齢		⑥性別	
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200 字を超える場合は 200 字以内の要旨も記載)			
16	24 ~ 26	「個別のダム事業については、各地方整備局等、水機構、都道府県が「検討主体」となつて、検証に係る検討を行う。具体的には、国土交通大臣が、直轄ダムについては地方整備局等に検証に係る検討を指示する。」 意見③ 要旨「ハッ場ダムの推進を今なお図っている関東地方整備局に検証の作業を委ねてもハッ場ダム事業の真の見直しはできません。住民参加を保証した第三者機関によってしか、ハッ場ダムの客観的・科学的な検証は行えません。」 中間取りまとめ案では検証検討主体はダム事業者であつて、ハッ場ダムの検証検討主体は関東地方整備局となります。しかし、関東地方整備局の出先機関であるハッ場ダム工事事務所は、国土交通大臣の中止方針表明後も、ホームページでも現地のPR施設（やんば館）でもハッ場ダム事業の必要性をPRし続け、PR館では「ハッ場ダムの早期完成を目指します」と表明しています。今なおダムの推進を図っているダム事業者にダム見直しの作業を委ねて、どうしてダムの是非についての客観的・科学的な検証が行えるのでしょうか。 これまで関東地方整備局は、ハッ場ダム事業について適切な情報公開を行ってきませんでした。ハッ場ダムの検証作業においては、情報公開を徹底すると同時に、委員を公募した第三者機関によって公開の場で住民参加のもとに客観的に行うことが、真のダム見直しを進めるための必須条件です。淀川水系流域委員会は住民参加を保証した第三者機関であつたからこそ、淀川水系ダムの見直しを求めた意見書をまとめることができました。河川行政の民主化の先駆けとなつた淀川水系流域委員会をモデルとして検証作業を次のように進めていくことが是非とも必要です。 - i 検証主体は委員を公募した第三者機関とする。 - ii 検証作業は公開の場で行う。 - iii 検証の会議では住民も意見書の提出と意見の陳述、意見交換ができるように住民参加のもとに行う。 - iv 検証の結果を出すに当たって十分な議論を保証する。			

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ (案) に関する意見

①氏名 (フリガナ)					
②住所		(都道府県名) (市区町村以下)			
③電話番号		027-253-6706	メールアドレス		
④職業			⑤年齢		⑥性別
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
18	3~8	「検討主体は、「関係地方公共団体からなる検討の場」を設置し、相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深め検討を進める。関係地方公共団体の数が多い場合等においては、必要に応じ代表者を選定するなどの工夫をする。」 意見④ 要旨「ハッ場ダムに関する「関係地方公共団体からなる検討の場」が設置されれば、ハッ場ダムの推進を求める大合唱の場になって、科学的・客観的なダム検証が困難になります。」 ハッ場ダムに関する「関係地方公共団体からなる検討の場」は6都県知事等で構成されることとなりますが、知事たちがいずれもハッ場ダムの推進を強く求めているのは周知のとおりです。したがって、ハッ場ダムに関する「関係地方公共団体からなる検討の場」が設置されれば、ハッ場ダムの推進を求める大合唱の場になることは目に見えています。この検証作業では関係地方公共団体の長については別途、意見を聴くことになっているのですから、それで十分です。ダム推進を求める大合唱の場となる「関係地方公共団体からなる検討の場」は科学的・客観的なダム検証を困難にすると考えます。			

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名(フリガナ)					
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)	
③電話番号				メールアドレス	
④職業				⑤年齢	⑥性別
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
18	9 ~ 13	「検討過程においては、「関係地方公共団体からなる検討の場」を公開するなど情報公開を行うとともに、主要な段階でパブリックコメントを行う。 ・学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者の意見を聴く。」 意見⑤ 要旨「せいぜい公聴会、場合によってはパブリックコメントで意見を聴きおくだけでは、ダム事業の見直しを求める私たち市民の意見が検証作業に反映されることはほとんど期待できず、ダム推進のための形ばかりの検証になってしまいます。」 ダム事業の見直しを求める私たち市民に関しては、「関係地方公共団体からなる検討の場を公開するなど情報公開を行うとともに、主要な段階でパブリックコメントを行う」「関係住民の意見を聴く」ということしか書かれていません。これでは、私たち市民はせいぜい公聴会、場合によってはパブリックコメントで意見を聴きおくだけのことから、検証作業にその意見が反映されることはほとんど期待できません。ダム見直しの機運が高まってきた最も大きな要因は、社会全体にダム事業への疑問、ダム事業の見直しを求める声が大きく広がってきたことにあるにもかかわらず、そうした民意を排除した検証作業で真のダム見直しが行えるとは到底思われません。 八ッ場ダムの関係都県知事らは、これまでたびたび、検証作業に知事らの意見を反映させることを主張し、それが上記の「関係地方公共団体からなる検討の場」となっています。一方、市民団体は、検証作業を公開で行う河川行政の民主化を求めてきました。ダムを推進してきた知事らの意見のみが尊重され、ダム事業の見直しを求めてきた市民団体の意見が無視されるのでは、ダム推進のための形ばかりの検証になることが目に見えています。			

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名（フリガナ）			
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)
③電話番号			メールアドレス
④職業		⑤年齢	⑥性別
意見該当箇所		⑦御意見	
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)	
20	2～4	「個別ダムの検証においては、まず複数の治水対策案を立案する。複数の治水対策案の一つは、検証対象ダムを含む案とし、その他に、ダム以外の方法による治水対策案を必ず作成する。」	
33	10～12	「概略評価によって抽出した治水対策案については、できる限り詳細に検討を行い、評価軸ごとに評価し、さらに総合的な評価を行う。」 意見⑥ 要旨「ダム事業者がダムの代替案のメニューと比較しても、それによって出てくる結論はダム案が最も良いという結論になることが予想されますので、住民参加を保証した第三者機関が代替案との総合評価を行うことが必要です。」 中間取りまとめ案ではダムの代替案を複数案用意してダム案とともに評価軸ごとに評価し、総合的な評価を行うことになっています。しかし、このような代替案との比較は、ダム事業者がダム事業の再評価などで今までも行ってきたことであって、そこではいつもダム事業が最も有利という結論が出されてきました。 ハッ場ダムの利根川水系では、今まで、次のようにダム事業を推進する治水計画が策定され、ダム推進のキャンペーンが張られてきました。 i 実際の洪水流量とかけ離れたきわめて過大な流量を治水計画の目標流量にして、ダムによる洪水調節の必要性をつくりだしてきた。 ii ハッ場ダムの治水効果を過大に評価する結果を示して、ハッ場ダムなしでは利根川の治水が成り立たないという印象を与えてきた。 iii 利根川の流下能力を過小評価して、ハッ場ダムが無いと氾濫すると思わせるような氾濫想定図を示してきた。 このように今まではダム事業が先にありきの、科学性を欠いた治水計画、河川行政が河川管理者（ダム事業者）の手で進められてきたのですから、第三者機関がそこにメスを入れなければ、ダム推進一辺倒の河川行政を変えることはできません。ダム事業者がダムの必要性を訴えるのに使ってきたデータを使ってダムの代替案のメニューと比較しても、それによって出てくる結論はダム案が最も良いという結論になるに違いありません。 住民参加を保証した第三者機関が代替案との総合評価を行わない限り、ダム事業を止めるか否かは従来通り、河川管理者（ダム事業者）の胸先三寸で決まることになり、ハッ場ダム等の多くのダム事業にゴーサインが出ることが予想されます。	

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)					
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)	
③電話番号				メールアドレス	
④職業		公務員		⑤年齢	56
				⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
13	20	(6)評価に当たっては、現状(又は河川整備計画策定時点)における施設の整備状況や事業の進捗状況を原点として検討を行う。 意見 過去に投資した費用を考慮しないで費用対効果を計算すれば、ダム推進側に著しく有利になり、極めて不当です。既投資分の不要も含めて事業を評価すべきです。			
16	24 ~ 25	「個別のダム事業については、各地方整備局等、水機構、都道府県が「検討主体」となって、検証に係る検討を行う。」 意見 ダム事業者自らの検証では真のダムの見直しはできません。ダム事業者と切り離れた第三者機関、市民参加を保証した第三者機関によってしか、ダムの客観的科学的な検証は行えません。			

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①	氏名 (フリガナ)					
②	住所	(都道府県名)	(市区町村以下)			
③	電話番号			メールアドレス		
④	職業	自営業	⑤年齢	59	⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見				
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)				
63		要旨 霞ヶ浦導水については、工事中であり、これが検証されるのは疑問ではないか。 意見 別添えの資料にある霞ヶ浦導水は、現在工事中となっているにも関わらず検証案件にされていることがおかしい。また、霞ヶ浦導水の場合は治水よりも、流域住民百万人の水道水として利用されている霞ヶ浦の水質浄化に大きく寄与すると考えられるにもかかわらず、これに一言も触れられていない。これらを考えると早急な工事再開が望ましく、早期完成を求める流域住民が多いと考えられる。				



今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)					
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)	
③電話番号				メールアドレス	
④職業		無職		⑤年齢	71
				⑥性別	男
意見該当箇所		⑦意見			
頁	行				
16	24 ~ 25	「個別のダム事業については、各地方整備局等、水機構、都道府県が「検討主体」となつて、検証に係る検討を行う。」 意見 【要旨】補助ダムの検証作業は道府県知事だけではなく、国土交通大臣の下でも行ってその結果を公表すべきです。 とりわけ補助ダムの見直しは、推進の立場である道府県知事が、国土交通大臣から要請されて行う作業ですから、おぼろげの検証検討で終わらせてしまうことが十分に予想されます。補助ダムについても住民参加を保証した第三者機関による検証作業が是非とも必要です。 さらに補助ダムは事業主体が道府県ですが、各道府県の判断だけで推進されてきたものではありません。各道府県で実際にダム行政を取り仕切っているのは、国土交通省から道府県の建設関係部に出向している幹部（土木部長や県土整備部長など）であつて、旧政権下では国土交通省の主導の下に補助ダムの推進が図られてきました。国土交通大臣は、補助ダムについて国土交通省の官僚たちが行ってきたことを見直す責務があります。 さらに、地方交付税措置も含めると、補助ダムは事業費の3/4近くを国が負担しているので、国費支出の無駄を防ぐため、検証検討の責任は国にもあります。 したがって、補助ダムについては道府県知事に検証検討を要請するだけではなく、同時に国土交通大臣の責任の下に検証検討作業を行い、その結果を公表し、継続の是非を道府県知事と協議するようにしていく必要があります。			

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名（フリガナ）		[REDACTED]			
②住所		(都道府県名) (市区町村以下) [REDACTED]			
③電話番号		[REDACTED]			
④職業		無職		⑤年齢	71
				⑥性別	男
意見該当箇所		⑦意見			
頁	行				
16	24 ~ 25	「個別のダム事業については、各地方整備局等、水機構、都道府県が「検討主体」とな て、検証に係る検討を行う。」 意見 【要旨】事業者自らの検証では真のダムの見直しはできないと思います。事業者と切り離 した第三者機関、住民参加を保証した第三者機関によってしか、ダムの客観的科学的な検 証は行えないでしょう。 今回の案では検証検討主体はダム事業者であって、ダム事業者自らがダムの検証を行う ことになっていますが、これではダムの客観的科学的な検証を行うことができません。従 来の河川行政ではダム事業者、すなわち、河川管理者によってダム計画が先にありきの、 科学性を欠いた治水計画・利水計画が策定されてきたのですから、そこにメスを入れて、 その抜本的な見直しをしなければ、客観的科学的な検証になるはずがありません。検証検 討主体をダム事業者とは別の第三者機関とすることは真のダムの検証を行うための必須 条件であります。この第三者機関はダム事業者が委員を選任するのではなく、公募した委 員で構成されるものとし、公開の場で住民参加のもとに客観的な検証を行うものでなけれ ばなりません。このようにダム事業者と切り離れた第三者機関、住民参加を保証した第三 者機関によってしか、ダムの客観的科学的な検証が行えないのであり、検証検討主体を、 住民参加を保証した第三者機関に変える必要があります。			

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)			
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)
③電話番号		メールアドレス	
④職業	無職	⑤年齢	71
⑥性別		男	
意見該当箇所		⑦意見	
頁	行		
18	9 ~ 13	「・検討過程においては、「関係地方公共団体からなる検討の場」を公開するなど情報公開を行うとともに、主要な段階でパブリックコメントを行う。 ・学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者の意見を聴く。」 意見 【要旨】ダム事業の見直しを求める市民は検証作業から実質的に排除されているので、公開された第三者機関を設置して住民参加の道を開くことが必要です。 ダム事業の見直しを求める市民の関係では、「情報公開を行うとともに、主要な段階でパブリックコメントを行う」「関係住民の意見を聴く」ということしか書かれていません。この「関係住民」にダム見直しを求める市民が含まれているかどうかは定かではありませんが、それらの市民はせいぜい公聴会、場合によってはパブリックコメントで意見を聴きおくだけであるから、検証作業にその意見が反映されることはほとんど期待できません。ダム見直しの機運が高まってきた最も大きな要因はダム事業の見直しを求める市民の声が大きく広がってきたことにあるにもかかわらず、その市民を排除した検証作業で真のダムの検証が行えるはずがありません。ダムの検証は公開の場で住民参加のもとに第三者機関によって行うことが客観的な検証の必須の条件であります。真の検証を行うために、公開された第三者機関を設置して住民参加の道を開くことが是非とも必要です。公開された第三者機関のモデルとなるのが淀川水系流域委員会だと思います。	

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ (案) に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]					
②住所		(都道府県名) (市区町村以下) [REDACTED]					
③電話番号		[REDACTED]		メールアドレス		[REDACTED]	
④職業		無職		⑤年齢	71	⑥性別	男
意見該当箇所		⑦意見					
頁	行						
18	3~6	「検討主体は、「関係地方公共団体からなる検討の場」を設置し、相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深め検討を進める。」 意見 【要旨】「関係地方公共団体からなる検討の場」は現状から見てダム推進を求める大合唱の場となるおそれがあり、予断なきダム検証の障害となります。 現在の地方公共団体のほとんどはダム推進の立場にあるから、「関係地方公共団体からなる検討の場」を設置すれば、ダム推進を求める意見に集約されることは目に見えています。ハッ場ダムを例にとれば、関係6都県知事はいずれもハッ場ダムの推進を強く求めており、関係市町村もハッ場ダムの推進を唱えています。当然のことながら、ハッ場ダムに関する「関係地方公共団体からなる検討の場」が設置されれば、ハッ場ダムの推進を求める大合唱の場になることが確実に予想され、客観的な検証が行うことが困難となります。この検証作業では関係地方公共団体の長は別に意見を聴き、その意見を反映するようになっていますから、それで十分です。ダム推進を求める大合唱の場となる「関係地方公共団体からなる検討の場」は予断なきダム検証の障害となるので、そのような検討の場は設置する必要はありません。					

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]			
②住所		[REDACTED]			
③電話番号		[REDACTED]		メールアドレス [REDACTED]	
④職業		無職		⑤年齢	60
				⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
16	24～ 25	「個別のダム事業については、各地方整備局等、水機構、都道府県が「検討主体」とな て、検証に係る検討を行う。」 意見 【要旨】これまで事業を推進して来たダム事業者自らの検証では真のダムの見直しはでき ません。ダム事業者と切り離れた第三者機関、市民参加を保証した第三者機関によっ て、ダムの客観的科学的な検証は行えません。 今回の案では検証検討主体はダム事業者であって、ダム事業者自らがダムの検証を行う ことになっていますが、これではダムの客観的科学的な検証を行うことができません。従 来の河川行政ではダム事業者、すなわち、河川管理者によりダム計画が先にありきの、科 学性を欠いた治水計画・利水計画が策定されてきたのですから、そこにメスを入れて、そ の抜本的な見直しをしなければ、客観的・科学的な検証になるはずがありません。検証検 討主体をダム事業者とは別の第三者機関とすることは真のダムの検証を行うための必須 条件です。この第三者機関はダム事業者が委員を選任するのではなく、公募した委員で構 成されるものとし、公開の場で市民参加のもとに客観的な検証を行うものでなければなり ません。このようにダム事業者と切り離れた第三者機関、市民参加を保証した第三者機関 によってしか、ダムの客観的科学的な検証が行えないのでして、検証検討主体を、市民参 加を保証した第三者機関に変える必要があります。			

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)					
②住所					
③電話番号				メールアドレス	
④職業		無職		⑤年齢	60
				⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
18	3～6	「検討主体は、「関係地方公共団体からなる検討の場」を設置し、相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深め検討を進める。」 意見 【要旨】ダム推進を求める大合唱の場となる「関係地方公共団体からなる検討の場」を設置すれば、予断なきダム検証の障害となります。 現在の地方公共団体のほとんどはダム推進の立場にありますから、「関係地方公共団体からなる検討の場」を設置すれば、ダム推進を求める意見に集約されることは目に見えています。ハッ場ダムを例にとれば、関係6都県知事はいずれもハッ場ダムの推進を強く求めており、関係市町村もハッ場ダムの推進を唱えています。当然のことながら、ハッ場ダムに関する「関係地方公共団体からなる検討の場」が設置されれば、ハッ場ダムの推進を求める大合唱の場になることが確実に予想され、客観的な検証が行うことが困難となります。この検証作業では関係地方公共団体の長は別に意見を聴き、その意見を反映するようになっているのですから、それで十分です。ダム推進を求める大合唱の場となる「関係地方公共団体からなる検討の場」は予断なきダム検証の障害となりますので、そのような検討の場は設置してはなりません。			

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)						
②住所						
③電話番号		メールアドレス				
④職業		無職	⑤年齢	60	⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見				
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)				
18	9 ~ 13	「・検討過程においては、「関係地方公共団体からなる検討の場」を公開するなど情報公開を行うとともに、主要な段階でパブリックコメントを行う。 ・学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長、関係利害者の意見を聴く。」 意見 【要旨】ダム事業の見直しを求める市民は検証作業から実質的に排除されていますので、公開された第三者機関を設置して市民参加の道を開くことが必要です。 ダム事業の見直しを求める私たち市民の関係では、「情報公開を行うとともに、主要な段階でパブリックコメントを行う」「関係住民の意見を聴く」ということしか書かれていません。この「関係住民」にダム見直しを求める市民が含まれているのかも定かではありません。私たち市民の意見に対しては、せいぜい公聴会、場合によってはパブリックコメントで意見を聴きおくだけですから、検証作業にその意見が反映されることはほとんど期待できません。ダム見直しの機運が高まってきた最も大きな要因はダム事業の見直しを求める市民の声が大きく広がってきたことにあるにもかかわらず、その市民を排除した検証作業で真のダムの検証が行えるはずがありません。ダムの検証は公開の場で市民参加の第三者機関によって行うことが客観的な検証の必須の条件です。真の検証を行うために、公開された第三者機関を設置して市民参加の道を開くことが是非とも必要です。				

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名（フリガナ）		[REDACTED]						
②住所		[REDACTED]						
③電話番号		[REDACTED]		メールアドレス		[REDACTED]		
④職業		無職		⑤年齢		60	⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見						
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)						
45	6 ~ 11	「検討主体は、利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思があるか、開発量として何m³/sが必要か、また、必要に応じ、利水参画者において水需給計画の点検・確認を行うよう要請する。その上で、検討主体において、例えば、上水であれば人口動態の推計など必要量の算出が妥当に行われているかを確認する。あわせて、利水参画者に対し、代替案が考えられないか検討するよう要請する。」 意見 【要旨】利水についてもダム事業者や利水参画者と切り離した第三者機関による検証が不可欠です。基礎データから洗い直して、従来の利水計画にメスを入れる必要があります。 今まで利水参画者はダム事業者と一体となって、ダム事業推進の理由をつくるため、「水道用水等の需要は実績では増加が止まり、減少傾向になっているにもかかわらず、将来の需要は増加していく」、「地盤沈下はすでに沈静化しているにもかかわらず、地盤沈下対策として水道用地下水を削減するための代替水源が必要である」などの非合理的な利水計画を策定してきました。また、河川管理者は、河川の流量に余裕があつて、取水に支障をきたしたことがないにもかかわらず、利水参画者の水利権の一部を暫定水利権として、ダムによる暫定解消が必要であるとしてきました。 このようにダム事業を前提とした利水計画が利水参画者とダム事業者によってつくられてきたのですから、利水参画者に水需給計画の点検を求めても、やはりダムが必要だという答が返ってくるだけです。 利水についてもダム事業者や利水参画者と切り離した第三者機関による検証が不可欠です。市民が参加した第三者機関によって、基礎データから洗い直して、水需要の過大予測と保有水源の過小評価を行う従来の利水計画にメスを入れ、科学的、客観的な検証が行われなければ、従来の利水計画がそのまま生き残るだけです。						

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)						
②住所						
③電話番号		メールアドレス				
④職業		無職	⑤年齢	60	⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見				
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)				
60	2～7	「次のような考え方で総合的に評価を行う。 ①一定の「安全度」を確保（河川整備計画における目標と同程度）することを前提として、「コスト」を最も重視する。なお、「コスト」は完成までに要する費用のみでなく、維持管理に要する費用等も評価する。」 意見 【要旨】残事業費ではなく、ダム事業がもたらす様々なマイナス面を最重視して、治水対策案の総合評価が必要です。 ダム事業者は今までダム事業費の増額はないと言いながら、事業費の増額を繰り返してきました。多くのダムは事業を継続すれば、災害防止対策費、工事の遅れに伴う追加予算などで、事業費が今後も大きく膨らむことが予想されますので、ダム事業を現在の計画の枠内での「完成までに要する費用」で評価することは誤りです。 さらに、「完成までに要する費用」を中心とする「コスト」という物差しで見れば、ダム事業の建設が進むほどその残事業費が小さくなって、ダム案が有利となり、ダム案が自動的に選択されることになります。 残事業費ではなく、ダム事業がもたらす様々なマイナス面、災害誘発の危険性、かけがえのない自然の喪失、堆砂の進行による様々な弊害などを最重視して、治水対策案の総合評価が必要です。				

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ (案) に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]	
②住所		(都道府県名) (市区町村以下) [REDACTED]	
③電話番号		メールアドレス [REDACTED]	
④職業		建設コンサルタント	⑤年齢 74 ⑥性別 男
意見該当箇所		⑦御意見	
頁	行	(200 字を超える場合は 200 字以内の要旨も記載)	
1	1	インフラ整備の一部としての治水事業は、憲法に定められた国民の基本的 人権である安全・安心を保持するために政府に課せられた義務である。しか し (案) ではこの観点が弱く、財政逼迫を与条件とし初めから技術論に走 っている。 しかも、「ダムにたよらない」のを前提にしているのは間違いで、すべての 対策を偏見・予断・前提を持たずに評価すべきではないか。	
1	1	「治水」を広く捉え、土砂・海岸、高潮、津波も対象とすべきである。	
4	2	社会的変化が治水、利水の必要性を低下させたとの主張を前面に出す一方、 地球温暖化が人類の危機であるという観点が弱いために目先の対策に走り がちである。	
5	下 8	事前の定義無しに「コスト、事業効果」が出てきている。コストとベネフ イットは短期・長期、直接・間接、貨幣価値で表わせるもの・表わせない もの、有形・無形、定量的・非定量的なものがある。被災者の生活意欲減 退、治安の悪化も無形のコストである。(案) はこのような分析なしにコ スト＝直接の貨幣費用とみなしているようである。	
6	6	計画を上回る洪水「超過洪水」の観点を述べている点は高く評価できる。 治水においてはもともと超過洪水によって堤防は壊れるものとの観点があ り、水防・避難は不可欠とされている。道路構造物では阪神淡路大震災後 ようやくこの観点が設計基準にも採用されるようになった。	
6	下 4	「ハードの対策」には (構造物的対策)、ソフトの施策には (非構造物的 施策) との説明を付けたい。	
8	8	「ダムにたよらない方策の検討」を要請する向きもあるが、先述のように これを前提とするのはおかしい。	
9	6	「流域と一体となった治水対策」の提案を歓迎する。すでに 35 年前に鶴見	

		川ではこれを「総合治水事業」として開始している。(案)で提案されているハード、ソフトの対策のほとんどは鶴見川で検討され、その一部は実施され大きな効果を上げている。このような先進的事業が全国的、全面的な実施に至らなかった原因の分析を有識者会議の検討に加えていただきたい。 [意見] 鶴見川総合治水事業の概念は、「河道という線から流域という面へ発展した治水事業」「ハードとソフトの融合」であった。(案)で取り上げている対策はダム・森林を除きすべて検討している。(鶴見川では地形・土地利用の特性からしてダム・森林・土砂は考慮しなかった。また利水・環境も考慮しなかった。)その後の河川法改正に取り上げられた住民参加の概念も関係自治体と河川管理者による「流域協議会」として実施された。
9	下9	森林の治水効果として、治水上問題となる大洪水のピーク流量にはほぼ効果がないことが、多数の研究によって証明されている。 また大洪水時には森林によりかえって水が消費されることも同様である。 もちろん森林は一定の治水効果を持つし、国土保全、国の文化に大きな影響を持っているが、それとこれとは別問題である。
10	下5	(案)「施設の健全性と信頼性を持続的に維持するための費用は、財政難のもとでも縮減すべきでない」にはまったく同感。
12	1	表題は「治水事業検証の理念」であるべき。「ダムなし」を前提にするためにおかしな表題になっている。
12	下6	財政破綻論を一方的な数字で述べているのはおかしい。「債務」が収入の1.7倍と聞けば誰でも驚くが、「粗債務」から金融資産を引いた「純債務」では約0.9倍である。(米は0.5、独は0.4) しかも日本の国債の97%は日本人が買っている。ギリシャとは根本的に違うのである。元利返済のための国債費20兆円/年が高いといわれるが、それはほとんど国民へ戻っている。このような数字に基づいて公共事業を考えるべきである。
13	下6	(案)には「現状を・・原点として検討」とあるが、もっと明確に「現状のまま何もしない案：現状および将来とも」を対策案の一つに入れるべきである。それによって治水に対する国民の理解が進むはずである。 (案)の「事業の進捗状況」はあいまいな表現で、当分は今の事業が進むようにも受け取れる。

14	3	前述の「コスト」と「ベネフィット」の定義をしっかりと示す事が大事。そうしないと目先の短期的な貨幣コストばかりに目が行くことになる。
20	1	26 項の対策をハード、ソフトに分類し他方が分かりやすい。また各対策のプラスとマイナスも記したい。
22	9	河道の安定的な維持（護岸、水制、床固めなどのハード、土砂採取規制などのソフト）について触れる。地盤沈下対策についても触れる。
27	下 2	河川の洪水ではないが、高潮・津波に対する海岸林（陸上林、マングローブ林など）の効果が最近再認識されている。
21	下 9	ディープトンネル（地下調節池）方式もある。P25、6 行も同様
22	2	地下放水路と地下調節池を兼ねる方式もある。
23	下 12	樹木のマイナス効果として流木をあげる。また「流車」、畳などの例もあげる。流車は'82 年の長崎水害で被害を拡大したとされる。これにより橋梁などの径間決定方法が変わる可能性がある。 伐採による生態系の変化にも留意する。
28	7	シェルターの設置を明記したい。
28	下 4	流出率低減効果もある。
29	下 5	森林の効果についての表現は歯切れが悪く、誤解しやすい。P31 下 7 の森林の効果についても同様。
30	13	ハザードマップには地下街の特性も入れる。また既往氾濫水位痕跡や災害記念碑の設置により市民教育をはかる。
31	5	27 番目以降に水防活動、救援・避難システム、28 番目以降に復旧システム（損害補償金を含む）を述べる。 土砂、海岸、高潮、津波についても対策案を上げる。 [意見] 復旧というと臨時に宿舎を用意すればよいと考えがちであった。しかし人々の生活が立ち行くようにすることが本来の「復旧」であり、そのためにはハードとともにソフトが欠かせないことが軽視されている。 これは阪神淡路大地震の例であるが、ハードを重視していたずらに立派な町並みを作ってしまう、かえって商店街がさびれてしまった例がある。そ

		の一方で、臨時のはずの宿舎から「脱出」できない多数の人々が出ている例もある。このような人々も安全・安心な生活を営む権利があるはずである。
39	7	景気刺激のために治水事業を実施することはニューディールを見るまでもなく地域と全国に大きな便益をもたらす。事業効果は単に観光客増加ばかりではないことを述べるべきである。この観点を「まえがき」にも述べ、評価軸の一つにしたい。
48	下9	海水淡水化は限定的に採用すべきである。「海淡」はエネルギー多消費型であるほか濃厚塩水の排出による環境破壊の可能性が高いがこれが無視あるいは軽視されている例が多い。シンガポールの Newater がもてはやされているが、廃水については無視されている。 濃厚塩水から有用物質を抽出する研究も行われているのでこの面の発展には期待したい。
全体		編集方針について、初めに結論を出し、後から説明をすれば理解しやすいと感じる。

差出人: [REDACTED]
 送信日時: 2010年8月14日土曜日 9:12
 宛先: chisuinoarikata@mlit.go.jp
 件名: 中間とりまとめ(案)に関する意見

国土交通省河川局河川計画課

今後の治水対策のあり方に関する有識者会議事務局 御中

① [REDACTED]

② [REDACTED]

③ [REDACTED]

④無職

⑤64歳

⑥女性

⑦意見

1. ハツ場ダムの治水効果は小さい

ハツ場ダム計画が、1947年、戦争直後の河川の堤防整備も不十分のうえ、禿山のために山の保水力がひどく低下していたころの最大洪水流量をいつまでも基本高水流量として想定しているのは現実離れしています。これはグラフを科学的に見ればすぐわかることだと思います。また、榛名山と赤城山で大雨が降るので、吾妻川流域の雨量は少なく、「ハツ場」の場所にダムを作っても治水効果そのものも小さいと考えます。「ハツ場ダム」は、下流の治水に役立ちません。ダム建設を中止すべきです。

2. 下流の首都圏は水あまり状態のうえ、飲料水として不適當

今首都圏の人口は減少し、この先も減少し続けるといえます。節水型技術の研究により各家庭に節水型家電が普及しました。ウォッシュレットトイレの水使用量も格段に少なくて済むようになったのです。それだけでなく、工業用水は、1973年のオイルショックを境に工業の実態が変化して工業用水を使う場所が東京→地方→海外と変わっていったために、飛躍的にカットされてきました。そのうえ、水道局の努力でむだな漏水が減り、一時地盤沈下を心配されていた地下水も逆に水位があがってきて上野駅や東京駅の地下プラットフォームが水のために困っているほどになってきたといえます。地下水をもっと使う必要があるということです。

それも、ハツ場ダムから送られてくる予定の水は、強酸性の水を化学的に中和し、砒素も含んでいる毒水です。ハツ場ダム問題は、私たち首都圏に住む市民にとっても人体にどのような影響があるか定かでない飲料水を、今よりずっと高い水道料金を払って飲むという、他人事ではない問題なのです。ダムを作る必要はないどころか、有害です。

3. 地元の生活再建への努力を

58年間もダム計画に振り回され、高価で、地質上不安な代替地をやっと提示された地元の人々が「ダム建設が中止になると、自分たちの生活の再建も中止になる」と恐れてダム推進を望む気持ちはよくわかります。民主党と国交省は今まで国に振り回されてきた地元の人々の一軒一軒に寄り添って、彼らの生活再建のための要求を聞き、誠意ある対応をしてほしいと思います。

以上、3点よろしくお願いたします。

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名（フリガナ）		[REDACTED]					
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)			
		[REDACTED]		[REDACTED]			
③電話番号		[REDACTED]		メールアドレス		[REDACTED]	
④職業		公務員		⑤年齢	56	⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見					
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)					
全体		今後の治水対策のあり方について「できるだけダムにたよらない治水」への政策転換を進めるとあるが、中間とりまとめ（案）の記載では、既に今日までダムと併用しての治水対策として、上流域ではダム、中流域では遊水地、下流域では河川改修など、それぞれが果たすべき対策を積み重ね、流域全体で着実に治水安全度を高めてきたものであり、いまさら、改まって有識者会議を開いてまで、検証する内容とは思えない。さらに、この検証、検討と称して、事業に着手しているダム、特に利根川、江戸川の治水対策として約50年の長きに渡り、苦勞してきたハツ場ダムまで、ストップさせる意味がわからない。国土交通大臣の判断でストップさせた期間に万が一水害が発生したとしたら、天災では無く、人災として認定していただくしかない。また、死者が出た場合は、個人的責任問題であると多くの国民は思うであろう。					
18	1	参考に昨年10月7日に国土交通大臣宛てに提出した江戸川改修期成同盟会の意見書を添付するが、その意見書への回答すらない状況である。関係地方公共団体の意見を聴くとあるが、既に意見書を提出しており、約1年の期間がムダに費やされている。このようなことから、調査段階のダムと事業に着手しているダムとを同じ土俵で判断するのではなく、事業を中止したダムは、別枠で、時間を短縮して、検証していただきたい。					

ハッ場ダムについて、建設中止を前提とせず地元住民の意向を踏まえ、建設の是非を決める前に、治水面からの徹底した情報公開を行い整備の必要性の再検証を求める意見書

利根川は、流域面積が国内最大の 16,840km²、流域内人口が1千2百万人を超える大河川であり、我が国の政治・経済・文化の中心である首都圏を貫流しています。

ハッ場ダムは、その利根川支流の吾妻川中流で建設が進み、全事業の約7割が進捗しています。ハッ場ダムは、首都圏1都5県の治水・利水を担う多目的ダムであり、流域住民の生活を支えるとともに、我が国全体の活動に影響を及ぼす極めて重要な施設です。

このハッ場ダムの建設事業は、ダム湖底に沈む移転を余儀なくされた住民の半世紀にわたる辛勞辛苦、断腸の思いで決断をされた方々の犠牲により成り立っているものであり、利根川水系流域全体の治水安全度が高まることに感謝の念を禁じえないものです。

こうした、利根川流域では、記録に残るだけでも江戸時代以来250回を超す度重なる水害を受けてきました。昭和22年のカスリーン台風では、利根川決壊による洪水により、死者・行方不明者合わせて1,930人、流出・倒壊・浸水家屋334,541戸の被害がもたらされました。

国は地方公共団体と協力し、洪水の被害を未然に防ぐための利根川流域全体の河川整備の基本である「利根川水系河川整備基本方針」に沿って、

カスリーン台風規模の雨が降っても、二度と流域に大災害を引き起こさないよう堤防の拡幅強化、ダムの整備等を進めてまいりました。しかしながら現在、治水施設的能力は未だ3割不足していると言われております。

そのような状況の中、平成20年3月には、中央防災会議は利根川が決壊した時の被害想定を発表しております。大利根町付近で決壊した場合、氾濫流は2日後に東京まで達し、2,600人が、また、野田市で決壊した場合は3,300人が死亡すると想定しております。さらに温暖化が進むと、死者は、1.8倍から2.7倍に増えると予想しております。かつてカスリーン台風による大規模な被災を受けた地元自治体としては、これまで以上にハッ場ダムの建設の必要性を感じ、遅れている施設整備を強く求め、運動を展開しております。

ところが、最近の報道によれば、ハッ場ダムは利根川の洪水時のピーク流量に対して効果がないと国が公表しているとのことであります。平成20年5月に民主党石関貴史衆議院議員より出された質問主意書に対する答弁書を引用しているものであり、それによると「カスリーン台風再来時のハッ場ダムの治水効果について」との質問に対し、『八斗島地点における流出計算を行った結果、ハッ場ダムの有無の場合の洪水ピーク流量は双方とも毎秒20,421 m³』と答弁しております。

このことがハッ場ダムの治水面からの無用論の根拠になっていると聞いております。

カスリーン台風時の降雨は利根川上流域本川と烏川、神流川及び渡良瀬

川の流域にそれぞれ累計 300~400 ミリの降雨があり、その洪水が時間差をおかず利根川、渡良瀬川合流点に到達したために発生したと聞いております。そのときハッ場ダムが建設される吾妻川流域では 150~200 ミリの雨しか降っておりませんでした。ダムの有無は八斗島地点でのピーク流量に影響がないのは当然です。例えば、渡良瀬川流域で降った雨と同強度の雨が吾妻川流域で降ったとしてもハッ場ダムの効果はないのでしょうか。若しくは、カスリーン台風時に利根川上流本川と同様の雨が吾妻川流域に降っていたらどうなるのでしょうか。いくつもの不安な降雨パターンが想定されます。質問主意書に対する答弁書にも、「昭和 22 年 9 月洪水時と同程度の降雨量で過去に生起した 31 洪水時の降雨パターンをもとに流出計算すると、29 の洪水時の降雨パターンについて、ハッ場ダムは洪水のピーク流量に対する調節効果を有する」と記載されております。一つのパターンによりハッ場ダムを不要とするのは早計ではないのでしょうか。かつての被災地の住民として大きな不安を感じております。

利根川の治水対策については、『利根川水系河川整備基本方針』によって、上下流のそれぞれの地域で役割分担をして治水効果を発揮することになっております。ハッ場ダムにおいては毎秒 2,400 m³ の洪水を調節することになっております。仮にハッ場ダムをやめた場合、ハッ場ダムが担うことになっていた毎秒 2,400 m³ の洪水はどこで調節するのでしょうか。カスリーン台風により直接被害を受けた利根川右岸、江戸川流域の市区町が構成員となっている[黒塗り]としてはハッ場ダムの建設中止に大変な危機感を持っております。もちろん上流の皆さんだけに負担をかけるのではなく、下流における役割分担として、現在、私たちの江戸川流域

においても大規模な堤防強化事業を実施しております。これらの事業により、明治以降3回目の移転を余儀なくされている方々が数多くおりますが理解を得て協力を頂いております。ハッ場ダム建設を中止した場合、さらに沿川で引き堤、堤防かさ上げ等により毎秒2,400 m³の洪水を処理することになりますが、このような方々にさらに移転を要求するわけには行きません。行うにしても莫大な費用と時間を要します。

建設計画が持ち上がってからの半世紀、長年のご苦勞の末、建設を受け入れた地元の方々のお気持ちを考えたとき、一つの洪水パターンを前提とした建設中止の判断ではなく、影響があるといわれる29の洪水時の降雨パターン時の全ての情報を開示した上で下流域の住民の安全安心のためにも、ハッ場ダムの治水効果を検証していただくことを早期にお願いしたい。

以上 [REDACTED] は、国会及び政府に対し、強く要望する。

平成21年10月7日

[REDACTED]

別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)			
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)
③電話番号		メールアドレス	
④職業		会社員	⑤年齢 58
		⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見	
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)	
4 頁 ～ 5 頁	下か ら 5 行目 ～ 1 行目	【要旨】 「また、地球温暖化により大雨の頻度や干ばつの影響地域が増加する…… 安全度を低下させると考えられる」と記載されていますが、実際に地球全体の温暖化の影響からか降雨強度が従来よりも遥かに大きくなっているのは事実であり、今回の見直し(河川整備計画の整備水準)では、これらの事実が全く考慮されていません。今後 100 年先の気象状況を考慮した治水対策を高齢化、少子化が進展する前の今やっておくべきと考えます。	
6 頁 ～ 7 頁	上か ら 6 行 ～ 7 頁上 から 16 行	【意見】 今年の梅雨末期の集中豪雨により各地で土砂崩壊や洪水で被害を受けている。いままでも何百年と安全と考えられていた裏山が突然土石流となって襲ってきて、家を押潰してしまふ。それにより尊い命が奪われていく。理不尽といわざるを得ない。 こういった、異常な降雨量の増加とともに変動幅が増大している。これに対して、今回ダム事業を見直すのであれば、こういった降雨量の増大化の影響も考慮しておくべきと考えます。 政治家や土木技術者で、100 年前に今の状況を予測しそれに対して計画・設計し遂げた方が高い評価を得ています。将来、優秀な技術者なり政治家と呼ばれるような将来像をはっきり見据えた仕事をしてもらいたい。	

・降水量の増加とともに変動幅が増大。無降雨日も増加
・大洪水の可能性が増加する一方、渇水の可能性が増大

日本の夏(9～8月)の平均降水量の推移予測

(出典)水資源学会シンポジウム「河川水の日一気候変動がもたらす水問題」発表資料、木本昌男

夏季の降雨が増大

夏季の豪雨日数の経年予測
(日降水量100mm以上)

(出典)平成18年9月10日の東京大平らなど合同研究チームによる観測推定より

日降水量が100mm以上となる豪雨日数は、現在の年3回程度から増加し、年最大10回程度にまで増加すると予測

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)						
②住所		(都道府県名) (市区町村以下)				
③電話番号		メールアドレス				
④職業		会社員	⑤年齢	58	⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見				
頁	行	(200 字を超える場合は 200 字以内の要旨も記載)				
6 頁	下から 1 行目 ～ 5 行目	【要旨】 「今後、「用地補償基準妥結」の前にダム案と代替案に関する経済評価の比較、利水者の動向や関係地域住民の合意形成状況、……事業の継続が妥当かどうかを検討することが重要である。」となっているが、ダム建設に至るまでには、ダム以外の治水対策案の検討や利水対策に関する代替案などが検討されて予算化されているものと思っていた。従ってそれらの検討資料を公開し、その上でダム建設、あるいは代替案の検討を始めるべきではないでしょうか。				

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)					
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)	
③電話番号				メールアドレス	
④職業		会社員		⑤年齢	58
				⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
6頁	下から4行へ	【要旨】 計画上の整備水準を上回る洪水に対して、ハードの対策として壊滅的な決壊にすぐには至らない粘り強い構造の堤防に関する技術開発が必要と記述されているが、委員会のメンバーは、河川工学の専門家集団であり、ほんとうに役に立つ新しい技術が開発できるのかどうか良くご存知のはずで、現実的には非常に難しいのではないですか。そのような絵空事を提案してもらってもどうしようもない。 【意見】 現在の河川整備計画の整備水準が、ほんとうに将来起こるであろう最大の洪水かどうかかわからないのではないですか。何年に一度の確率の洪水なのか、はっきり示されていないのは何故ですか。 また、逆に考えれば整備基準は、何年に一度の確率で必ず起きるということであり、何年に一度は、洪水により河川堤防を越流して貴方達の家が床上あるいは床下浸水する可能性がありますよ、と説明すべきと考えます。さらに温暖化の影響で短時間で大きな降雨があった場合にはもっと大きな洪水が来る可能性があります、報告書に書くべきと思います。 報告書に記載されている河川堤防を強固にする技術が開発されたとしても、何千キロメートルもある河川堤防のどこから優先的に改良していくのか、その工事費はどうやって捻出していくのか、用地を提供してもらう場合に交渉に数年掛かることへの時間と労力はどうするのか、等等、課題が多すぎると考えられますが。本当に実現可能なのですか。委員会の専門家の先生方に正直にお答え願いたい。			

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)						
②住所		(都道府県名) (市区町村以下)				
③電話番号		メールアドレス				
④職業		会社員	⑤年齢	58	⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見				
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)				
8頁	上から14行～20行	【要旨】 可能な限り自己完結型の河川への流出を抑制するための具体的な対策が述べられていますが、近年の洪水は梅雨後半の集中豪雨や台風時の豪雨で発生することが多く、このような治水上問題となるような豪雨での大洪水時には、防災貯水池、公共施設、棟間貯留などの貯留場所は既に飽和状態で何ら対策に成り得ないのではないのでしょうか。もっと一般の人にも理解しやすい記述が望まれます。				

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)					
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)	
③電話番号				メールアドレス	
④職業		会社員		⑤年齢	58
				⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
10頁	上から10行～12行	【要旨】 「その改善と相互連携を図る努力と実績は必ずしも十分ではなかった」と報告書に記述されていますが、未だ300ダムの建設が計画されている現状で、改善と相互連携を図る努力をしてこなかったと、言い切ることは間違っていると思います。 現在まで、洪水時におけるダムの運用に関する改善や、ダム群の連携や改善、嵩上げなどの機能向上策など、すでに実施済みや計画中のダムも多くあり、中間報告書の記述は、河川行政を知らない方が書かれたような表現であり、一般の方の誤解を招く表現だと思います。			

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ (案) に関する意見

①氏名 (フリガナ)					
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)		
③電話番号				メールアドレス	
④職業		会社員	⑤年齢	58	⑥性別 男
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
14頁	上から2行～5行	【要旨】 「(9) 総合的な評価に当たって、一定の「安全度」を確保することを前提として、「コスト」を最も重視する」、となっていますが、前原大臣が中止した八ツ場ダムのB/C=3.4となっており関東平野の広範囲を洪水から守るであろう八ツ場ダムが中止されるのはおかしいと考えます。また、大臣の中止命令の根拠が示されていません。今回の中間報告を纏める前に、中止した理由を明確にしてから始めるべきだったのではないのでしょうか。 【意見】 前原大臣は、この中間報告によるダムの見直しを指示されていますが、一方で八ツ場ダムは見なしを「しない」と発言されております。「【別添資料1】検証の対象とするダム事業(直轄)」には、八ツ場ダムも含まれています。上記のように今の安全度を確保するためには八ツ場ダムが必要なものであり、今後のコストを考えればB/C=3.4というデータからは、ダム建設を進めたほうが良いことが示されています。それが何故八ツ場ダムは造ってはいけないのでしょうか。はっきりとした回答を世間一般に判るように説明していただきたい。 八ツ場ダム建設に反対派の意見では、下流の河川では10数センチメートルしか水位が上昇しないという意見がありますが、しかし度重なる堤防の嵩上げや修理、改修によって出来ている現在の堤防が(はっきり言ってどのような材料でどのような構造で出来ているか判らない)10数センチメートル水位が上昇した場合に決壊しないという補償が、反対者の方たちは断言できるのでしょうか。実際、洪水時に利根川では、数十箇所「月の輪工」によって漏水を防止したと聞きます。もしこれらの対応が間に合わなかったら破堤につながることも十分に考えられました。こういった事実を国民にちゃんと知らせるべきだった、と考えます。 前原大臣が、八ツ場ダム中止をし、全国のダムの全てを見直すことになったこの期間(再開されるまでに2~3年かかるのか?)に、大洪水が発生し堤防が一箇所決壊しても、大都会では何万件と建物浸水や人的被害が発生したとします。その場合に、大臣や反対していた先生方、新聞等のマスコミは、被害にあわれた方々に、どうやって謝罪し、どうやって損害を補償するのか。そこまで考慮した上で発言していただきたい。			

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]			
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)	
③電話番号		[REDACTED]		メールアドレス	[REDACTED]
④職業		会社員		⑤年齢	58
				⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200 字を超える場合は 200 字以内の要旨も記載)			
20 頁	上 か ら 1 行～	【要旨】 「治水対策案の立案」として 26 項目の対策案が提示されていますが、その中で、「遊水地」、「排水機場」、「部分的に低い堤防の存置」、「霞堤の存置」、「宅地のかさ上げ、ピロティ建築等」、などの対策は、「氾濫ありき」が前提の治水対策です。ダム建設をやめて氾濫も多少は容認する治水対策です。本来、国民の財産・生命の安全を守るためのダムが、災害を軽減するための対策へと政策の大転換です。多少の被害は許してもらおう、ということが許されるのでしょうか。			

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)					
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)	
③電話番号				メールアドレス	
④職業		会社員		⑤年齢	58
				⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
25頁 ～頁	上 から 22 行～	【要旨】 「(15)遊水機能を有する土地の保全」は、洪水時に下流での破堤を防ぐために一時的に洪水を低地に流し込み下流域の安全を確保するものです。江戸時代までの利根川治水における中条堤などでは50km²以上の用地が水没することになります。下流住民のために自分の家が水没ということが納得してもらえるのでしょうか。流域の土地利用が高度化した現在においては、長期の交渉期間と労力が必要で、そのような情報を流すだけで地価の下落など、経済的な混乱が生じ、実現が困難なのではないでしょうか。			

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)						
②住所		(都道府県名) (市区町村以下)				
③電話番号		メールアドレス				
④職業		会社員	⑤年齢	58	⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見				
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)				
37頁	上から8行～	【要旨】 (2) コストに関して●完成までに要する費用、●維持管理に要する費用、●その他の費用と示されて、一定の「安全度」を確保することを前提にし「コスト」を評価軸の中心に判断する、となっています。 ダムの場合は、以上の支出のほかに、建設中や完成後には観光資源となることが判っており、これら観光による経済効果、地域の活性化による経済効果の収入部分についても考慮し、プラス、マイナスして評価すべきではないでしょうか。				

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)			
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)
③電話番号		メールアドレス	
④職業		会社員	⑤年齢 58
		⑥性別 男	
意見該当箇所		⑦御意見	
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)	
45頁 及び 59頁 ～60 頁	上 か ら 1 行～	【要旨】 45頁には「多目的ダムの場合、治水と並んで利水の観点から検討することが重要である。」と記されているが、59頁の総合的な評価の考え方には、「治水対策の観点からの検討」しか記述されていない。日本では多目的ダムが圧倒的に多く、「利水の観点からの検討」についても、「治水」と同様に検討すべきである。治水、利水対策の各々の評価軸における評価結果についてどのように優劣をつけ総合的に評価に反映させるのか、評価方針を明確化しておく必要があるのではないか。	

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名（フリガナ）					
②住所		（都道府県名）		（市区町村以下）	
③電話番号					
④職業		会社員		⑤年齢	58
				⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	（200字を超える場合は200字以内の要旨も記載）			
48頁	下から5行～	【要旨】 治水対策の代替案として（13）「水源林の保全」が上げられていますが、渇水期に治水容量が確保されるかどうか、問題となります。 一方、9頁には「渇水時には、地域や年降雨量にもよるが河川流量がかえって減少する可能性がある」と記述されており、明らかに治水対策とは成り得ないことが判つていながら治水対策として挙げられています。量的なことも検討すべきとは思いますが、わが国の森林の豊かさを考えれば、再考すべきと考えます。			
9頁	下から2行				

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)					
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)	
③電話番号				メールアドレス	
④職業		会社員		⑤年齢	36歳
				⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200 字を超える場合は 200 字以内の要旨も記載)			
33	1 ～ 5	【要旨】 第 6 章 概略評価による治水対策案の抽出の中で、「第 5 章で述べた方策を組み合わせさせて・・・(中略)・・・第 5 章に掲げる方策を参考にして立案する。」とあります。第 5 章で挙げられている 26 の方策を同一の土台で評価できるものか疑問であるとともに、これらの中で実現可能で効果が実証されている方策は限られていると考えられます。 【意見】 第 5 章の従来の代替案検討で、「ダム、遊水地（調節池）等、・・・(中略)・・・全く使われてきていない方策である。」とあります。 従来あまり、もしくは全く使われてきていない方策に関しては、今回の代替案としても飛躍的に使える方策になるとは考えられません。よく使われてきた方策について考えた場合、我が国の極端に流域が開発された河川について、引堤、遊水地等の整備などの空間を拡大することが実質的には不可能であることが多いと思われます。その場合、最終的には、堤防を嵩上げするか、ダムを建設するかの択一になると考えられ、都市部分での破堤による損害額の大きさなども考慮すると、結果的に堤防の嵩上げよりダム建設を優位に選択することになると考えられます。			

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)					
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)	
③電話番号				メールアドレス	
④職業		会社員		⑤年齢	36歳
				⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
35	1 ～ 9	【要旨】 第7章 評価軸について、(1)～(8)の評価軸が示されていますが、治水効果以外の付加的な効果に関しても考慮に入れる必要があると思います。 【意見】 ダム建設と同時に建設される付替道路や工事用道路等によって、それらが生活面あるいは観光面での新たな利便性を生み、結果として、地域の活性化につながるということは良くあることです。 また、ダムによる河川流量の平準化は環境や利水に対しても効果があり、これらの効果に関しては本来のダム事業による治水効果とは異なる点ではありますが、このような付加的な効果に関しても評価として考えるのも良いのではないのでしょうか。			

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]					
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)			
③電話番号		[REDACTED]		メールアドレス [REDACTED]			
④職業		[REDACTED]		⑤年齢	50才代	⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見					
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)					
6	33	・計画高水位以上の水位・・・決壊にすぐには至らない粘り強い構造の堤防・・・と、あるが、計画高水位以下の洪水位でも浸透や侵食等により破堤した事例があることを忘れてはならない。まずは、現状の堤防の構造上の検証と対策が最優先されるべきです。					
8	11	・その際、それぞれの地域で・・・自己完結的に洪水を処理・・・に重点を置く・・・と、あるが、この表現は「自分の地域さえよければいい」という過去の歴史に逆戻りする思想であり、「河川は流域社会の共有財産である」の基本理念を考えると、流域を管理する国の役割はどこにあるのでしょうか。誤解のない表現にすべきです。					
13	12	・(7) 各治水対策案について、目標を上回る洪水が発生する場合の状態を明らかにする。また、・・・明らかにする。とあるが、(8)と(9)でいう総合的な評価における位置付けが曖昧であり、検討に対する労力・費用のかけ方が読みにくいです。					
21	18	・(3) 遊水地(調節地)等 において、今後、人口減少や住宅地・産業立地の再編によって生じる都市・地域内の空地・空間をこれらに有効活用することも考えた方がいいと思います。					
28	7	・(21) 宅地のかさ上げ、ピロティ建築等 において、既市街地における浸水想定区域内では、宅地の盛土によるかさ上げは区域内の浸水深を上昇させてしまうため、浸水被害の軽減とはならないはずです。					
30	8	・(25) 洪水の予測、情報の提供等 に関連して、「降雨予測精度の向上」の重要性が上げられる。これは、将来的に降雨の予測精度が高くなれば、本文でいう洪水の予測における流出量予測の精度が上がるとともに、避難行動に必要な時間をもカバーできる予測計算の時間幅を長くとることができます。また、ダム等の人的操作を伴う洪水調節施設のより効果的な操作運用が可能となります。					
39	8	・(5) 柔軟性 において、●でいう記載と、事例の内容がタイアップしていないため、将来の不確実性がわかりにくいです。					

差出人: [REDACTED]
送信日時: 2010年8月14日土曜日 10:28
宛先: chisuinoarikata@mlit.go.jp
CC: [REDACTED]
件名: 中間とりまとめ案に対する意見

今後の治水のあり方に関する有識者会議 御中

中間とりまとめ案に対し意見を申し述べます。

①基本的な「思想」

河川は本来どうあるべきか、生態系の中で河川はどんな役割をになっているのか、という河川に関する「基本的な思想」が何も感じられません。従来どおり、「川の水は必要なだけ利用し、余った水は遅滞なく速やかに海に流してしまえ」という漠然とした考えに基づいた「とりまとめ案」になっているようです。

これでは、「河川は下水道とおなじ」といっているようなもの。従来の国の河川思想と変わりません。川に対する「思想」が従来と変わらないならば、「政策」や「対策」が変わるはずがありません。

②見直しの主体が事業者とは

見直しをする人が「事業者」であるなら、どうして「見直し」が成立するのでしょうか。（従来どおりの河川思想の持ち主が、どうして新しい管理方法を編み出せるのでしょうか）

③基本高水はどうか

「基本高水」という概念は、ダム建設を成立させるために導入された概念です。基本高水の検証なしにダム政策の検証は不可能です。これに「案」がふれられていないことは、この「案」自体が、ダム建設を容認（前提）としていることを物語っています。

以上の観点から、全面的な書き換えを求めるものです。

~~~~~

[REDACTED]

差出人: [REDACTED]  
 送信日時: 2010年8月14日 土曜日 10:44  
 宛先: chisui@arikata@mlit.go.jp  
 CC: [REDACTED]  
 件名: 中間とりまとめ案に対する意見

今後の治水のあり方に関する有識者会議 御中

中間とりまとめ案に対し意見を申し述べます。

①基本的な「思想」

河川は本来どうあるべきか、生態系の中で河川はどんな役割をになっているのか、という河川に関する「基本的な思想」が何も感じられません。従来どおり、「川の水は必要なだけ利用し、余った水は遅滞なく速やかに海に流してしまえ」という漠然とした考えに基づいた「とりまとめ案」になっているようです。

これでは、「河川は下水道とおなじ」といっているようなもの。従来の国の河川思想と変わりません。川に対する「思想」が従来と変わらないならば、「政策」や「対策」が変るはずがありません。

②見直しの主体が事業者とは

見直しをする人が「事業者」であるなら、どうして「見直し」が成立するのでしょうか。(従来どおりの河川思想の持ち主が、どうして新しい管理方法を編み出せるのでしょうか)

③基本高水はどうか

「基本高水」という概念は、ダム建設を成立させるために導入されたものです。基本高水の検証→廃止なしにダム政策の検証・転換は不可能です。これに「案」がふれられていないことは、この「案」自体が、ダム建設を前提(容認)としていることを物語っています。

以上の観点から、全面的な書き換えを求めるものです。(2010. 8. 14)

~~~~~

[REDACTED]

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]			
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)	
③電話番号		[REDACTED]		メールアドレス [REDACTED]	
④職業		大学教員		⑤年齢	46
				⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
13	6	「2. 2 検証に当たっての基本的な考え方」のところ。 (要旨) 項目の一つとして、たとえば「(11) 治水対策案の立案にあたっては、常に最新のデータやシミュレーション技術を取り入れ、データやシミュレーションモデルは誰もが利用できるものとする」といった項目を設けて、治水対策案立案の技術的な透明性を記述すべきであると考えます。 (意見) 治水対策案の立案に用いられる水工シミュレーションモデルが国民から信用されることが、代替案を検討する上で大前提となります。この場合、治水対策案の立案に用いられる水工シミュレーションモデルの品質が保証されている、あるいは品質が保証された水工シミュレーションモデルによって治水対策案が立案されている、ということになればよいのですが、水工シミュレーションの質を評価することは容易なことではありません。少なくとも、検討に用いられる水工シミュレーションモデルを誰もが動作させることができるような環境があつて、やろうと思えば誰もが数値を確かめることができるような環境が大事です。この点で現在、開発を進めておられる水・物質循環解析ソフトウェア共通基盤 CommonMP は極めて重要な社会技術ツールです。「検討主体」や「関係住民」だれもが共通に利用できる社会技術ツールとして、今後ともより一層使い勝手のよいものに発展させていく必要があると考えます。なお、こうした公開された仕様のもとでの社会技術ツールの開発は民間活力を引き出す源泉ですし、水ビジネスを海外展開していくときの基本ツールともなります。今しばらく、国が主体となつてこうしたツールをサポートする体制を組まれることを期待します。			
13	6	「2. 2 検証に当たっての基本的な考え方」のところ。 温暖化によって外力が変化した場合への対応も、今後の治水対策を考える上で欠かせないと考えます。項目(7)のところ、たとえば、「各治水対策案について、目標を上回る洪水が発生する場合や、温暖化によって洪水発生頻度や強度が変化した場合の状況を明らかにする。」としてはいかがでしょうか。			
35	19	「第7章 評価軸(1) 安全度(被害軽減効果)」のところ 「温暖化が進行した場合にどのような状態となるか」という項目を「(1) 安全度」の評価項目に加えるべきではないかと考えます。上と同様ですが、たとえば、将来における100年確率年最大洪水流量の変化比率の全国的なマップを標準値として準備しておき、そのような変化があつた場合にどのような状態になる可能性があるか、現時点で設定している安全度(再現期間)がどのように変化するかなどを検討すべきでは			

		ないでしょうか。
45	4	「第8章 利水の観点からに検討 8. 1 検討の進め方」のところ 利水参画者に対する開発量の必要性の検討とともに、温暖化による水資源の変化の可能性にも言及した方がよいと考えます。ダムによって確実に日々恩恵を受けるのは水資源の確保です。現在、水資源が確保されている流域であっても、将来も同様である保証はありません。気候変化の将来推計では短時間降水強度の増大とともに無降雨期間の増加や渇水流量（355日目の日流量）の減少も見られています。
50	16	「8. 3 利水に関する評価軸」のところ 治水と同様に利水に関しても「安全度」という評価軸を設定すべきであると考えます。「温暖化が進行した場合にどのような状態となるか」という項目を設定して、たとえば、将来における10年確率渇水流量の変化比率の全国的なマップを標準値として準備しておき、そのような変化があった場合にどのような状態になる可能性があるかということなどを検討すべきではないでしょうか。

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)					
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)	
③電話番号				メールアドレス	
④職業		大学教員		⑤年齢	49
				⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
10	13	ダム再開発事業では、記載の目的に加えて、「ダム堆砂対策」の有効性、緊急性を提起したい。堆砂対策を進めることで、「堆砂容量＝死水容量」の有効容量化が図られるとともに、掘削土砂の「河川還元」や「有効利用」により、下流河川環境の改善や限られた優良国産資源の土砂資源化が図られる複合便益事業となる。これまでの「作りっぱなし」から、「次世代に胸を張って引き継ぐことのできる」ダム事業に転換することが重要である。			
14	1	時間概念については、1)調査・計画、2)用地補償、3)工事施工、に分離すべきである。「ダム事業が長期にわたる」のは大きな誤解であり、これは2)が支配的なためである。3)の部分は極めて短期間に実施され効果を発揮する。その特性を考慮しなければ、将来にわたってダム事業の有効性が評価されない。換言すれば、今後は、2)の部分で長期間を要しないように地元合意がなされたところから優先的に事業実施するシステムとすればよい。			
14	2	総合的な評価における「コスト」についても、時間概念と同様に、1)調査・計画によるもの、2)用地補償などによるもの、3)工事施工によるもの、に分離して議論すべきである。すなわち、「時間」もコストであり、これまでのダム事業が割高となっている最大の理由は、2)の部分に長期間を要しているからである。複数の事業メニュー間を比較する際には、上記の1)～3)の中身を分解して、特に、3)に着目して比較すべきである。			
39	3	持続可能性に関しては、複数の代替案を比較する場合に、事業完成直後から、その管理体制、特に、誰が管理を行うのか、そのコストは誰が負担するのか、を明確にしておく必要がある。特に、「遊水地」の場合に問題となるのは、管理すべき土地、関連施設が空間的に広範囲に分布することになり、これを、「低コスト」で「確実に」管理することは容易なことではない。この点を十分に考慮できるような比較を行う必要がある。			
39	15	ダムの柔軟性に関しては、例えば、流水型ダムの洪水吐きをゲート付きとして固定開度で使用するにより、下流河川の整備状況や気候変動などの水文条件の変化に応じて、ダム地点の洪水調節仕様を柔軟に変更することが可能である。このような、施設設計時の工夫により、システムとしての柔軟性の作り込みが可能である点を考慮すべきである。			

56	20	CO2 排出負荷に関しては、利水対策案とともに、治水対策案として水力発電用ダム容量を買い上げる場合も同様である。この場合には、火力発電の増強を要するなど、代替エネルギーとの比較が重要である。米国や EU 諸国では、再生可能エネルギーの拡大策として既存水力施設の再開発や未利用の流れの水力利用化(Hydrokinetic Energy)が積極的に推進されており、これに逆行する政策は、水力発電容量を失って余りある効果が期待されなければ実施すべきでない。
----	----	--

国土交通省河川局河川計画課

今後の治水対策のあり方に関する有識者会議事務局 御中

中間とりまとめ(案)に関する意見



私たちは、過去 15 年に亘って、兵庫県武庫川の治水問題について活動してきました。武庫川は2級河川で、別添資料 P.66 記載番号 28 武庫川ダムがあります。

私たちの関心は武庫川水系の治水問題のあり方についてなので、この観点からの意見書を作成しました。

1. 第4章 検証対象ダム事業等の点検(P.19・L12)

武庫川ダムは昭和 40 年代から計画され、平成 12 年に兵庫県よりダム環境影響評価準備書(環境アセスメント) が公表されたが、それに対する住民意見書の 95%以上が反対を表明し、他の団体からも反対意見があり、その結果武庫川流域委員会が設置され、その後、武庫川ダム計画の概要はそのままで現在に至っている。事業費も当時のまま踏襲されている。兵庫県当局はその後の武庫川の状況を再点検し、ダム建設計画書を新しく作成すべきである。

2. 第5章 複数の治水対策案の立案(P.21)

武庫川水系河川整備基本方針は平成 21 年 3 月に国交省の同意を得て策定されたが、その後流域委員会では整備計画(原案)について審議を進めている。委員会の方針は基本的に武庫川ダムを整備計画に盛り込まない方向で検討中である。

武庫川の治水を考える連絡協議会(以下、協議会と略称)は武庫川ダムに頼らない複数の代替案について武庫川流域委員会に提案している。

(2)ダムの有効活用(P.21)

武庫川中流域に神戸市の管理する利水専用の千苅ダムがある。ダムは建設以来90年を経過し、現在の「河川管理施設等構造令」には不適格となっているが、近代化産業遺産として登録されている。ダム湖容量は 877 万 m^3 で武庫川水系では屈指の大きさである。これを治水兼用ダムに改造することを協議会から提案し、兵庫県も検討案をまとめているが、まだ決定的ではない。実行には時間とコストを必要とするが、武庫川ダム新設に比べると環境等についての問題も少ない。千苅ダムを改造して既存不適格の条件も修正

し、今後の治水対策に活用すべきである。

(3) 遊水池(調節池)等(P.21)

流域委員からの提案に沿う形で兵庫県は千叡ダム付近の県有地を遊水池として活用する案をまとめている(容量 217,000m³)。他にも活用できる候補地があるので更に検討すべきである。

(5) 河道の掘削(P.22)

兵庫県は基本方針設定時に言及しなかった、河口付近の潮止堰・床止工の撤去を整備計画(原案)に書き入れた。基本方針では武庫川ダム建設は一応対象外だったが、洪水調節施設による調節流量 910m³/sはダム建設を前提とした数値である。従って整備計画では下流河道掘削が必要条件となったと思われるが、潮止堰によって分断されている汽水域が本来の姿に戻り、自然環境の改善、河道の流量増加も見込まれる。

(13) 雨水貯留施設(P.25)

各戸貯留、団地の棟間貯留、学校の運動場を利用した貯留施設等は既に河川整備基本方針設定のための流域委員会で何度も議論してきた。協議会からも各戸貯留設置のためのインセンティブプラン設定が効果的であることも提案してきた。

(21) 宅地の嵩上げ、ピロティ建築等(P.28)

武庫川の下流は堤防頂部が住宅よりも高い天井川となっている箇所が多い。また流域住民が高齢化しており、実際に越流、破堤等の被害に遭遇しても逃げられないケースが多い。堤防より一定距離以内の住宅は優先的にピロティ住宅とし、「逃げなくても助かる」建築物にするべきであって、都市計画発足時から考慮に入れるべきである。

(23) 水田等の保全(P.29)

武庫川下流部は100万の人口を有する都市空間だが、上流三田、篠山地区は現在も水田が広がる農村地帯が多く面積を占める。しかし、農村人口の高齢化により放棄水田が増えている。水田の畦畔嵩上げによる治水機能の向上と放棄水田等の防災調整池への転用を図る事も計画すべきである。

第7章 評価軸 (2)コスト (3)実現性(P.37)

上記で述べた千叡ダムの転用については現在の県の試算では可成りのコスト(約 310億)と見込まれている。これは武庫川ダム新設と殆ど変わりがない金額である。しかし武庫川ダムの場合は環境による損失コストが正確に見積もられていない。千叡ダムの改造について技術的な実現性は充分にあるが、時間がかかることも事実である。武庫川ダムは現在までに新設のための費用、土地買収等は殆ど実施されていない。こうした事情から、ダム新設以外の方策は充分実現性があると考ええる。

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)					
②住所		(都道府県名) (市区町村以下)			
③電話番号		メールアドレス			
④職業		建設業	⑤年齢	34	⑥性別 男
意見談当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
4	9	「財政的制約の下では、・・・必要とされる。」とあるが、これは、現在も入札において技術、コストに関する競争の結果、最良と判断された建設会社が工事入手しているのであって、建設会社も工事入手のために身を削って（利益が確保するのが難しい中で）、必死に事業を行っており、無駄を押しという表現は不適であると思われる。また、真に必要なかつ効率的な事業に・・・とあるが、これとてこれまでの事業も真に必要で効率的な事業と判断して実施に至ったのではないか？ このような表現は、これまで事業の精査が不十分であり、コストを過度に費やしていたと認めているように感じられる。 「できるだけダムにたよらない治水」とあるが、私は治水・利水を行う上でダムが効率的であると感じている。ダムがあまり良いイメージでないのは、事業が開始されるまでに調査・設計等の事前検討に数十年を要し、実際に建設に至った段階では、当初の治水・利水計画と実際が大きくかけ離れてしまい、計画の修正が行われない当初のまま建設が進められるため、ムダな公共投資で税金のムダ使いであると国民に理解されていると思われる。 ダムにたよらないということではなく、逆にダムの良さ（効率的・集中的な投資、多目的ダムとしての利用）を積極的にアピールし、調査・計画を迅速に行い、現状に適した規模でのダム建設を進めることが重要であると思われる。もっと、マスコミを利用した国民へのアピールを行うべき（建設事業全般に言えること）である。			
31	9	効果の定量性 流域全体での治水対策が列記されている中で、定量的評価が難しいことが挙げられているが、各手法が過大評価されて採用された場合には、設計変更によりコストがかかり不経済になると思われる。ダムがムダと理解されている根源には、事業の評価が甘かったということがあるため、これらの評価手法を早期に見出すべきであると思われる。 最後に、本とりまとめ（案）は、同じ内容が繰返されているように感じ、内容が分かりにくくなっていると思われる。国民の理解も含め、ボリュームを絞り、もっと分かりやすい資料とすべきであると感じる。 以上			

(別添: 意

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ (案) に関する意見

①氏名 (フリガナ)			
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)
③電話番号		メールアドレス	
④職業	建設業	⑤年齢	36
		⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見	
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)	
6	7	1. 3 計画上の整備水準を上回る洪水への対応のあり方について、 大阪のダム建設が中断している現場の報道番組を見ました。県発注のダムで、計画時の根拠データの隠蔽や、検討項目の不純さ、不透明さ、マスコミにたたかれてからの不具合の露呈、対応のまずさ等、県側の不祥事とも取れる内容でした。私とその報道を見て最も問題となっていることは何かと推測すると、[ダムを計画するに当たりダム建設が妥当であると判断する大きなファクターの1つが過去の大雨、洪水データであり、そこを計画者側で良いようにデータを使用し、あたかも洪水が頻繁に発生し、今後も予想されるといったイメージを受ける報告結果となっていた。]といったことではないかと思う。 しかし、その報告結果が導いている内容が間違っているとは思えない。今日まで建設されてきた多くの物件は、たくさんの人たちからの要望があって施工されており、100%無駄なものはありません。まして、ダムのような未来の災害に対しての防災は不可欠であると同時にそれを計画し、妥当性を判断するのは非常に難しい。それを不特定多数の人に説明し、理解してもらうにはそれなりのインパクト、見せ方のアレンジが必要であると私は思う。 各業界、業種でルールがある。そのこと自体賛否が分かれるところであるが、突然否定するのは良くない。大きな事業が計画され、施工されている背景にはたくさんの要因があり、それがすべて間違っていることはありえないし、その逆も叱りである。社会情勢から判断するとさらに混乱すると思う。そのなかで決断し、施工することは並大抵のことではない。 ダムに特筆すると、治水効果が最も高いことは言うまでもないが、そのことが事業費の大きさ、政治とかねといったマイナスイメージで霞んできている。まずはその辺の改革と理解が急務であると同時に、ダムが治水のすべてを担っているのではなく、ダムも含めたあらゆる事業があってこそその治水、防災であることを多くの人に理解してもらい取り組みを強化するべきであると私は考えます。	

(別添：意見提出様式)

国土交通省河川局河川計画課

今後の治水対策のあり方に関する有識者会議事務局 宛

今後の治水対策のあり方に関する意見

① 名(フリガナ)	
②住所	
③電話番号又はメールアドレス	
④職業	
⑤年齢	
⑥性別	
⑦御意見 (御意見が長文の場合は、併せてその内容の要旨(1,000字以内)を添付してください。)	1) 幅広い治水対策案の具体的提案について ◎ 今後の治水の考え方 可能な限りダムに頼らない方法を優先すること。 ダム建設は計画から完成まで40～50年かかっている。このことは関係者にとって大変な問題である。人生のほとんどをダム問題に左右されて一生を終わる者もある。下流民を水害から守るという数の論理だけのダム建設一辺倒の政策は、基本的人権、生存権を保障する憲法のもとでは通らない。何が憎くて上流と下流の同じ日本人同士が対立しなければならないのか、そんなダム政策は悪政である。また、自然環境を著しく破壊してきたダム建設は、時代のニーズにも合わない。しかるに、新たなダム建設は行うべきでない。 想定を超える洪水への対応は、想定を超える洪水が来ても壊滅的な被害を受けないように、耐越水対策堤防への強化を図るとともに、流域への洪水の受容の方策を可能な限り取り入れること。 ① 堤防を耐越水対策堤防に強化していく 壊滅的な洪水被害をもたらすのは、破堤による氾濫である。洪水の越流があっても直ちに決壊することがない堤防の強化を行う必要がある。 ② 遊水地を設ける ・採石場の窪地を洪水調整池に利用する 流域に砕石場があるところも多い。砕石場は、周辺の地盤より低地に採掘している場合も多く、深さ50メートルに及ぶものはざらである。100万トン～200万トンの貯留も可能である。氾濫や決壊による被害も想定されないし、貯留水は利水にも利用できる。何よりも安価な対策である。 ※参考に新聞記事を添付しますが、提案者の石木ダム計画地にも同様の砕石場があります。その窪地の利用を提案します。 ・河川の隣接地に遊水地を設ける 遊水地が確保できる場合は、窪地をつくり洪水調整池として利用する。確保できなければ氾濫原なる土地を想定し、水害を和らげる方策を取り入れる。 ③ バイパスを設ける

2) 新たな評価軸の具体的提案について

とてつもない借金を作ってしまった日本、この借金は到底返すことができない額に達している。この借金的一端を担ったのがダム建設であった。この借金をいくらかでも減らす方策として、金食い虫のダム建設は今後行わないことを提案する。その方法として、可能な限りダムに頼らない方法を優先することとし、ダム以外の方法を検討する。

また、後世へこの美しい日本を残すために、自然環境を守って「コンクリートから人へ」をキャッチフレーズとして人にやさしい政治へと変えていくことが我々に課せられた使命でもある。

そこで、評価の基準として、

①現在計画されているダムについては、今までも5年、10年単位での評価が行われたが、昔から「10年ひと昔」ともいう、計画されてから10年を経過しても本体着工できないダム事業は中止することとする。中止後はダムによらない方法で対応する。

②建設中のダムであっても今後借金を増やすダムは中止する。

③ダム建設中止判断基準等の作成のために次の項目を検証する。

今までのダム建設計画は、「ダム建設ありき」での現実離れした数値を採用しているきらいがあるので、現実に即した数値に再設定する必要がある。

イ治水計画の目標流量の再設定

ロ河道整備の最優先と流下能力の科学的検証

ハ現実に即したダム事業の正しい費用便益比(B/C)の計算

また、ダムによる環境破壊を負の便益として算入する

この基準は国の事業、県の事業を問わずに適用すること。日本を救うためには国・地方が一体となって取り組む必要があるからだ。

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]			
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)	
③電話番号		[REDACTED]		メールアドレス [REDACTED]	
④職業		会社員		⑤年齢	52
				⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200 字を超える場合は 200 字以内の要旨も記載)			
5	18	その際には、治水安全度に関する指標を住民にわかりやすく提示とあるが、今回の個別ダムの検証作業に先立ちこの治水安全度をどのように設定するか再検討を行い、関係住民との再合意を行なうべきと考える。			
16	17	3. 2 検討主体について、現在事業を実施している部所である水機構、地方整備局、都道府県が検証に係る検討を実施するとなっている。公正な検証を行なうためには検討主体が第三者を含めた中立的立場の検討委員会を組織して検討を行なうべきと考える。			
22	19	(6) 引堤 引堤は対象範囲全線に渡り実施できれば、流下能力増大させる相当な効果を発現可能であるが、莫大な用地取得や家屋移転を伴う課題が多い治水対策案と言える。			
22	26	(7) 堤防のかさ上げ (モバイルレビーを含む) かさ上げは破堤時の洪水リスクが増大するといった欠点と流下能力増大による治水安全度向上といった利点をもたらす。したがって、どの程度堤防をかさ上げするかは先に述べた欠点と利点を総合的に検討し決定しなければならない。さらに対象堤防全長のかさ上げが完了しないと効果を発揮することができない。これらの理由から効果や実現性の面で慎重な検討を必要とする治水対策案と言える。特にモバイルレビーは今後調査研究と記述されておりあくまでも応急的な治水対策と考えるべきである。			
23	24	(9) 決壊しない堤防 「耐越水堤防整備の技術的な実現性の見解」について平成 20 年 10 月 17 日に耐越水堤防整備の技術的な実現性検討委員会報告書で「断面構造ならびに長大な区間の安全性確保の観点からすると、堤防で越水が生じた場合、計画高水以下で求められる安全性と同等の安全性を有する構造物すなわち耐越水堤防とすることは、現状でな技術的に見て困難である。」といった結論が出されている。中間とりまとめ（案）のなかにも技術的に可能となるならといった記述もなされている。したがって有効な治水対策案とはなりえないと考える。			

24	6	(10) 決壊しづらい堤防 この治水対策案も (9) 決壊しない堤防と同じ理由で有効な治水対策案とはならない。
24 ～25	25 ～23	(12) 排水機場 河川のピーク流量や流下能力を向上には寄与しない。通常限られた範囲での内水対策として採用されるので、流域一体での有効な治水対策とは言えない。
25	6 ～23	(13) 雨水貯留設備、(14) 雨水浸透設備 河道のピーク流量低減効果を発揮するまで、現状以上の新たな施設を整備するコストおよび時間面で不利な対策案といえる。
25 ～30	25 ～8	(15) 遊水機能を有する土地の保全、(16) 部分的に低い堤防の存置、(17) 霞堤の存置、(18) 輪中堤、(19) 二線堤、(20) 樹林帯等、(21) 宅地のかさ上げ、ピロティ建築等、(22) 土地利用規制、(23) 水田等の保全、(24) 森林の保全 上記治水対策案は、(1) ～ (5) の従来からの外水氾濫対策案に対して効果および実現性に劣ると言える。特に (24) 森林の保全については、「地球環境・人間生活にかかわる農業および森林の多面的な機能の評価について」平成 13 年 11 月に日本学術会議特別委員会の答申が出されており、森林の洪水緩和機能については大洪水においては顕著な効果は期待できないとの結論が導かれており、なぜ今回この治水対策案が取り入れられたか根拠が不明である。
30 ～31	10 ～10	(25) 洪水の予測、情報の提供等、(26) 水害保険等 上記は治水対策案というより、あくまで洪水リスク対策でありリスクの軽減、移転を行なうものである。
35	1	治水対策案の評価軸に (1) 安全度、(2) コスト、(3) 実現性、(4) 持続性、(5) 柔軟性、(6) 地域社会への影響、(7) 環境への影響、(8) 流水の正常な機能の維持への影響があげられており、その中で 59 頁 16 行にコストを最も重視するとあるが、既往の治水安全度でコストを重視して検討した場合は現在の事業計画が有利になることが明白と考えられる。
		以上治水に対する意見を述べたが、利水に関してもほぼ同じ意見であり、今回の中間とりまとめに対する意見の結論としては以下の通りである。 このとりまとめ案にしたがって再検証が進められた場合本当に有効であるか疑問点が多い。将来の日本国土の優良な資産を残すためにも、根本的な事業計画上の条件へメスをいれて検討を行なうことが必要であり、中立的立場の検討主体、コストに偏らない評価軸の採用を望むものである。

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ (案) に関する意見

①氏名 (フリガナ)						
②住所						
③電話番号		メールアドレス				
④職業		自治体職員	⑤年齢	52	⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見				
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)				
41/ 56	18- 24 12- 56	意見1 【要旨】 利水の観点からの評価軸として56頁に示されている項目「景観、人と自然との豊かな触れ合いにどのような影響があるか」について、41頁に記されている治水対策に関する評価軸と同様に「日常的な人と自然との触れ合いの活動がどのように変化するかできる限り明らかにする」の文言を入れるべきです。 【意見】 治水対策の評価軸と利水の観点からの評価軸、双方において共通して示されている項目として「景観、人と自然との豊かな触れ合いにどのような影響があるか」(41頁と56頁)が設定されています。これ自体は必須的な、欠かせない評価の軸を提起し、盛り込んだものと考えます。ただ、治水と利水とでその項目に付されている説明が異なるのはなぜなのか、よく理解できないところです。具体的には41頁、治水の評価軸にはある「日常的な人と自然との触れ合いの活動がどのように変化するかできる限り明らかにする」との文言が、56頁の利水に関する評価軸の該当項目には抜けており、前後の文章が整理されています。これは、そのようにすべきではなく、41頁と同じように「日常的な人と自然の触れ合いの活動」についての言及を盛り込むべきです。できるならば、56頁においては、「人と自然との触れ合い」が、むしろ強調されるべきではないでしょうか。 なぜなら、「日常的な人と自然との触れ合いの活動」は、それ自体が「利水」のあり方の一つであり、水系の景観の重要な構成要素でもあると考えからです。水をどう使うか(「量」としてどう消費するか)という面だけが強調された「利水」ではなく、「人と自然との触れ合い」など「質」の面も重視した多面的な「利水」の吟味が行われるならば、それ自体が意義あることですし、それを踏まえて「治水」のあり方が豊かに示されるべきだと考えます。				
同上 + 39- 40		意見2 【要旨】 地域社会への影響が主として経済的側面から論じられており、とくに地域振興の項では観光面における効果にのみ言及されていますが、文化面の例示なども加え、より多面的に水系と地域社会の関わりを検討す				

べきだと、評価軸の説明を補正すべきです。その際には、文化(的)景観の観点からの評価が必要で有効だとの見解も付け加えるべきです。

【意見】 治水対策の評価軸においても、利水の観点からの評価軸においても、共通して、「事業地及びその周辺への影響はどの程度か」、「地域振興に対してどのような効果があるか」、「地域間の利害の衡平への配慮がなされているか」の3項目があげられ、それぞれにほぼ同じ説明が付されています(39-40 頁、54-55 頁)。これらの記述は総じて、主に経済的側面を重視して論じられているように思われます。とりわけ地域振興に対しての効果として例示されているのは、「観光客が増加し、地域振興に寄与する場合がある」というものだけです。「コミュニティやまちづくり等への影響の観点」(39 頁)を考慮するのであれば、文化面に対する配慮・寄与などの例示も盛り込み、多面的な検討がなされるよう強く促すべきです。加えて、「地域振興に効果がある場合があるので、必要に応じ、その効果を明らかにする」(40 頁)との姿勢にとどまらず、より積極的に、そうした効果をもたらす対策が治水・利水の計画に盛り込まれているかどうかを、必須の評価課題として位置づけるような文書補正を要望いたします。

また、「景観、人と自然との豊かな触れ合いにどのような影響があるか」(41 頁、56 頁)は、地域社会への影響の重要な一側面であり、関連させて検討すべきだと考えます。その際には、文化(的)景観の概念とその保全手法が有効であり、導入を図るべき、とする旨の見解が付記されるよう求めます。そのように考える理由は、主に次の2点にあります。

第一点は、文化(的)景観の概念とその保全手法は、水系を単位とするような広域の状況把握や整備と親和性が高いことです。現に、制度枠として成立してまだ間もないながら、国の重要文化的景観として選定された21件(平成22年8月現在)の内には、「アイヌの伝統と近代開拓による沙流川流域の文化的景観」、「近江八幡の水郷」、「高島市針江・霜降の水辺景観」、「四万十川流域の文化的景観」、「通潤用水と白糸台地の棚田景観」など、一定の広がりを持つ水辺空間を対象としたものが多くの割合を占めます。これは偶然ではなく、河川水系など広域的な地域状況を包括的に把握し、その保全・活用を図るための学術上あるいは行政上の枠組みとして、文化(的)景観の概念と手法が効果的であると理解され、普及しつつあるために生じている現象なのではないでしょうか。

この第1点と関連する第2点は、文化(的)景観の概念とその保全手法は、世界遺産など近年の国際的な取り組みの中で生成し深化してきたものなので、その積極的な導入が、治水のあり方に関する世界的スタンダードの提示につながるということです。日本国内において、ダムだけによらない治水の考え方を定着させ豊かにするとともに、海外に先進的モデルを提供し貢献することにもつながる方策として提案するものです。

以上について、有識者会議委員各位の賢明なご思慮・ご判断をお願いいたします。

10年 8月15日 (日) 11:20 AM

有識者会議事務局
03-5253-7602

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)			
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)
③電話番号		メールアドレス	—
④職業		技術士	⑤年齢 75 ⑥性別 男
意見該当箇所		⑦御意見	
頁	行	(200 字を超える場合は 200 字以内の要旨も記載)	
2	7	治水目標と河川整備の進め方について、河川整備基本方針という長期的な目標が達成される間の具体的な事業として河川整備計画により安全度の確保、災害軽減を図るとするが、その河川整備計画でも 20～30 年を要する所にあるから、建設を目前にひかえているダム建設による効果は、より早く達成される事業もあり、国民に向って水災害、水資源の利用などに関して早期に国土の安全性確保の施策を示して戴きたい。	

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]			
②住所		[REDACTED]			
③電話番号		[REDACTED]		メールアドレス [REDACTED]	
④職業		会社員		⑤年齢	55
				⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200 字を超える場合は 200 字以内の要旨も記載)			
13	12	「ダム以外の方法による治水対策案」とあるが、例えば堤防の嵩上げに伴う鉄道や道路の橋梁の架け替えとその設置標高を上げるにより必要となるアプローチ部分の用地取得や付け替え工事等のコスト・工程等全てを正確に試算する必要がある。しかし、このために要する期間・労力は膨大となる他、正確に試算すること自体が困難と思われる。			
45	4	利水計画量については、食糧自給率を今後アップする計画に基づき、灌漑用水・農業用水計画量に十分な余裕を見込むべきである。（食糧自給率は現在のわが国では先進諸国に比べて極端に低く、また今後の世界情勢・温暖化等の環境変化を考えると確実に上げていく必要があると考える。）			

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ (案) に関する意見

①氏名 (フリガナ)							
②住所		(都道府県名)					
③電話番号				メールアドレス			
④職業		環境NGO		代表	⑤年齢	45歳	⑥性別
		男					
意見該当箇所		⑦御意見					
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)					
13	25	(8) 検証に当たっては、各評価軸についての的確な評価を行った上で、財政的、時間的な観点を加味して総合的に評価を行う。 (9) 総合的な評価に当たって、一定の「安全度」を確保することを前提として、「コスト」を最も重視する。なお、これらの考え方によらずに、特に重視する評価軸により評価を行う場合等は、その理由を明示する。 意見 (要旨) ダム事業の「コスト」には生物多様性や自然破壊による「損失」を加味し、流域全体の長期的な経済の持続可能性の比較で治水プランの評価すべき。 米国、欧州の治水対策としてのダム事業の見直しやダム撤去の背景には、河川流域の経済が、特に長期的な視点を持った場合、ダム建設による生物多様性の消滅、流域の環境汚染、流域漁獲高の減少などによるダメージを大きく受けたという点が挙げられている。 日本のダム建設事業の問題は、河川流域の生態系を破壊し、河川が本来持つ生物多様性を失わせ、川漁師で生計をたてたり、釣り人の滞在宿泊などによる流域経済を破壊し続けてきた点にある。短期的な建設コストによる治水安全度の向上の「コスト」だけで判断し続けてきた結果として、多くの河川流域で、本来の自然資本が失われ、流域の経済の持続可能性が失われてきた。今般の「検証」は、先ずこれまでの反省に立脚をすべきであるが、その姿勢が全く感じられない。 山形県での検証対象事業である最上小国川は、天然アユが年間300万匹も遡上し、釣り具メーカー主催などの友アユ釣りの大会が年間8回も行われ、流域の最上町、舟形町の交流人口、周辺旅館への滞在人口を増やすことに貢献し、山形県の観光やまちづくりの面でも、河川の清流環境に基づく流域経済が重要な要素となっている。 県は「穴あきダム」は環境に影響を与えないとして、「ダム建設による流域経済の損失」について答えを拒み続け、コストといえばダムとダムではない放水路、河川改修の安全度の「コスト」による比較でダムが最も安いなどと言い続けてきた。しかし、寿命のあるコンクリート巨大構造物を長期にわたって建設する建設期間の清流環境へのダメージ、建設後の構造物への水やヘドロの滞留などによる環境へのダメージは、既存事業などが					
14	1						

ら容易に想像できる。

清流環境というかけがえのない自然資本の損失を、明確に建設の際の負のコストとしてとらえ、長期的な視点で、流域の持続可能性を叶える事業を検討するというスタンスで、治水方策を検討、検証しなおす姿勢を強く求める。

ダム建設事業はこれまで日本固有の清流を破壊し続け、流域に自然生態的に、また社会経済的にも深刻なダメージを与え続け、更にダムの寿命をむかえたり堆砂で埋まった際には、莫大なコストが発生することがわかっている。撤去の費用も莫大である。そうした建造物ゆえに、ダムに依らない治水策を徹底的に検討することは当然である。今般発表された治水対策プランや検証の姿勢では、世界の河川政策の潮流に未だ逆行する河川政策を温存しかねない。

検証の有識者会議の委員として、淀川水系流域委員会などで実績のある京大名誉教授今本博健先生、新潟大名誉教授 大熊孝先生らを任命し、これまでの河川政策の反省にたち、真に持続可能な流域の地域作りに貢献する、又、世界の河川政策潮流に合致する治水プランの検証が行われることを強く求める。

【記入例】今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)	治水 有男 (チスイ アリオ)				
②住所	(都道府県名)	(市区町村以下)			
	〇〇県	〇〇市〇〇			
③電話番号	〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇	メールアドレス	〇〇@〇〇		
④職業	会社員	⑤年齢	38	⑥性別	男
意見該当箇所	⑦御意見				
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]			
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)	
		[REDACTED]		[REDACTED]	
③電話番号		[REDACTED]		メールアドレス [REDACTED]	
④職業		フリーター		⑤年齢	30
				⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
5	7～	本来氾濫するのが当たり前の場所に住んでいるのに、そこを洪水から100%守ってくれと言うのがおかしい。また、その為の負担はこれからの世代には不可能である。開き直りではなく、「事実」として氾濫地域である事を前提とした川と町一体の対策を進めて欲しい。また、このパブコメのように声を出す事が出来ない自然に対しては積極的に目を向ける仕組みが望まれる。			
16	24～ 25	事業を推進している主体が「検討主体」となっても、推進前提の検討しか出来ない。これは、ダムに関する検討に限らず、環境アセスメントや工事の為の自然調査においても同じ事が言える。事業推進者が発注する調査では現場の調査側も発注者に気を使った結果を出す。また、不都合な結果部分を黒塗りされるといった話も聞いている。利害のない第三者の観点・視点が必要である。			
35～ 44		【要旨】 今回の「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）」の中で様々な評価軸が出てきたのは重要だと思う。是非この様々な角度からの評価の実施・公表を推進し、その上での判断をして欲しい。 【意見】 どの様な対策でも必ずメリットとデメリットが内在する。そんな中で、メリットのみを強調広報し、事を推進するのはおかしい。 例えば、カスリーン台風を引き合いに、ダム・堤防で守らないとこんな被害に合うと脅しの如く公表している。一方、そのデメリット（課題）を目にする機会は極端に少ない。あれだけ生々しく見せられ脅されれば大概の人は賛成する。 ぜひ、公平な立場から様々な角度からの評価を公表した上での判断を求めたい。			

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

① 氏名 (フリガナ)					
②住所		(都道府県名) (市区町村以下)			
③電話番号		メールアドレス		jimukyoku@npo-mizube.org	
④職業		⑤年齢		⑥性別	
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
48		【要旨】 利水の霞ヶ浦導水に関しては、工事中であるにも関わらず検証対象になっていると言うことに疑問を持っています。 【意見】 工程のほぼ7割が終了しているにもかかわらず、検証リストになっているのは無駄です。早急に工事を開始し、霞ヶ浦へ那珂川の水を入れるべきだと思います。 霞ヶ浦導水の利水には水質浄化も含まれていると言うことを忘れてはなりません。数十年にわたって水質浄化を行ってきた霞ヶ浦ですが、なかなか改善されないのは、化学物質が濃縮された水を希釈すると言う観念が今までなかったからでしょう。 古くは琵琶湖疎水、近代では北千葉導水に代表されるように、新たな水の流入は水質浄化に大きな影響を与えると予想され、早急に工事の再開が望ましいと考えられます。			

【記入例】 今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)	治水 有男 (チスイ アリオ)	
②住所	(都道府県名)	(市区町村以下)
	〇〇県	〇〇市〇〇

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ(案)に関する意見

①氏名(フリガナ)

②住所

③電話番号

④職業 弁護士 砂防コンサルタント ⑤年齢 85 ⑥性別 男

意見該当箇所 ⑦御意見(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)

頁 行

全般

意見

非常に判りやすく、説得力があり、重要な論点は殆どカバーされており、今までにない立派な報告と感心しました。今後さらに検討を進め完成し新たな治水対策の指針として活用すれば治水対策の大改革イノベーション創出につながると確信します。早く検証の実施例を見たいと思います

20

複数の治水対策の項

意見

私は2月に提出した治水対策のあり方に関する意見でダムの上流支流に多くのプロツクスクリン堰を建設しこれらをワイヤーロープで繋留する工法及び長大な堤防の強化策として同じくワイヤーを堤防の両斜面にたらし保護岸構造物を繋留する工法を提案しましたが掲載からもれています。まだ殆ど実施例のない特許工法ですが大きな改革工法の可能性を持つており紹介して頂きたいと思います
災害の大型化に対応するには人間も大きな新しい発想が求められます。

今後の治水対策のあり方にかんする有識者会議宛て意見書

- 1 氏名 [REDACTED]
- 2 テレ [REDACTED]
- 3 職業 ライダー
- 4 年齢 74 歳
- 5 性別 男
- 6 意見

第三者機関の構成は、あくまで公募によるものとする。河川行政にかかる基礎資料の吟味、たとえば、「基本高水」の総合的再検討、河川行政の根本的転換期のあたり流域の民意の反映、環境の反映は、97 年の河川法の改正の精神でもあるはずだ。ダムばかりでなく、総合治水、日本のそれぞれの地域の伝統的治水の方法をあわせて考えたい。たとえば、ハッ場ダムのような 50 年を超える企画は、すでに時代や社会の要請から遠く離れているといわねばならない。

新しい公共性の構築の基礎作業には、市民の誰もが参加できる、流域住民の意見の反映が補
障される必要がある。特に、ダムの必要性をめぐる社会的合理性、科学的合理性、対話によ
り実現される合理性の確保のためには、やはり、ダム事業者ではない第三者機関の検証を欠
くことは出来ない。今日、ダム行政・河川行政は、歴史的転換期で、流域住民の意見の反映・
参加は、明日の公共性構築の前提条件であろう。当然、情報公開と市民への公開の場での審
議が必要である。又、新しい公共性構築の前提、哲学は生物多様性、多元性を内包するもの
であろう。

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ (案) に関する意見

①氏名 (フリガナ)			
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)
③電話番号			メールアドレス
④職業		会社員	⑤年齢 44
			⑥性別 男
意見該当箇所		⑦御意見	
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)	
59	1	【要旨】 第9章 総合的な評価の考え方では「できるだけダムにたよらない治水」にこだわることなくあらゆる面を総合的に評価し、判断する主旨が記述されており、評価できる。 【意見】 現在の財政状況を考慮すれば、“一定の「安全度」を確保することを前提として、「コスト」を最も重視する”という考え方は妥当であると考えます。 今回の「中間取りまとめ案」の中の代替案は定量的に評価しづらいものも含まれており単純な比較は難しいが、まず定量的に評価できる評価軸である「安全度」と「コスト」を用いた比較を行い、その結果「安全度」が同等でかつ「トータルコスト」の差がわずかなである場合のみ他の評価軸と併せた検討を行えばいいと考える。 ダム案ありきで計画を進めることは論外であるが、「できるだけダムにたよらない治水」にこだわり、評価軸の選定や評価が歪められないようにするべきであると考えます。 一納税者としては、限られた予算の中で、必要な社会資本を無駄なく整備できる仕組みが確立され、その中身がガラス張りであることを望みます。	
62	4	判断の結果をその根拠とともに公表することは大切である。検討内容をガラス張りにするためにも、各ダムの「検討結果の報告」を公表する項目に追加することが望ましいと考えられる。	

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ (案) に関する意見

①	氏名 (フリガナ)					
②	住所	(都道府県名)	(市区町村以下)			
③	電話番号			メールアドレス		
④	職業	主婦	⑤年齢	56歳	⑥性別	女
意見該当箇所		⑦御意見				
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)				
16	24～ 25	「個別のダム事業については、各地方整備局等、水機構、都道府県が「検討主体」とな て、検証に係る検討を行う。」 意見 【要旨】ダム事業者自らの検証では真のダムの見直しはできません。ダム事業者と切り離 した第三者機関、市民参加を保證した第三者機関によってしか、ダムの客観的科学的な検 証は行えません。 今回の案では検証検討主体はダム事業者であって、ダム事業者自らがダムの検証を行う ことになっています。これではダムの客観的科学的な検証を行うことができません。従来 の河川行政ではダム事業者によってダム計画が先にありきの、科学性を欠いた治水計画・ 利水計画が策定されてきました。ですから、そこにメスを入れて、その抜本的な見直しを しなければ、客観的・科学的な検証になりません。検証検討主体をダム事業者とは別の第 三者機関とすが真のダムの検証を行うための必須条件です。この第三者機関はダム事業者 が委員を選任するのではなく、公募した委員で構成されるものとし、公開の場で市民参加 のもとに客観的な検証を行うことが必要です。市民参加を保證した第三者機関によってし かダムの客観的科学的な検証が行えないので、検証検討主体を、市民参加を保證した第三 者機関に変える必要があります。				

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名（フリガナ）					
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)	
③電話番号				メールアドレス	
④職業		主婦		⑤年齢	56才
				⑥性別	女
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
18	9 ~ 13	「検討過程においては、「関係地方公共団体からなる検討の場」を公開するなど情報公開を行うとともに、主要な段階でパブリックコメントを行う。 ・学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長、関係利害者の意見を聴く。」 意見 【要旨】ダム事業の見直しを求める市民は検証作業から実質的に排除されていますので、公開された第三者機関を設置して市民参加の道を開く必要があります。 ダム事業の見直しを求める私たち市民の関係では、「情報公開を行うとともに、主要な段階でパブリックコメントを行う」「関係住民の意見を聴く」ということしか書かれていません。この「関係住民」にダム見直しを求める市民が含まれているかどうか定かではありませんが、私たち市民はせいぜい公聴会、場合によってはパブリックコメントで意見を聴きおくだけですから、検証作業にその意見が反映されることはほとんど期待できません。ダム見直しの機運が高まってきた最も大きな要因はダム事業の見直しを求める市民の声が大きく広がってきたことにあるにもかかわらず、その市民を排除した検証作業で真のダムの検証が行えるはずがありません。ダムの検証は公開の場で市民参加のもとに第三者機関によって行うことが客観的な検証の必須の条件です。真の検証を行うために、公開された第三者機関を設置して市民参加の道を開くことが是非とも必要です。			

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名（フリガナ）		[REDACTED]			
②住所		(都道府県名) [REDACTED] (市区町村以下) [REDACTED]			
③電話番号		[REDACTED] メールアドレス [REDACTED]			
④職業		主婦		⑤年齢	56才
				⑥性別	女
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
45	6 ~ 11	「検討主体は、利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思があるか、開発量として何m/sが必要か、また、必要に応じ、利水参画者において水需給計画の点検・確認を行うよう要請する。その上で、検討主体において、例えば、上水であれば人口動態の推計など必要量の算出が妥当に行われているかを確認する。あわせて、利水参画者に対し、代替案が考えられないか検討するよう要請する。」 意見 【要旨】利水についてもダム事業者や利水参画者と切り離した第三者機関による検証が不可欠です。基礎データから洗い直して、従来の利水計画にメスを入れる必要があります。 今まで利水参画者はダム事業者と一体となって、ダム事業推進の理由をつくるため、「水道用水等の需要は実績では増加が止まり、減少傾向になっているにもかかわらず、将来の需要は増加していく」、「地盤沈下はすでに沈静化しているにもかかわらず、地盤沈下対策として水道用地下水を削減するための代替水源が必要である」などの非合理的な利水計画を策定してきました。また、河川管理者は、河川の流量に余裕があって、取水に支障をきたしたことがないにもかかわらず、利水参画者の水利権の一部を暫定水利権として、ダムによる暫定解消が必要であるとしてきました。 このようにダム事業を前提とした利水計画が利水参画者とダム事業者によってつくられてきたのですから、利水参画者に水需給計画の点検を求めても、やはりダムが必要だという答が返ってくるだけです。 利水についてもダム事業者や利水参画者と切り離した第三者機関による検証が不可欠です。市民が参加した第三者機関によって、基礎データから洗い直して、水需要の過大予測と保有水源の過小評価を行う従来の利水計画にメスを入れ、科学的、客観的な検証が行われなければ、従来の利水計画がそのまま生き残るだけです。			

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ (案) に関する意見

①氏名 (フリガナ)					
②住所		(都道府県名) (市区町村以下)			
③電話番号		メールアドレス			
④職業		主婦	⑤年齢	56才	⑥性別
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
60	2～7	「次のような考え方で総合的に評価を行う。 ①一定の「安全度」を確保 (河川整備計画における目標と同程度) することを前提として、「コスト」を最も重視する。なお、「コスト」は完成までに要する費用のみでなく、維持管理に要する費用等も評価する。」 意見 【要旨】 残事業費ではなく、ダム事業がもたらす様々なマイナス面を最重視して、治水対策案の総合評価が必要です。 ダム事業者は今までダム事業費の増額は無いと言いながら、事業費の増額を繰り返してきました。多くのダムは事業を継続すれば、災害防止対策費、工事の遅れに伴う追加予算などで、事業費が今後も大きく膨らむことが予想されますので、ダム事業を現在の計画の枠内での「完成までに要する費用」で評価することは誤りです。 さらに、「完成までに要する費用」を中心とする「コスト」という物差しで見れば、ダム事業の建設が進むほどその残事業費が小さくなって、ダム案が有利となり、ダム案が自動的に選択されることになります。 残事業費ではなく、ダム事業がもたらす様々なマイナス面、災害誘発の危険性、かけがえのない自然の喪失、堆砂の進行による様々な弊害などを最重視して、治水対策案の総合評価が必要です。			

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ (案) に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]			
②住所		(都道府県名) [REDACTED] (市区町村以下) [REDACTED]			
③電話番号		[REDACTED]		メールアドレス	[REDACTED]
④職業		主婦		⑤年齢	56才
				⑥性別	♀
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
18	3~6	「検討主体は、「関係地方公共団体からなる検討の場」を設置し、相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深め検討を進める。」 意見 【要旨】ダム推進を求める大合唱の場となる「関係地方公共団体からなる検討の場」を設置すれば、予断なきダム検証の障害となります。 現在の地方公共団体のほとんどはダム推進の立場にありますから、「関係地方公共団体からなる検討の場」を設置すれば、ダム推進を求める意見に集約されることは目に見えています。ハッ場ダムを例にとれば、関係6都県知事はいずれもハッ場ダムの推進を強く求めています。ハッ場ダムを例にとれば、関係6都県知事はいずれもハッ場ダムの推進を強く求めています。当然のことながら、ハッ場ダムに関する「関係地方公共団体からなる検討の場」が設置されれば、ハッ場ダムの推進を求める大合唱の場になることが確実に予想され、客観的な検証が行うことが困難となります。この検証作業では関係地方公共団体の長は別に意見を聴き、その意見を反映するようになっているのですから、それで十分です。ダム推進を求める大合唱の場となる「関係地方公共団体からなる検討の場」は予断なきダム検証の障害となりますので、そのような検討の場は設置してはなりません。			

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名（フリガナ）					
②住所					
③電話番号		メールアドレス			
④職業		会社員	⑤年齢	49	⑥性別
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
		<趣旨> 意見募集の趣旨は、個別ダムのご具体ダムを選んで論じよとの趣旨ではないでしょうけど、個人的にはずっと気にかけている関東地整管理の「ハツ場ダム」を注目していますので、この話題になることをご承知ください。 趣旨を簡単に記述すると、以下のようになります。 『本当にカスリン台風のような被災の再来はあるのか検証して欲しい。同台風のような降雨ではなく、被災です。これは私論ですが早々ないと考えています。この検証を技術論でやって欲しいのです。その上で、渡良瀬遊水地の改修によって利根川の河川整備計画におけるダムの負担を軽くして欲しいのです。現在の同計画ではハツ場ダムの規模のダムはもっと必要です。そして、もうそんなダムサイトなど得られないのが現状です。そうすると、現状を把握してダムに頼らない治水対策として、利根川に限っては、私は①カスリン再来ない、②遊水地改修で、OK というシナリオはあるのではないかと思います』 また、ダムの今後に関して、いくつか私なりの意見を送付します。 以上が趣旨です。 <本文> 1)「できるだけダムにたよらない治水」に関する私論 政策転換のキャッチフレーズである「できるだけダムにたよらない治水」というのには、実はあまり賛成していません。また、治水工法をダムと非ダムとの対決姿勢に誘導し、「ダムが負けた（または勝った）」と〇×で盛り上がるのは本意ではないです。 是非、このフレーズは、「できるだけダム『だけに』に頼らない治水」に改めて下さい。このキャッチフレーズのなかからは「いずれ新規ダムを廃止したい」という趣旨が嗅ぎ取れるからです。ダムは立派な治水技術・土木技術の一つであって放棄すべき対象ではないです。もちろん、総合的に検討した結果でダム工法を使っても、使わなくてもいいわけです。当たり前ですが、その流域、河川に特有の問題が多々ありますので、この認識をして最適な整備方針を立案すればいいだけで、なんでいきなりダム、非ダム論争にいくのかが疑問です。 これは民主党政権が、物言わぬ土木技術を悪者にしたいとの意図を感じてなりませ			

ん。ましてや長くない歴史といっても 60 年もの歴史を持つ近代ダム技術が批判される側面はあるものの、否定されていいわけではないです。

明治以前はダム技術が我が国では普及していなかったから無かっただけです。だから、政府自らがあえて単純化したキャッチフレーズで、事を進めることには賛成できません。この「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」皆様方がやっている試みは「治水のあり方を再検討している」のであって、ここに来て急に、先のキャッチフレーズが今回公式文書にも入って配布されていくのには、違和感があります。

人口減少、少子高齢化、財政難の時期だからこそ、環境負荷や住民負荷が多少あってもダムに頼るケースもあっていいわけです。むしろ、河道改修（具体的には堤防改修）はこれがダムに比べ優れているのかと問いたいです。ほとんどのケースで否となると思います。

民主党政権は政治家がすべて官僚を指導できるとの感覚を抱いているようです。海外諸国対応（外交、軍事）、疫病、治安、防犯、防災・治水などは、その分野の技術官僚に「政治が指示を出す」ことは、政治・行政の緊張感を関係双方が認識しいいかもしれませんが、長く続く政治・行政の好ましい形ではないです。これは行政が停滞するということではなく、政治無しでも停滞しないという従前の政治・行政スタイルになってしまいます。

このような中で、今回のこの有識者会議などは、実施したことに、意義のある成果を期待いたします。

本題に入ります。

2)カスリン台風の検証の必要性

利根川の計画高水流量の算定では、どうしてもカスリン台風のときの流量というのが意識されています。既往最大流量に対しても安全であるという対応をしたいのは分かります。しかし、何人もの識者も言っているのですが、カスリン台風が起きた 1947 年は戦後すぐの時期で山腹が禿斜状態だったわけです。このために土砂が河川に流入し、河川が用を成さなくなった状態で多数の多様な水害が起きました。

だから、建設省は利根川であれば、利根川水系砂防事務所を強化し、砂防事業を 60 年間やってきているわけです。利根川水系砂防事務所が、カスリン台風の土砂の生産先である赤城山の各所に対する砂防施設工の工事を概成したのは、昭和五〇年代後半ではないでしょうか。つまり、カスリン台風から三〇年の工事成果を成したその時点で、「これでカスリン台風と同じ雨が来ても、あのような被災はないでしょう」との総括、国民に対するアナウンスをすべきだったのではないのでしょうか。寡黙な現場または出先の方が発言するのは、はばかりれるとしても、責任ある方（このケースでは当時の関東地方建設局長）が発言されるべきです。

このような一定のアナウンスが公になっていないので、この下流を管轄する直轄河川の部門（河川局）では、金科玉条のように「カスリン、カスリン」とカスリン台風の既往の降雨波形を伝家の宝刀の如く振り回す、「カスリン教徒」のようです。ご本人たちも、建設が目的でないとしても、責任上指摘されれば、「じゃあ、カスリンが

再来したらどうする、どうする？」となるのは目に見えているので、「対応しています」との河川計画を立案することを、私達も責められないです。

これは、建設省当時からの河川局内の河川部と砂防部のセクショナリズムが、事をここまで大きくしているのではないのでしょうか。確かに、砂防の今後の生産土砂量の難しさがあるので、工事をたっぷりしたから、二度と被災はないなどと無責任なことはいえないでしょうけど、おそらくこれら工事のお蔭でしょうが、この 60 年間は利根川や渡良瀬川などの大きな川にまで土砂が到達するような災害はないです。だから一定の効果があるとの技術的見解を公にしてもいいのではないのでしょうか。セクショナリズムといえば、林野庁関連の工事、この補助工事も山腹の保全に大きな役割を果たしてくれてきたはずですが、にも関わらず、カスリン台風時のような大きな・多くの山腹崩壊はもうないでしょうとの、公の見解は出してないです。それぞれ、寡黙に一途に多くの業績を残しながら、確かに自然の営力には、何をやって無駄という謙虚な気持ちがあるのかも知れないが、河川、砂防、林務という重要な三部門のカスリン台風に対する公式見解がないのは、非常に困ります。

さらには貯留効果の大きい水田を大きくは管理している農水省は、今後水田が耕作者の高齢化とともに、どのように移行していくか、公式見解を出しているか、これが治水上の懸念事項になるかどうかの見解はどうかとなると疑問です。今後 40 年間くらいで水田は相当数が開発対象になるけれども、少子化でそんなに住宅化は進まないとなれば、どういう風になるのか、私は大変興味があるところです。

ここで言いたいのは八ッ場ダムの問題でなく、八ッ場ダムの要否または規模を大きく左右するカスリン台風の扱いです。この歴史的な大きな被災を実は、いまからでもいいので検証して欲しいのです。そして、今の時点の山腹の整備状態、砂防の整備状態、既往ダム・堰堤の整備状態なら、カスリン台風と同じ降雨が来ようとも、「大丈夫」と言えるのではないのでしょうか。この検証作業に着手して欲しいのです。その上で更なる八ッ場ダム続行という結論が得られれば、これは仕方ないでしょうと思います。

先の平成 22 年 1～2 月の一般者からの意見公募の中にも、カスリン台風の扱いに、「いまはそうならないんでしょう？」という私と同じ意見がありました。

もちろん、雨の多さによる被害の原因は北関東からのこの土砂流出に限らない話なので、私の指摘がすべてではないでしょう。しかし、利根川水系砂防以外にも、直轄河川の上流域には直轄砂防があつて、十分整備し、高度成長期も味方し、補助河川・補助砂防も相当数の整備をしてきているわけです。それでも、川を埋めるような土砂流出が起きますでしょうか。この確率が高いのでしょうか。「将来のことだから誰も分らない」と逃げないで、適切な技術論（時には確率論）でご発言いただく専門家（集団）こそ必要なわけです。この専門家（集団）の責任にしないで、国の責任でこの言葉に政治と行政のトップが「お墨付き」をつけて欲しいのです。難しい分かるのですが、これがないと「前」に進まない議論が多いのです。

3) 渡良瀬遊水地の改修案の提案

国土交通省では最近、対象 84 ダムの事業採択の基準について一般公募をされています。この中ではダムか、堤防改修か、どちらがよいかの意見を寄せるような書き方をされています。洪水防御の手法の中の代表が流下機能の堤防、貯留機能の代表がダムだから、この対決をしているようで、事を単純にしすぎると、モノを見る眼を誤るときもあります。

ダムの歴史は戦後からですから 60 年程度です。この以前も河川氾濫はありましたので、調整池や遊水池、越流堤、霞堤などで、なんとか洪水をいなししていました。このような技術の中では、調整池が一番効果的です。

利根川沿川には幸いに渡良瀬調整地（遊水地）がありますので、この改修をしてダム新設を避けることはできないでしょうか。有識者会議の報告に対する一般者の方の意見にも、遊水地（貯水施設）こそ重要であるとの意見は多いです。しかし、渡良瀬遊水地の拡張計画こそ必要との意見は無かったです。渡良瀬遊水地は渡良瀬川、思川、巴波川の三川の計画高水流量（計 9400m³/s）を調整し、本川へのピーク集時の流出をゼロにします。下流の利根川のピークは 17400m³/s です。

この「本川に迷惑をかけない」控えめな役割を、一步進め「本川のピーク流量の一部を引き取ってあげる」ことを提案します。それには、渡良瀬遊水地の改修に加え、利根川本川に堰を造るなどの規模の大きな越流促進施設の新設などを要しますし、湿地の掘り下げなどの環境面では疑問視する工法案も出てきます。しかし、この渡良瀬遊水地は利根川水系の治水面の切り札になる可能性があります。明治時代の谷中村の尊い犠牲に感謝し、最新の技術と綿密な計画でもって、これを遂行して欲しいのです。

同じ貯留系施設でも山間部のダムと、中・下流域の遊水地・調整池では、この効果に差があります。後者の方が優位と考えます。なぜならば、保全対象（埼玉県南以南の都市部）と近いために確実に水害から守ることができます。八ツ場ダムを推進するより、これは効果があると思います。ただし、八ツ場ダムの事業遂行には私は賛成で、あそこまでの投資を無にするような政策はないです。

この遊水地に着目していた建設省技官の方もいたはずですが、これが出来なかったのは、遊水地自体もまだ概成に至ってなかったからですが、この今の時期だったらどうでしょうか。本川利根川からの流入のための工事、遊水地周辺の築堤のかさ上げとすることはありますが、長野原で起きているような悲劇はないと思います。

洪水というものに対しては、長い数キロにもなる堤防を全区間でかさ上げするようなことは好ましい選択ではないです。1箇所「かた」をつけるダム、調整池が優れています。これは技術面、維持管理面、経済面でも言えることです。水害に対しては、流下、貯留（調整）、浸透の3つでしか対応できないといわれていますが、急激な水位上昇をもたらす水害に対し浸透の効果が少ないので、前二者に話が向かい流下効果の堤防改修は不利である。貯留効果の施設には、山間部の治水ダム、中流域の調整池、下流域の地下調整池があります。この貯留施設は新規に立地先を探すのに悩みますが、こと渡良瀬遊水地に限って言えば、改修工法の検討から入れるので、住民反対などのことはないと考えます。

幸い、渡良瀬遊水地を管理する利根川上流河川事務所は、国土交通省の河川局のトップエンジニアの集団と言われています。是非、研究・検証・水理実験・環境改変な

どの影響評価などの課題を適切にクリアできる能力を持っている集団と考えています。

話をすこし、八ツ場ダムに移しますが、あれほどのダム以外の周辺整備（道路、鉄道、住民生活基盤、補償、転流工完成）を済ませてしまったいま、選挙で民主党政権になる前月に八ツ場ダム本体工事発注を中止するという、綱渡りのことをしてまで、八ツ場ダムは中止すべき対象でしょうか。住民が反対しているのならばともかく賛成に転じてくれた現下の状況において、いかがなものかと思います。いまのまま中止しても、国土交通省のいう「河川景観」の維持という面ではたいへん残念な景観をさらすこととなります。これをもって後世への残酷なメッセージにしたいのでしょうか、為政者の方は。

私は、八ツ場ダムも、渡良瀬遊水地も、利根川流量配分も全部が全部、見直すことを言っていない。ここまでしても社会混乱を起こすだけで、治水面では大きな成果はないと予想するからです。八ツ場ダムの対応だけは残念に思うとだけに、とどめめます。

4)堤防の改修に対する疑問

そもそも堤防改修とは、どの範囲を改修するのでしょうか。利根川でいえば、群馬県内の8割程度は破堤氾濫の心配がない掘り込み河道になっていますが、この下流・埼玉県内の堤防区間を全部拡幅するのでしょうか。これが茨城県にも及ぶのでしょうか。群馬県内でも堤防区間は本川以外に多い。こんなことを云えば、利根川に関連する一都四県の利根川に関する一次支川、二次支川でも堤防はあります。この堤防の弱い箇所、強い箇所の質的安定性の把握が出来ないです。そんな基礎資料もないのに、どうするのでしょうか。まさか全部を補強、改修するのでしょうか。これはダムを造るより経済的なののでしょうか。多少難しい、不確かな技術的問題は残ろうとも、経済的ならば、堤防の改修も選択肢です。ましてや、これらの判断は専門技術者でも難しいという判断です。もちろん、これらの審議の公開をすべきでしょうけど、長大で巨大な堤防の、ここがこの理由で不安定であり、こうこうすべき、というのは難しいです。

だから、「今後は堤防整備で対応すべき」との識者の意見を聞くと、この人は「部外者」でしかないとがっかりさせられます。だから、「堤防改修だけでやる」というのが結論になる河川整備の河川は極少ないと思います。

堤防がさ上げが限界にあり上流ダムの設置に踏み切っている現在の利根川治水計画の手法をあながち、全部疑うことはできません。少なくとも、ダムは堤防より経済的との判断をしているはずです。検討委員会では、各ダムの検討の過程を精査すればいいので、資料収集などのお手間はあろうかと思いますが、この確認をされればいいと思います。

現堤防を改修するには、堤防を堤内地側に移動する「引き堤」をしなければいけないでしょう。現堤を上上げる拡築もあるでしょうけど、河川水位の上昇は危険性が高まるだけで受け入れられないと思います。引堤となれば、まず考えるべきは、補償

費、補償費を支払っても移転反対に遭うことです。このあたりを覚悟で事に対峙する
 とはいえ、やはり多少のトラブルはあります。これを対象区間全部にする(見直す)と
 なると、これは相当な困難を予想するしかありません。洪水は1箇所でも始末しろとの意
 味は、この当たりの問題もあり、日本は特に私有財産権が保障されていて、かつ強い
 ですから、現河川の左右を引堤、かさ上げ(拡築)するとなれば、骨の折れることで、
 時間軸を考えるとすれば、実現性に疑問を持ちます。

人様の土地を買わないで現河川区域内で、堤防を上げればよいではないかという案
 があります。パラペット護岸・特殊堤などというコンクリートを使う工法です。これ
 は土で構築するのが原則の堤防に対し、コンクリートの「異物」が入ることに、そし
 て、これが主体の治水施設になる点でたいへん問題です。技術的には、構造物まわり
 には流水の浸入(まわり)が容易になってしまい、このための構造物・堤防ともの崩
 壊が懸念されます。

ダム1箇所の安全を維持するより、堤防百 km(左右岸では二百 km)の安全を維
 持する方がたいへんな労苦・費用です。ダム・調整地の「一箇所勝負」が優れている
 のはそういう意味です。

5) 流下と貯留の機能の違い

「できるだけダムにたよらない治水」を一般論の水準まで高めたいならば、「流下
 と貯留の両治水工法では、流下が貯留よりも優れている」という論拠を示して欲しい
 のですが、今回のご議論の中で、これが出ますか。先のキャッチフレーズは「貯留効
 果」を否定するような連想もできますので、この点に配慮して欲しいのです。

どの河川も現在は、流下能力の限界附近にありあす。利根川は八ツ場ダムとか首都
 圏ということで注目度が高いので、国民が見聞きしていますが、都道府県管理の河川
 では、現在の河川断面で十分な余裕があるという川は少ないです。ましてや、「未改
 修」の河川が多いです。よほどの水害にならないと改修のための「補助」などが得ら
 れないのが現状です。

このような流域条件を見るとき、上流の中小河川の流下能力をどんどん上げて「流
 れ易くすること」が果たして、下流のより大きな河川にとって好ましいことでしょう
 か。私達が相手にする利根川などは下流水位が制限を受ける典型的な沖積河川です。
 そんな河川を見て河幅を広げてどこまでも流れ易くしようとの考えはあり得ません。
 この限界を知って欲しいのです。もちろんそうでない河川、たとえば急流のまま日本
 海に流下する河川などもあるので、一概には言えないのですが、その河川・流域の特
 徴を適切に把握、評価できる専門家の意見はやはり尊重して欲しいのです。

渡良瀬川流域の最下流にある遊水地がたいへんにありがたい位置にあり、先の3)に
 述べた利活用をさせていただき、より大きな貯留能力を発揮して欲しいのです。

治水対策を論じるとき、流下と貯留は重要ですが、安易に流下[河川断面拡幅]に傾
 きすぎたために、様々な問題があるのが現実です。

流域の中流域に新規に調整地を造るのは、これまたたいへんです。山間部にダムを
 作る程度の大変さです。下流(利根川でいえば千葉県流域)の沼を調整地にしても効
 果が少ないはずで、保全対象の過多などにも関係します。つまり、このような

こことを総合すると、渡良瀬遊水地はかっような治水能力（貯留能力）増強対象の候補施設です。

6) 上下流の犠牲と受益の関係

以下のことは、治水工法の問題ではないですが、少しだけ申し述べたいので記述します。治水自体は昔も今も、「下流の都会を水害から防御するために、上流の山間部が犠牲になってもらう」の繰り返しだったです。もちろん、ダム建設で雇用が増え、補償金などは入るのを喜んで、これらは皆一時のものです。しかし、これが分かっている、上流の方々はダムを始めとする多くのダム関連工事に賛成してくれました。

これを下流の都会の国民があまり分かってくれてない点に問題があります。八ツ場ダム事業がここまで 60 年もの長期間に渡って完成しないのは、こういった事情があるのではないのでしょうか。地元の方も次々変わる八ツ場ダム事務所の担当者との協議に疲れてしまった感があります。担当官という役職は無くなることはないですが、個人（住民）は高齢化しますので、国土交通省としては住民の代替わりを待つことができたわけです。反対者の死を待つという残酷なことですが、多くの公共事業の推進に際し「時間が交渉している」という一般的なやり方です。

考えてみれば、これらの下流（都会）の受益者は、上流（犠牲者）になんらかの「おれ」をするのが社会的通年です。もちろん、個々人での話しではないですが、公的組織間での「期間付きでも、金額制限付きでも優遇税制の導入」などは一案です。それもなしに、国からあなたの土地はダム適地になったので・・・と議論を進められるのは納得いかなかった住民は多いと思います。ことが江戸・明治だったら極自然な行政手法あったかも知れません。この当たりを行政縦断・横断的に何か犠牲住民へのプレゼンテーション（プレゼントという意味、説明という意味の双方）がないのかなという気がしています。行政としては前例がない、同様多種多数の例の発生懸念に対応できないなどの、ご懸念は分かります。分かりますが行政手法の強引さも自覚して欲しいのです。

話は飛躍しますが、同類の問題に沖縄基地問題があります。

本項目は解決するのは難しいし、八ツ場ダムはもうそういうシチュエーションではないですが、でも、ダム・非ダム論を展開するときには、同時に話題にして欲しいものです。

7) ダムの欠点

ダム技術は葬り去るべき技術ではないです。しかし、この欠点も認識しています。私はこの欠点の中には、国民に知らされない問題もあるように思います。技術の限界を超えているような問題も内在しているから仕方がないのかも知れないですが、議論して「遡上」に上げる試みもあっていいと思います。

a) 生態系

ダムは河川の縦断分断により、氾濫機会減少により生態系にはダメージを与える問

題技術との認識は、私もあります。環境面だけに着目すればそうです。しかし、この環境犠牲というのは、開発優先、都市化優先の昭和30、40年代の要求に対し、国民が認めた施策であるので、いままでの方針を否定はできないはずです。そして、ここ20～30年程度でしょうか、環境重視の視点もあり、今までの治水政策を転換と言っても、なかなか最良の方針を見出せないままに現在があります。

土木技術と環境知見・技術の相互乗り入れができない、これが問題かも知れません。特に環境面の技術をデジタル化して議論するという視点が土木技術者にはないし、環境関連技術者にはその逆が苦手です。そうすると、今までの実績を「旗」にして、旗頭（各行政）を中心に、土木、環境が対立関係になってしまう。これを是正する仕組みを作らないといけないと思います。

b)ダムと地すべり、ダムと地震

岩手内陸地震の時に、地震によってその区域のダムの安全について、関係官庁から「ダムの耐震上の問題はない、ダムは安全である」との公式発表がありました。しかし、これを聞いた土木技術者の中には、「ダム自体が地震を起こしている、逆だ」と思っていた方も居たと思います。我が国でも昭和40年ぐらいまでは、非公式ながら、ダムは岩盤内に水を供給し、地震誘発をするとの怖さを土木技術者は共有していました。

しかし、ダムの基礎だけにグラウチングなどの注入工法を施すのが基本技術になり、地震に対しダム自体は安心とし、これ以上の議論はしなくなりました。技術者は総動員されてダム建設をやっていた昭和40年代前後だったので、これに疑問を持つ発言をしながら仕事をするという不自然なこともできなかったし、事業の経済性を考えたらそうするしかなく、後は「地震、地すべりになったらなったで、その時は・・・」になったのです。どのみち、河川管理の責任はダムができて、できなくても国、県にあるのだからと行政も「腹を括っていた」のでしょう。その間にあまりにも議論をしないがために、ダムと地震の関係を議論する場、空気が無くなってしまったと思います。

水を不自然に高い位置に上げる、自然水頭の数倍以上に上げることは問題は大きい、少なくともあるはずです。考えてみれば、在来地盤は未経験の高浸透圧を常時受けるのですから。このリスクも議論したり、情報公開して欲しいのです。ダムと地すべり、ダムと地震、特に後者は、その因果関係をデジタルにまとめることは難しいと思います。しかし、因果関係はあります。外国では井戸に注水し、故意に地震を誘発させる試みもしているのです。我が国では、これらを研究してもダムを推進する行政に睨まれるだけでいいことないとの認識で、研究者も少ないです。しかし、議論、研究は必要です。今後、会議でも話題にしてください。我が国の脆弱な岩盤上に立脚するダムを今後、百年単位で供用するならば必要な議論です。

この上で、「このダムは今後も注視しながら、後世の人の治水のために使いましょう、いいですね、多少お金を投資するけど」と言ってもらえば、住民としては安心、納得します。そうでない場合は、地震、地すべりは単に「ダム反対派のバイブル」でしかないこととなってしまいます。

8)今後の進め方

会議でもどなたかが、発言してましたが、治水政策といっても、河川によって異な
って、当たり前です。下流部・河口部に巨大都市を抱えた利根川、淀川のような河川
と、一級河川といえどもこの支川の支川で、対象流量が十数トンの川、はたまた内水
被害の方が卓越する川などを、単一的に「川」として、その治水を論じるのは難しい
です。

この会議の目的はどんな所にあるのか、少し懐疑的になるのは、治水対策のメニュ
ーなどは、早々に新しい画期的なものが出るはずもないです。この中から適切なもの
を選ぶということで、従来も対応して来たはずですが。いままでの選択で、故意にダム
を多くしてしまった記録や反省があるのでしょうか。あるとすれば、①下流地域住民
の、「これ以上宅地を削るな」という声、②「これ以上高度利用された宅地を補償対
象にするのは、社会的、予算的に無理」という行政側の声だけでしょう。しかし、こ
れは反社会的な、住民エゴ的な、行政の保身、ゼネコンの圧力とはいえない原因です。
むしろ、①、②とも広く国民が認めた、求めた意見で、昨今の言葉でいえば「合意形
成された」意見です。

したがって、いままで通りの治水政策の踏襲も一手法です。住民の要望等で、また
行政、技術陣の認識不足で環境面に配慮した脱ダム手法も一つです。流域によって画
一的な治水政策を脱却することでも仕方ないと思います。

しかし、この場合（脱ダムを採った場合）に、大きな水害・土砂災害をもたらした
場合の責任問題です。あくまでも河川管理者が国、県となっている場合には、その責
任は国、県です。だから、治水政策の最終決定の工法には、国、県は慎重になり、安
易に住民要望を容れないという従来の姿勢になります。責任はどうするんだという
時、責任（事後対応の費用）は、保険にでも入ってください、保険に入るのが必須です
よここは、と行政がいればいいのですが、我が国はそこまでの社会的認識がないで
す。これに該当する水害保険などの商品開発もしてない段階です。

治水は国、県が間違いないものやってくれるという信頼によって、住民はそれ
にかかる出費は税金の中に入っていて、住民としてはその他の教育、生活、健康、老後、
趣味のような生活密着型費用に、税金以外の残りすべてを投入できるたのです。それ
を、急に全国一律の治水ではない、水害保険の出費も、この流域は環境重視になった
などの説明は、なかなか理解が得られないと思う。時期も不景気な時期と重なります
ので特にこの傾向かと思います。この当たりを、県、市町村、専門家、もちろん住民
代表（代議員以外）を含めた議論の場が欲しいです。

この有識者会議の参加者の先生も、この当たりは憂慮されていた発言が多々あった
と思います。

<以上>

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)					
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)	
③電話番号		メールアドレス			
④職業		地方公務員		⑤年齢	37
				⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
18	16 ～ 21	ダム事業の対応方針として、「事業の継続」又は「中止」という言葉が挙げられていますが、例えばダム事業を「休止する」場合は継続に含まれるのでしょうか。はっきり区別が分かるように各用語の定義が明確にされるべきと考えます。			
37	8 ～ 20	検証で最も重視される「コスト」について、治水対策の評価にあたって「治水分のダムコスト」は、ダム以外の治水対策では見込まれない不特定容量のような効果分のコストが控除されるべき、控除されないとは他対策案との対等な比較ができないと考えますが、とりまとめ（案）では考え方が明確にされていません。算出手法など、一定の基準が示されるべきと考えます。			
42 ～ 43 59 ～ 60	16 ～ 14 1 ～ 15	評価の定量性について、今回示されている評価軸では、定量化が難しいとされている項目が多く、最終的に各検証主体において「総合的な評価」が客観的になされるのか非常に疑問です。とりまとめ（案）では、現代社会の価値観が多様化しているため点数化は困難としていますが、定量化が難しい評価軸に関しても、客観的な評価が行える指標（比較手法）が示されるべきではないでしょうか。			
59 ～ 60	1 ～ 15	- 今回の検証では事業再評価の枠組みを活用することとなっていますが、一般的に各自治体の事業再評価委員会では「B/C」を指標として検討されていると聞いております。また、関係住民が納得するためには、治水対策の必要性や効果を、コストと金銭評価した効果で説明される必要があると思いますので、総合的な評価では「コスト」だけでなく、費用対効果「B/C」も指標とすべきと考えます。 - とりまとめ（案）では、コストの評価は残事業費を基本としているので、全段の意見で取り上げた『総合的な評価に費用対効果「B/C」を指標として加える場合』でも、その費用対効果「B/C」におけるコストも残事業費とするなど、その算定方法が明らかにされた方が、検証する側も関係住民の側も、それぞれが理解しやすいと考えます。			

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]	
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)
③電話番号		[REDACTED]	メールアドレス
④職業		会社員	⑤年齢 48
⑥性別		男	
意見該当箇所		⑦御意見	
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)	
1	18	【要旨】 主題が、「今後の治水対策のあり方」から「財政難により、できるだけダムにたよらない治水とすることが必要」との主張へと唐突に変っている。ダムを造らないためだけの検討手法ではなく、他の幅広い治水対策案との比較において現在のダム計画の妥当性を検証し、最善の治水対策を見出す手法の確立が本来の有識者会議の目的であるとする。 【意見】 本来、多目的ダムは貯水によって洪水調整と渇水時の水源確保が同時に可能であり、流路が短い流域面積が狭く、また河床勾配も急な日本の河川の短所を補うための非常に有効な治水・利水設備である。 しかるに、中間とりまとめ（案）では、冒頭の「はじめに」における「できるだけダムにたよらない治水」との表現に見られるとおり、ダム建設を最初から否定するための検討手法との印象が強い。 本来であれば、他の幅広い治水対策案との比較において現在のダム計画の妥当性を検証し、各河川流域におけるコストを含めた様々な条件のもとで、最適な治水対策を見出すことがダム事業計画の再評価の目的である。上記の多目的ダムが有する卓越した機能を認識したうえで、規模の検討を含めたダム建設是非に関する、真に建設的な治水対策の検討をお願いしたい。 (ダムを廃止するとのマニフェスト実践のために、政治主導で流域の生命・財産を守るための治水対策を無理に修正するのは本来の政治・行政のあるべき姿ではないと考える)	
20	3-4	治水対策案の立案においては、「現在のダム計画」対「その他の代替治水対策」の比較対決のみに主眼を置くのではなく、ダムによる治水対策とその他の対策とを複合させることによるダム規模縮小案も治水対策案の一つとして検討すべきである。	
39	18	地域社会へ与える影響の中には、治水対策工事による当該地域での雇用確保、地域振興等の経済効果もある。地方経済は公共工事により支えられている側面があるので、建設工事による経済効果も評価軸の一項目に追加されるべきと考える。	

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名(フリガナ)						
②住所		(都道府県名) (市区町村以下)				
③電話番号		メールアドレス				
④職業		会社員	⑤年齢	43	⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見				
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)				
21	1	ダムについて 最近の異常気象による集中豪雨は各地に多くの被害を発生させている中、日本の河川勾配や降雨時間や降雨量を考えると、1日程度で洪水のピークは過ぎるため、ダムによるピーク流量の低減は、日本の治水対策として得策であると思う。				
23	14	河道内の樹木の伐採について 可能な限り、洪水時の流下阻害要因は排除すべきであると思う。				
23	22	決壊しない堤防について 堤防は昔から改修を重ねてきており、築堤状況は均一でないため、決壊しない堤防を構築するには調査等を行う必要があるとともに莫大な費用と月日が必要となり、現実的ではないと思う。				
25	6	雨水貯留施設について 都市部の浸水被害対策として有効であると思う。ダムは主として山間部に降った降雨に対する対策であり、雨水貯留施設、雨水浸透施設は下流域、都市部の水害対策として考えるべきであり、ダムの役割とは意味合いが異なると思う。				
29	21	森林の保全について 森林保全は治水対策よりも環境保全の観点から推進すべきものであると思う。 近年のような集中豪雨の激化する中では、効果は小さいと思う。				

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

① 氏名 (フリガナ)					
②住所	(都道府県名)	(市区町村以下)			
③電話番号			メールアドレス		
④職業	自営業	⑤年齢	53	⑥性別	女性
意見該当箇所	⑦御意見				
頁	行	(200 字を超える場合は 200 字以内の要旨も記載)			

8	6 ~ 7	「山間部にダムを建設し、洪水のピーク流量を低減させる方法は極めて有効な対策であるが、」 【意見】 ダムに流入する流域に降雨があったときのみ有効で、直下流には中小規模の降雨で効果があっても一定以上の降雨については効果がなく、相当距離がある都心部では洪水軽減効果はほとんど期待できない。よって「極めて有効な対策」は限られた降雨・地域条件でだけ言えることで過剰評価。
13	15 ~ 16	治水対策案は、河川整備計画の目標と同程度の安全度を確保することを基本として立案する。 【意見】 現在の河川整備計画の目標値が過大であり、実現不可能である。現実に沿ったものに見直さないと、どんな対策案も絵に描いた餅になるのでは？ P16, P20, P35にも同様の表現あり、同様の意見を付す。
16	24 ~ 25	「個別のダム事業については、各地方整備局等、水機構、都道府県が「検討主体」となって、検証に係る検討を行う。」 【意見】 検討は学識者・住民などダムによる利害の薄い者が行うべき。各地方整備局・水機構・都道府県は、それら検討者に資料を提供する役目に留まること。過去において清津川ダム計画の検討については、河川工学・経済学・理学・生物学等の学識者による専門委員会が、他の分野（気象・森林）の学識者や流域民のヒアリングを交えて原則公開で行った。事業者が検討する立場にあると、事業の正当化に偏りがちで、ヒアリングも「聴きおいた」という既成事実づくりになる可能性がある。
40	4 ~ 5	「例えば、調節池等によって公園や水面ができると、観光客が増加し、地域振興に寄与する場合がある」 【意見】 意味不明。調節池とは何を指すのか？調節する施設はそれ故水位の変動が大きく、観光に適した水面にはならないのでは？多目的ダムも同様。これまでかろうじて観光に適した湖面を有するのは貯水式の発電ダムだが、昨今、それも観光客離れが進んでいる。人口の水面よりも自然河川の環境のほうが地域振興につながる。P54にも同様の表現あり、同様の意見を付す。

18	10 ～1 4	「検討過程においては、「関係地方公共団体からなる検討の場」を公開するなど情報公開を行うとともに、主要な段階でパブリックコメントを行う。 ・学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者の意見を聴く。」 【意見】 上記に書いたとおり、市民の意見は聴きおくというものでなく、市民が検討に参加できるようにするべき。流域住民に限らず市民が委員になるように設置するべき。 この中間とりまとめをした有識者会議自体が非公開で行われており、「検討過程を公開」と言っても信頼できない。
49	6～ 10	「既得水利の合理化・転用は、用水路の漏水対策、取水施設の改良等により、用水の使用量の削減、農地面積の減少、産業構造の変革等に伴う需要減分を合わせて他の必要とする用途に転用する方策である。」 【意見】 これまで各地方整備局が行ってきた既得水利権の期間更新は全くノーチェックで、見直しのためにある更新が全く機能していなかった。そのため取得当時の農地面積が減少しても権利量は既得権として半永久的に存在し、新規の水源を求めるとダム建設に賛同となるケースが多い。徹底的な水利権の見直しを行うと同時に、一定期間（例えば100年）を経過したものは一旦権利を返還する手続きを踏むなど思い切った施策を行い、使用者に川の水は限られた公共用物であることを再認識させるべき。
全体 所感		これまでの河川行政によりダムのない川がないほど日本中の川が寸断されてきた。それによって河川・海岸・山間の自然環境が受けた影響は大きい。堆砂でいっぱいになったダムや浸食された海岸、壊滅的な漁業資源…その後始末をどうするのか…その反省と清らかな河川の恵みを回復させる取り組みが先にあるべきなのに、中間とりまとめではここまでの在り方についての反省が見られない。造るだけ造って、財政難になったからコストの安いほうへという無責任ささえ感じる。本当にこれからの河川を言うなら、有識者会議が主管して地域合意を得て「今後の川はこうなります」というモデルケースを実現させてほしい。川の恵みと洪水の許容のバランスをとり、実際に人と川の付き合い方のお手本を示してください。 以上

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名（フリガナ）	[REDACTED]				
②住所	（都道府県名）：（市区町村以下） [REDACTED]				
③電話番号	[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]		
④職業	特になし	⑤年齢	61歳	⑥性別	女性
意見該当箇所	⑦御意見 （200字を超える場合は200字以内の要旨も記載）				
	<要旨> 「中間とりまとめ（案）」の具体的内容について意見を述べる以前に、「有識者会議」の設置という見直し手法全体の「問題」を指摘したい。 「案」の内容は、1990年代半ばから少しも進んでいない。結果として「後退している」と言わざるを得ない。「失われた15年」か。 総じて「この『中間とりまとめ（案）』の字句をいくらいじっても、真っ当な『事業見直し』はできない」。 <目次> 「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）」への意見 意見該当箇所といえる部分があれば ☆印で示している I. 「中間とりまとめ（案）」の具体的内容以前の問題 1. 「有識者会議」自体の問題－1 「場」の問題 2. 「有識者会議」自体の問題－2 議論水準の問題 3. 「有識者会議」の議論対象－1 「治水」とは？ 4. 「有識者会議」の議論対象－2 何ゆえに対象事業なのか？ II. 「中間とりまとめ（案）」に対応して 1. 「第1章 1.1 財政逼迫等の社会情勢の変化」 2. 「第2章 個別ダム検証の理念」－ 実効性に疑問－ 3. 「第3章 個別ダム検証の進め方」 － ずるずると予算をつけ続けるか？－ 4. 「第7章 評価軸」－「案」提案者への信頼度が極めて低いから・・・－ 5. 「第8章 利水の観点からの検討」－ とくに破綻している水需要予測－ III 結語に代えて				

「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ(案)」への意見

意見該当箇所といえる部分があれば ☆印で示す

I 「中間とりまとめ(案)」の具体的内容以前の問題

0. 「無視」しなかったことの「言い訳」

「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」(「有識者会議」という。)が非公開で行われてきたことで、存在そのものの信頼性・正当性を欠いている。この(信頼性・正当性を欠く)「有識者会議」が意見募集をかけている、ということにおいて、今般の「今後の治水のあり方について 中間とりまとめ(案)」は、無意味な、そもそも論ずるに値しないものとなってしまっている。「有識者会議」そのものも、この「中間とりまとめ(案)」も、誰にとっても「時間と経費の無駄遣い」であると断ぜざるをえない。

ゆえに、筆者はこの「ご意見募集」は無視しようと思った。だが、「河川政策を変えたい」と願う多くの人々がこの「中間とりまとめ(案)」に(どちらかといえば否定的に)注目しているようである。注目度が高ければ、無内容であろうと、実効性のないものでであろうと、一定の「意味」をもつ。

「無視」するのをやめて、一定程度意見を述べる。

1. 「有識者会議」自体の問題—1 「場」の問題

「有識者会議」が非公開となっていることについては、他の多くの人々が批判・非難している通りである。「今後の治水対策のあり方」を真剣に検討するのであれば、最初から透明性・公開性の高いものであるべきだった。

治水政策においては、流域(関係)住民の理解が得られなければ、一步も進めない。

基本高水—計画高水という考え方そのものが、すでに歴史的に使命を終えている。ここに拘れば「1/100を実現するのに200年以上かかる」たぐいであって、まさに「非現実的な治水対策」となってしまう。

一定の洪水については、河道から溢れることを(住民の生命の安全を重視し、かつ住民の十分な理解を得て)、関係住民に理解・受容して貰うしかない。(☆ 6頁~7頁)

このようなことは、今さら「できるだけダムに頼らない治水を検討する」などのご大層に言い立てて「有識者会議」なるものを設置するまでもない。少なくとも、筆者が河川も問題に関わりだした1990年代半ばには、多くの人の共有されている考え方であった。筆者が知る限り、すでに当時において、河川技術者(当然、本省河川局・地整(地建)河川部の職員を含む)にとっては、いわば「常識」となりつつあった。

「一定の洪水が河道から溢れることを住民が受容する」という洪水対策の手法を採ろうとすれば、関連する議論の全てを公開することこそが、前提中の前提である。このことも、河川行政に携わる者にとっては「常識」のはずである。

この「有識者会議」設置こそ、実は時代に逆行している(=止めるべき事業を止めない

ままにしてしまう方向に向いてしまっている)ものであることを、責任者である前原誠司・国土交通大臣自身が肝に命じるべきである(※)。

※ 2000年に「ネクストキャビネット／徳山ダム視察殺」で現地に来られ、揖斐川町でお話させて頂いたときは、時宜に適った考え方をされていた。どうやら、前原氏は、ちょうどこの時点くらい以降の河川政策に関する動きに関しては、全く分かっておいでにならないらしい。つまり「10年前から思考停止」のように思える。とても残念でならない。

参考1: 淀川水系流域委員会 <http://www.yodoriver.org/>

「一般からのご意見」 No.738

参考2: 国土交通省中部地方整備局HP内「木曾川水系河川整備計画」

<http://www.cbr.mlit.go.jp/kisokaryu/kisosansen-plan/index.html>

「関係住民の皆さんから意見をお聞きしました／第9回木曾川水系流域委員会に対して頂いた意見」

2. 「有識者会議」自体の問題－2 議論水準の問題

非公開会議であるからこそ、せめて議事録公開は迅速に行うべきであったが「遅い」。多分「委員の先生方が、ご自分の発言を確認されるのに時間がかかった」ということなのだろう。自分の発言を「修正」しなければ、議事録に載せられないような(＝その場その場で責任ある発言をしていない)「有識者」が多いらしい。「次の回」には議事録はまだ公表されていないので、「次の回の配布資料」で、前回会議の中身を推察するのだが、要するに「事務方が用意した資料について、場当たりの感想を口にする」以上でないことが分かる(ずっと遅れて公表される議事録をみても、「まあ、そんなところ」)。

大した識見も責任感もない「委員の先生方」に議論を挑むのは、まさに「時間の無駄」。

以下、この「中間とりまとめ(案)」は、事務方の作文であると考えたほうが事実に近いようなので、「相手」は河川局である、と考えて、以下論じる。

3. 「有識者会議」の議論対象－1 「治水」とは？

昨年11月20日の「有識者会議」設置の記者発表ののときから「今後の治水対策のあり方」という表現に、大いに違和感を覚えた。

筆者は「治水事業の根幹は洪水対策である」と考えている。しかし、河川整備基本方針においても「正常流量」を決めることになっており、「流水の正常な機能の維持」に係る予算は治水勘定として計上されている。特に1997年河川法改正で第一条に「河川環境の整備・保全」を謳ってから、ときには「河川環境の整備・保全」の名目で河川を人工的に改変する(一見「美しくなる」が、自然生態系にとっては攪乱に他ならない、大いに迷惑な)事業さえ現れてきた。

国土交通省が「治水」という用語を使用する以上、シロウト的曖昧さは許されない。この「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ(案)」全体に、この種の「曖昧さ」が散見される。見方によっては「ご都合主義」ないし「後にご都合主義的解釈をする余地を意図的に作った」といえる(※)。

※ 事務方が、そのことに気づかないほどオバカさん揃いとは思わない。一般市民に「後にご都合主義的解釈をする余地を意図的に作った」などと見透かされるような旧態依然たる「官僚作文」はもう

無用なはずではないのか？

4. 「有識者会議」の議論対象-2 何ゆえに対象事業なのか？

筆者が強く建設に反対している「木曽川水系連絡導水路」の事業目的は、「洪水対策」には全く関係ない。何ゆえに対象事業なのか？

木曽川水系河川整備計画を審議したはずの木曽川水流域委員会の委員を務めたM教授は、後の「木曽川水系連絡導水路環境検討会」において、「出水時の（ときに導水路を通る）水のSS」について長々と講釈していた。木曽川水系連絡導水路は出水時に洪水の水を流すものではない。そういう意味で、「揖斐川／長良川／木曽川 三川の出水時の流量」等を考慮にいった計画にはなっていない（いずれにしても、この三川のにおいて、出水時に、たかだか20m³/Sの水をどうこうしても、「洪水対策」たりえない）。

どうやらM教授は、木曽川水系連絡導水路事業の目的もよく分からないままに（関心をもたずに、というのが正確なのかもしれない）、木曽川水系河川整備計画（案）を「承認」したようだ。国交省が「有識者」と認める人物の識見も、せいぜいこの程度なのである。その現状をみる限り、「木曽川水系連絡導水路建設事業」をこの「有識者会議」の対象事業としたのは、「無知なのか？ 判断ミスなのか？ 事業を止めないための作爲的な意図か？」。

不審に感じる。

II 「中間とりまとめ(案)」に対応して

1. 「第1章 1.1 財政逼迫等の社会情勢の変化」 (☆ 4頁)

筆者は、徳山ダム建設事業に係る土地収用法条の事業認定処分につき、その取消を求めて裁判を起こした（1999年3月。被告＝国（建設大臣））。

ここで述べられている「社会情勢の変化」は、提訴時に、すでに起こっていたか、明らかに予測できたものであった。そして裁判が係属している間中、一層そのことは顕著になっていった。建設大臣－国交大臣は、一貫して、「社会情勢の変化」について口を閉ざしてきた。

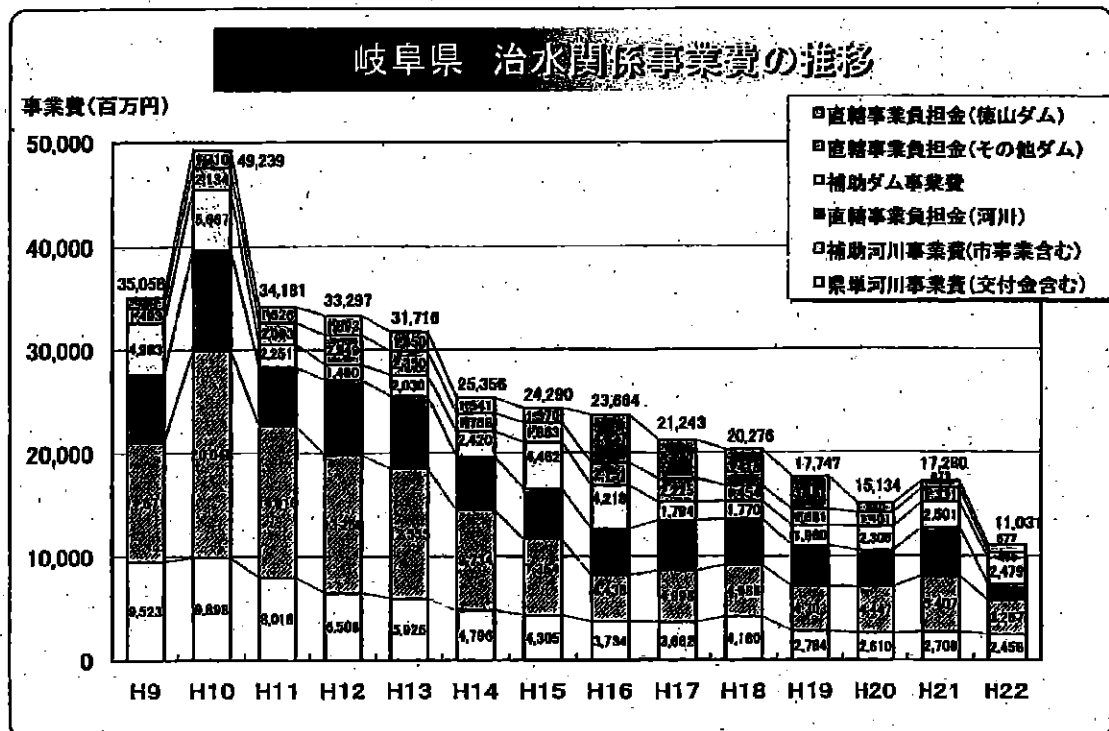
徳山ダムは、一義的に水資源開発公団－水資源機構が事業を行う水源開発施設である。当初15m³/Sの都市用水を開発するはずであったのが、いよいよ事業費の大幅総額問題が避けて通れなくなった2003年に利害者に聞き直してみると（フルプラン全部変更手続き）とうとう56%減の6.6m³/Sにまで減った。しかもこの数値は「需要が見込める」のではなく、「施設実力調査」なるものを持ち出して「利水安全度の向上」を謳うことで捻りだした数字にすぎない（ゆえに、現在、徳山ダム開発水は一滴も使われていないが、どこも足りないことはないのである）。そして、このときも（他のダムのどこでも口にするマジックワード※）「長期的・先行的観点」で乗り切りを図った。さらに河川管理者は、河川法16条の2の手続きを一切無視して「揖斐川の治水計画変更」を行い、徳山ダムを治水が主要目的であるかのようにすり替えて事業費増額&事業継続を図ったのだ。

※ 今でも設楽ダム建設事業などで、国交省は、「長期的・先行的な観点」を強調し、「水需要は将来的に増える」かのような主張をしている。笑止である。

ここでも認めざるを得ないように、日本社会は、すでに「人口減少時代」に入っているのである。実際に都市用水需要は減り続けている。「長期的・先行的な観点」を持てばこそ、新たな水資源開発の投資をしている場合ではない。

また少子高齢化が進む中での巨額の財政赤字は、大変なツケとなっている。

国の事業であっても地方負担がある（建設に係る直轄負担金）。岐阜県は徳山ダムに係る膨大な負担金支払いを県債で手当し、今、「財政非常事態」となっている（参考 エクセルファイル 岐阜県徳山ダム負担額資料。「孫子の代まで」負担は続く）。徳山ダムの利水関係負担（都市用水分）は、「法の予定するところ」を超えて、一般会計から一河川課予算から一水資源機構に直払いしている。煽りを食って河川課の「治水関係事業費」は往時の22%まで減っている。岐阜県が管理する河川では「ほとんど何もできない」ほど「お金がない」。最近の可児川での不幸な犠牲も、この「お金の無さ」と無関係ではないのかもしれない（河川改修を中途半端に終わらせてしまうしかない財政状態）。



※H9～H21は最終。H22は補助ダム、補助河川は内示額、他は県予算ベース。

上のグラフは、岐阜県河川課作成のもの。

資料(別添)：エクセルファイル 岐阜県徳山ダム負担額資料(岐阜県河川課作成)

<http://www.tokuyamadam-chushi.net/sonota2/gifukenhutan.XLS>

参考：弊ブログ(徳山ダム建設中止を求める会事務局長ブログ) <http://tokuyamad.exblog.jp/>

徳山ダムの岐阜県負担1157億円!! [2010-03-22] <http://tokuyamad.exblog.jp/13175602/>

「命」の沙汰も金次第? 嗚呼 徳山ダム [2010-06-28] <http://tokuyamad.exblog.jp/14074558/>

2. 「第2章 個別ダム検証の理念」 — 実効性に疑問 —

1990年代に、河川審答申に書かれていたことや、建設省河川局—中部地建河川部職員から聞いたことの範囲を少しも超えていないように思えてならない（既視感—デジャヴ—。少し「超えている」とすれば2000年の河川審中間答申に相当する部分くらいか？）

いずれにしても「10年前から何も変わっていない。ということはつまりは『後退している』ことに他ならないのではないか？」と感じる。

どの項目においても、今、建設中の（基本計画や事業実施計画が存在する）事業を止める選択肢は出てくるのだろうか？「見直し」の実効性はあるのだろうか？

甚だ疑問である。

☆ 13頁 (1) について

これまで事業者は「データ等について詳細な点検」をしてこなかった、というわけか。国も都道府県も「事業評価監視委員会」のようなものを設置しているが、実は機能していない、といことを認めた、というわけだ。これまで事業評価監視委員会などに資料を出してきたのと同じ部署が「データ等について詳細な点検」をして、何かしら結論が変わるのか？ これまでの一般市民にまともな説明もできないような「事業ありき」の結論を変えてくれるのは結構だが、(1)は何の担保にもならない。

☆ 13頁 (2) について

「複数案」を提示する試みは、ずっと以前から、幾つもの河川で行われてきた。が、ダム以外の方策のコスト計算をダム事業者が行った結果、「ダムのほうが安い」として、ダム事業を進めてきたのである。「(「治水」についてだけ注目しても)ダムのほうが高い」として、なお「ダム事業を進める」としてきた事業があるのだろうか？ あるとして一体いくつあるのだろうか？

☆ 13頁 (4) について

これまでの「流域を中心とした対策」の予算制度は非常に複雑で、2～3年で名称が変わってしまうものが多かった。「有識者会議」が発足して間もなく、この議論に関連して必要性を感じ、「これまでの総合治水・流域対策の予算制度と実績」について、河川局治水課に問い合わせをした。担当者は努力して整理をしてくれたが、結局は「細切れ」「分かりにくい」ことが分かっただけ。

補助事業についていえば、「流域対策等」は2～3年で制度の名称が変わってしまう。国（国交省河川局）が、この方策について、どの範囲について、どこまでの期間、補助金をつけてくれるかの見当がつかず、不安だ。国以上に財政逼迫の状態。補助がなければ実施はできない。この状態では流域対策等は、検討の遡上に乗せることもできない」と、筆者の住む地方公共団体の河川部局担当者から聞いている。「ダム」のほうは、「完成するまで補助金がつく」安心感があるようだ。地方の「財政逼迫」が非常に厳しいからこそ、この予算措置のありようを変えなければ、「ダムに頼る」以外の選択肢は（地方は）採れないのだ。

また、昨年11月の「有識者会議」発足の記者会見からすれば、「流域を中心とした対策」の予算制度や事業実績について、もっと整理された資料が出されるはずだ、と思っ

ていたが、筆者が入手したレベルのものさえ、配付資料になっていない。
これでどうやって「流域を中心とした対策」を検討せよ、というのだろうか？

☆ 14頁 (9) について

誰がコスト計算をするのか？ 結局はダム事業者(ないし計画を決定した河川管理者)がコスト計算をすることになるのだろう。(上記「(2) について」と同様なことを述べねばならない)。

むしろ『コスト』を最も重視する」ということは、「これまでダム事業費を投入したからダム事業を継続したほうが『コスト』が低い」と、ダム事業継続を誘導することになってしまう。

また、「環境被害コスト」計算は、組み込まれていないようである。日本政府は、そして国土交通省は、それぞれのダム・ダム関連事業による生態系破壊コストはどのように扱うのだろうか？

折しも今年は生物多様性COP10の議長国を日本が務める。8月12日付けの中日新聞は、【地球上の生態系破壊 損失最大「年380兆円」】と、国連環境計画(UNEP)研究グループの分析を報じている。

3. 「第3章 個別ダム検証の進め方」— ずるずると予算をつけ続けるか？ —

☆ 15頁 「1. 検証の概要」 対象事業について

なぜ木曽川水系連絡導水路がこの「有識者会議」の対象事業なのか？(上述の I 「中間とりまとめ(案)」の具体的内容以前の問題 4. 「有識者会議」の議論対象—2 参照のこと)

納得できる説明は聞いてない。国交大臣の「鶴の一声」で非公開で設置された「有識者会議」の密室性の問題でもある(=質問も受け付けない。意見募集に応じても「回答」はない)。

☆ 15頁 「1. 検証の概要」 「新たな段階」

「各段階に新たに入ることになる予算措置を講じない」としているが、これは裏返せば、「その『段階』の範囲内とみなす工事はどんどん進めてしまう」ことである。現に本年度予算においては、そうなっている。「コスト重視」と併せると、結局は「継続中の事業は進める」という結論にしかならなくなってしまうのではないか？

また、「凍結」とされている事業にさえ、「調査」名目で概ね5億円の予算をつけている。これはどういう「配慮」なのだろうか(政治的見地？「行政の継続性」という名の硬直性？)。

「凍結」されているはずの木曽川水系連絡導水路事業において、発注されている「調査」は、建設を前提にしたものばかりである。昨年、水資源機構&国交省中部地整は当該事業の「環境レポート(案)」説明会を開催したが、この「環境レポート(案)」の中には、「建設工事中の影響」についての言及もあり、明確に「建設することが前提」のものである。今年度の「調査費」は、「環境レポート(案)」をバージョンアップし「環境レポート」とするために使う、とのことである(=木曽川水系連絡導水路建設所からの

いくつかのダム・ダム関連事業を止めて、それでオワリになるのだろう。1995年の一連のダム等事業審議委員会と同程度が、それ以下になるに違いない)は確信に近くなっている。

この疑念を晴らさない限り、個別ダムに関心をもち、知識も豊富な人々は、行政の設定する「個別ダムの検証」の場には、(気持ち冷め切ってしまって)参加もしないだろう。そうすると「個別ダムの検証の公的な場」の参加者は、行政関係者か、その「息のかかった人」がほとんど、ということになる。そうなれば、「個別ダムの検証の公的な場」は、「ダム・ダム関連事業の推進」が声高に叫ばれことになるだろう…関係住民はますます「冷める」ことになる。こうなると無駄なダム・ダム関連事業は「推進」の声におされ、真つ当な見直しもされないことになりかねない。

「結局は、何も変わらない、国交大臣は口先だけはダムにネガティブであるかのように言うが、実は河川官僚に完全に操縦されてしまっている。国交省河川官僚は、相変わらず、『何が何でもダム推進』なのだ」という見方(※)がますます「定着」してしまいかねない。実に不幸な話である。(※ 筆者はこの「見方」には賛同しない)

☆ 37頁 「(2) コスト」

この章、この該当項目以外にも、各所に「コストを重視する」が頻回に登場する。上述してきたように「コスト重視」には以下のような問題がある。

- (1) コスト計算そのものが、ダム・ダム関連事業者及び河川管理者によって行われる。これまでも「適切に計算し、コスト削減に努めてきた」はずである。ダム・ダム関連事業者は、事業評価監視委員会などに言及して「委員の先生方のご承認を頂いている」と繰り返し述べてきている。その上で「ダムという選択肢はコスト的にも理に適っている」と言い続けてきたのだ。

ダム・ダム関連事業者及び河川管理者が、これまでとは異なる「コスト計算」ができるのだろうか？単に「一層コスト削減に努力しつつ、ダム・ダム関連事業を継続する」という結論しか出てこないのではないだろうか？

- (2) 環境被害コスト(景観被害コスト)を適切に反映することはできるのか？

どういう意味にしろ、ダム・ダム関連事業者及び河川管理者が、環境被害コスト(景観被害コスト)算出方法について前向きに言及しているのを見たことがない。数ヶ月で多くの人が納得できる環境被害コスト(景観被害コスト)算出方法が確立するとは思えない。結局は、環境被害コスト(景観被害コスト)は、完全に無視したままの「コスト重視」となるのであろうか？

- (3) 「凍結」事業でさえ、今年度に5億円とかの「建設事業継続を前提とした」予算がついている。関係住民の十分な理解が得るには、「個別ダムの検証」に時間をかけなければならないダム事業もある。検証期間中に、事業費面で「進捗率」は毎年毎年上がっていったらいいとなると、「ダムを作ったほうが安い」という結論に誘導されるしかなくなるのではないか？

「凍結」の実をあげよ！

参考：「徳山ダム建設中止を求める会」声明(10.3.30)

「凍結」の実をあげよーまさにムダ！徳山ダム導水路(木曾川水系連綿導水路)事業の5億円予算ー

<http://www.tokuyamadam-chushi.net/youhouseimei/100329seimei.pdf>

5. 「第8章 利水の観点からの検討」 — とつくに破綻している水需要予測 —

☆ 45頁 ～

まず、工業用水の需要減少は、1973年の「オイルショック」以降続いている。工業生産出荷額とは正の相関関係はなく、たとえ「景気回復／経済成長」があったとしても工業用水需要増にはつながらない。

水道用水についても、すでに1999年の「ウォータープラン21」において国交省（土地・水資源局水資源部＝水部）も一部認めているとおり、今後「原単位」が増大する要素はない事実として大都市中心部では、給水人口が増えても給水量は減っている。そして人口は日本全体として減少している。

河川局には利水の専門家はいない（※）

※ かつて徳山ダム裁判の証言台に立った河川局のY楠佐は「自分は利水には詳しい」と称したが、その場で『家庭用水原単位』と『一人一日当たりの平均給水量』は同じものだと言い張って、原告側を呆れ果てさせたことがある。水部が発出する「フルプラン需給想定調査票」を瞥見するだけでも、これが間違いであることは分かる。利水に関して「意見書」を書き、それを基にして証言するのだから、せめてその程度の「予習」はしないのか。無知はオソロシイ。

多少は知っていても（水部との人事交流はしょっちゅうだから）、「都市用水」の範囲から出ようとしない。

農業用水は、もともと「河川管理者は手が出せない」領域となっている。最近、慣行水利権を、逐次、許可水利権としているが、中身が「精査」できず、申請者の言い分を鵜呑みにして、数十年前と全く同じ量で許可するか、あるいは許可更新もできずに何年もペンディングにしている（筆者が確認したのは木曽川水系）。

「一滴も譲れない」と主張する農家の言い分をよく聞いてみると、こまめに水田に足を運んで水田の水管理をすることができないので「水はたくさんあったほうが良い」という話になってしまうようである。「水が足りる、足りないというより、人手不足、後継者不足が深刻。そもそも米を作っても原価割れしてしまう状態が問題だ」と農家は言う。省庁間縦割り行政では、どんなに「水源開発」をしても解決しない。行政のあり方を変えるのが先決である。

河川局も利水のシロウトだが、「有識者会議」にも利水の専門家といえる人はいない。ゆえに、「利水」に言及することそのものが烏滸がましい。

☆ 46頁 「8-2. 利水代替案」

「利水代替案」というのは「新規利水が必要だ」を前提にして、はじめて出てくるべき言葉である。しかし、実際には「ダム開発」「導水路事業」において、新規利水はそもそも必要がない。「代替案」を検討するまでもないのだ（必要があるとすれば、渇水時の利水者間の調整程度である）。

利水においては、ダムを作る側は「長期的・先行的」という言葉をキーワードにしてきた。「今は要るという予測が明確にはでいなくても、いつかは要るようになるはずだ。ダムは急には作れない」から「長期的・先行的観点」から、（利水面においても）ダムを作る必要がある、というのである。

この論理の破綻は、時間が経つにつれ、ますます明らかになっている。

参考：国土交通省中部地方整備局HP内「木曽川水系河川整備計画」

<http://www.cbr.mlit.go.jp/kisokaryu/kisosansen-plan/index.html>

「関係住民の皆さんから意見をお聞きしました」第7回木曾川水系流域委員会に対して頂いた意見」

1. 木曾川水系連絡導水路計画の問題点

伊藤達也(金城学院大学現代文化学部:)

2. 人口減少時代の水道事業と水資源政策 <水資源環境学会に投稿中>

低成長・人口減少時代の水資源政策 <070622名古屋都市センターのシンポにて発表>

富樫幸一(岐阜大学地域科学部)

☆ 48頁 「(9) 水系間導水」

筆者が関わっている「木曾川水系連絡導水路事業」は、「水系間導水」ではない。しかし、この「中間とりまとめ(案)」には(当該導水路事業を対象にしているのも拘わらず、「木曾川水系連絡導水路事業」のアロケの65.5%を占める)「異常渇水時に緊急水を補給する」という事業目的の「評価」に係る部分が存在しないので、ここで述べる。

(1)「木曾川水系連絡導水路事業」は、揖斐川上流(徳山ダム)の水を、長良川及び木曾川に流そうとするものである。

異なる河川の水を「混ぜる」ことは、生態系を攪乱することである。しかも「緊急水を補給する」としている「既往最大渇水(平六渇水)」では、補給を受ける川の水の絶対量が少ないのだから、影響は甚大である。このことを、河川管理者は河川法第一条に挙げた「河川環境の整備・保全」だと言い募る。河川管理者は「〇〇立方メートルの水をどう流すか」においては専門家かもしれないが、これまでの長い長いやりとりからしても「生態系についてはドシロウト」である。こういうドシロウトに河川環境に係る事業の「評価基準」など作って欲しくはない。「木曾川水系連絡導水路事業」を対象事業とするのは「大きな間違い」である。

(2)「木曾川水系連絡導水路事業」は木曾川水系河川整備計画(08年3月策定)に位置づけられている。上述したが、河川法16条の2第3項に基づいて、木曾川水系河川整備計画を審議すべく設置された木曾川水系流域委員会委員長であったT氏がこの「有識者会議」の委員になっているのは偶然か?必然か?

T木曾川水系流域委員会委員長は、河川工学(防災)の専門家である。利水や環境の専門家ではない(「生命の川」という素晴らしい翻訳本があるが、彼の普段の言動とこの本の内容が、どこでどう繋がるのか、想像もできない)。

T氏は、河川管理者以上に「木曾川水系連絡導水路事業」にご執心であった。「既往最大渇水」に対応する施設建設というのは、一般的ではない。全国の河川で「既往最大渇水」に対応する施設建設を行うのであれば、まさに「金は幾らあっても足りない」。洪水対策にかけけるお金をゼロにして振り向けても足りないであろう。

「財政逼迫」は急に始まったことではなく、木曾川水系河川整備計画を審議しているさいちゅうも「財政逼迫」は念頭におかねばならない事項だったはずである。しかし、T氏は「木曾川水系で異常渇水(既往最大渇水(※))に対応する施設を作ること、こうした施策を全国に広げたい」と繰り返し宣った。「『既往最大渇水』に対応する施設建設を全国の河川で行っていくのだ」などと口にするのは、河川行政に関わる委員会の責任ある立場に立つ者としては「正気の沙汰」ではない。こういう人物が、幾つもの流域委員会の委員長に据え、さらに今般「有識者会議」の委員にも委嘱される… 真っ当な「見直し」にはならないだろう、と暗澹たる思いである。

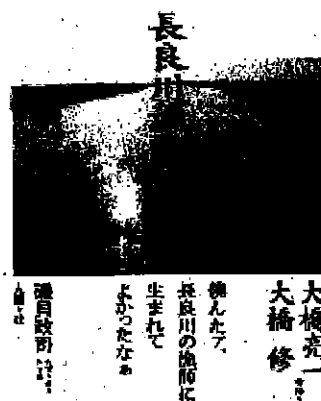
※ 木曾川水系での既往最大渇水は、1994年夏の渇水(=「平六渇水」)であるが、この規模の渇水の生起確率は「算出できない」と国交省は答弁している。

Ⅲ 結語に代えて

縷々述べてきたことを一言で括れば、「この『中間とりまとめ (案)』の字句をいくらいじっても、真っ当な『事業見直し』はできない」ということである。

川の具体は、川とともに暮らす人に聞け。

最近発刊された「長良川漁師口伝」(人間・社)は、机上でしか川を考えて来なかった「有識者」の皆さん、河川局の皆さんには、参考になるかもしれない。



以上



2010.8.14 記

資料1 交付税措置前

単位:千円

年度	治水			上水		工水		
	一般財源	地方債		割賦返還金	一般財源 (起債充当残)	地方債		割賦返還金
		元金	地方債元利償還分			元金	地方債元利償還分	
S46	25,148	0	0	0	0	0	0	0
S47	28,636	0	0	0	0	0	0	0
S48	29,900	0	0	0	0	0	0	0
S49	42,991	10,000	0	0	0	0	0	0
S50	18,486	3,000	0	0	0	0	0	0
S51	6,804	118,000	735	0	24,891	0	0	0
S52	11,319	190,000	1,007	0	971	38,000	0	0
S53	14,136	261,000	8,075	0	3,143	98,000	851	0
S54	19,473	355,000	19,547	0	2,382	119,000	587	0
S55	119,877	360,000	35,081	0	766	158,000	267	0
S56	169,456	253,000	83,588	0	790	139,000	589	0
S57	353,359	88,000	97,009	0	902	110,000	3,055	0
S58	38,577	349,000	125,167	0	1,318	120,000	3,540	0
S59	39,638	223,000	143,595	0	179	103,000	7,105	0
S60	511,654	127,000	177,707	0	420	144,000	10,930	0
S61	973,878	243,000	201,397	0	964	274,000	15,386	0
S62	816,887	754,000	212,380	0	984	260,000	19,776	0
S63	1,207,529	302,000	234,618	0	934	295,000	22,579	0
H元	644,385	161,000	276,338	0	424	151,000	28,764	0
H2	425,539	106,000	300,884	0	157	100,000	34,140	0
H3	353,534	88,000	321,573	0	157	100,000	40,858	0
H4	472,175	117,000	356,850	0	797	132,000	52,215	0
H5	713,482	178,000	371,148	0	515	178,000	63,956	0
H6	136,207	543,000	380,658	0	299	215,000	79,709	0
H7	46,799	882,000	392,458	0	994	232,000	90,675	0
H8	47,408	891,000	411,297	0	334	235,000	329,892	0
H9	47,922	891,000	440,802	0	334	235,000	344,456	0
H10	85,750	1,624,000	458,881	0	537	278,000	363,854	0
H11	77,264	1,449,000	476,017	0	1,181	379,000	382,297	0
H12	95,326	1,798,000	520,889	0	393	203,000	393,413	0
H13	92,521	1,757,000	550,683	0	736	365,000	413,163	0
H14	154,912	1,386,000	592,278	0	1,082	367,000	428,618	0
H15	137,533	1,232,000	666,204	0	1,469	527,000	441,634	0
H16	210,405	4,417,000	741,929	0	145	228,000	458,677	0
H17	372,850	3,344,000	817,168	0	261	82,000	462,444	0
H18	243	3,418,000	952,507	0	0	0	461,798	0
H19	121	3,181,000	1,142,488	0	0	0	461,003	0
H20	779	841,000	1,198,067	793,891	0	0	465,186	1,486,917
H21	200	434,000	1,412,500	801,869	-6,107	0	463,801	1,501,859
H22	307	490,000	1,887,841	802,378	0	0	459,625	1,502,813
H23	307	490,000	1,705,319	802,897	0	0	449,162	1,503,786
H24	0	0	1,848,037	803,427	0	0	423,978	1,504,779
H25	0	0	1,879,489	803,988	0	0	397,602	1,505,791
H26	0	0	1,891,985	804,520	0	0	372,587	1,506,824
H27	0	0	1,900,577	805,082	0	0	346,625	1,507,880
H28	0	0	1,882,009	805,657	0	0	318,563	1,508,954
H29	0	0	1,768,516	806,243	0	0	289,938	1,510,052
H30	0	0	1,898,279	806,841	0	0	262,531	1,511,171
H31	0	0	1,640,393	807,450	0	0	234,533	1,512,314
H32	0	0	1,527,878	808,073	0	0	213,039	1,513,479
H33	0	0	1,429,910	808,709	0	0	184,006	1,514,669
H34	0	0	1,302,975	809,356	0	0	171,795	1,515,883
H35	0	0	1,190,053	810,017	0	0	155,594	1,517,120
H36	0	0	1,103,155	810,691	0	0	137,914	1,518,383
H37	0	0	1,019,125	811,379	0	0	121,247	1,519,672
H38	0	0	723,622	812,081	0	0	105,645	1,520,988
H39	0	0	486,818	812,797	0	0	95,450	1,522,328
H40	0	0	464,583	813,528	0	0	77,615	1,523,697
H41	0	0	268,422	814,274	0	0	52,221	1,525,094
H42	0	0	226,918	815,035	0	0	34,327	1,526,519
H43	0	0	200,128	0	0	0	23,951	0
H44	0	0	186,458	0	0	0	14,416	0
H45	0	0	136,198	0	0	0	5,609	0
H46	0	0	135,920	0	0	0	0	0
H47	0	0	135,842	0	0	0	0	0
H48	0	0	138,440	0	0	0	0	0
H49	0	0	12,988	0	0	0	0	0
H50	0	0	7,855	0	0	0	0	0
H51	0	0	6,644	0	0	0	0	0
H52	0	0	4,554	0	0	0	0	0
H53	0	0	2,795	0	0	0	0	0
H54	0	0	962	0	0	0	0	0
	8,341,075	33,154,000	42,693,905	18,570,163	42,342	5,861,000	11,293,999	34,780,972

資料2 交付税措置後

単位:千円

年度	治水			上水	一般財源	工水		割賦返還金
	一般財源	地方債		割賦返還金	(起債充当残)	地方債		
		元金	地方債元利償還分			元金	地方債元利償還分	
S46	25,148	0	0	0	0	0	0	0
S47	28,838	0	0	0	0	0	0	0
S48	29,900	0	0	0	0	0	0	0
S49	42,991	10,000	0	0	0	0	0	0
S50	16,486	3,000	0	0	0	0	0	0
S51	6,804	118,000	515	0	24,891	0	0	0
S52	11,319	190,000	705	0	971	36,000	0	0
S53	14,138	261,000	5,653	0	3,143	98,000	851	0
S54	19,473	355,000	13,883	0	2,362	119,000	587	0
S55	119,877	360,000	24,557	0	788	158,000	267	0
S56	169,456	253,000	44,512	0	790	139,000	589	0
S57	353,359	88,000	67,906	0	902	110,000	3,055	0
S58	38,577	349,000	87,817	0	1,318	120,000	3,540	0
S59	39,638	223,000	100,516	0	179	103,000	7,105	0
S60	511,654	127,000	124,395	0	420	144,000	10,930	0
S61	873,678	243,000	140,978	0	864	274,000	15,398	0
S62	816,867	754,000	148,668	0	984	260,000	19,776	0
S63	1,207,529	302,000	164,233	0	934	295,000	22,579	0
M元	644,385	161,000	193,437	0	424	151,000	28,784	0
H2	425,539	106,000	210,619	0	157	100,000	34,140	0
H3	353,534	88,000	225,101	0	157	100,000	40,858	0
H4	472,175	117,000	249,795	0	797	132,000	52,215	0
H5	713,462	178,000	259,804	0	515	178,000	63,958	0
H6	136,207	543,000	266,460	0	299	215,000	79,709	0
H7	46,799	882,000	274,721	0	994	232,000	90,675	0
H8	47,408	891,000	279,654	0	334	235,000	329,892	0
H9	47,922	891,000	290,385	0	334	235,000	344,456	0
H10	85,750	1,624,000	294,032	0	537	278,000	363,854	0
H11	77,264	1,449,000	288,965	0	1,181	379,000	382,297	0
H12	95,328	1,798,000	292,859	0	393	203,000	393,413	0
H13	92,521	1,757,000	287,557	0	738	365,000	413,163	0
H14	154,912	1,388,000	285,311	0	1,092	367,000	428,818	0
H15	137,533	1,232,000	297,503	0	1,469	527,000	441,634	0
H16	210,405	4,417,000	318,738	0	145	226,000	458,677	0
H17	372,850	3,344,000	331,499	0	261	82,000	462,444	0
H18	243	3,418,000	376,164	0	0	0	461,786	0
H19	121	3,181,000	470,184	0	0	0	461,003	0
H20	779	641,000	498,001	793,891	0	0	465,188	1,486,917
H21	200	434,000	592,587	801,889	-6,107	0	463,601	1,501,859
H22	307	490,000	729,948	802,378	0	0	459,825	1,502,813
H23	307	490,000	748,752	802,897	0	0	449,162	1,503,786
H24	0	0	818,926	803,427	0	0	423,978	1,504,779
H25	0	0	834,144	803,968	0	0	397,802	1,505,791
H26	0	0	839,185	804,520	0	0	372,587	1,506,824
H27	0	0	841,115	805,082	0	0	346,625	1,507,880
H28	0	0	845,542	805,657	0	0	319,563	1,508,954
H29	0	0	788,825	806,243	0	0	289,938	1,510,052
H30	0	0	773,525	806,841	0	0	262,531	1,511,171
H31	0	0	755,676	807,450	0	0	234,533	1,512,314
H32	0	0	721,166	808,073	0	0	213,039	1,513,479
H33	0	0	691,092	808,709	0	0	184,006	1,514,669
H34	0	0	651,518	809,356	0	0	171,795	1,515,883
H35	0	0	616,883	810,017	0	0	155,594	1,517,120
H36	0	0	573,295	810,691	0	0	137,914	1,518,383
H37	0	0	531,141	811,379	0	0	121,247	1,519,672
H38	0	0	383,200	812,081	0	0	105,645	1,520,988
H39	0	0	284,709	812,797	0	0	95,450	1,522,328
H40	0	0	242,454	813,528	0	0	77,615	1,523,697
H41	0	0	143,244	814,274	0	0	52,221	1,525,094
H42	0	0	123,353	815,035	0	0	34,327	1,526,519
H43	0	0	109,819	0	0	0	23,951	0
H44	0	0	92,844	0	0	0	14,416	0
H45	0	0	77,575	0	0	0	5,609	0
H46	0	0	77,297	0	0	0	0	0
H47	0	0	77,019	0	0	0	0	0
H48	0	0	78,279	0	0	0	0	0
H49	0	0	12,966	0	0	0	0	0
H50	0	0	7,855	0	0	0	0	0
H51	0	0	6,644	0	0	0	0	0
H52	0	0	4,554	0	0	0	0	0
H53	0	0	2,795	0	0	0	0	0
H54	0	0	982	0	0	0	0	0
	8,341,075	33,154,000	20,983,592	18,570,163	42,342	5,861,000	11,293,999	34,780,972

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]					
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)			
③電話番号		[REDACTED]		メールアドレス		[REDACTED]	
④職業		自営業、市民団体代表		⑤年齢	64歳	⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見					
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)					
5	7	1. 2「治水目標と河川整備の進め方」 【要旨】 中間とりまとめ（案）は、その冒頭（第1章）から、「ダムありき」の根拠とされてきた基本高水流量、計画高水流量による洪水調節方式を容認した内容になっており、「ダムにたよらない治水」検討の主旨にそぐわない姿勢を示している。このことから「中間とりまとめ（案）」は、根本的に改訂する必要がある。 【意見】 今後の治水対策のあり方について「中間とりまとめ（案）」の「1. 2治水目標と河川整備の進め方」の項では、有識者会議の治水対策の基本的スタンスを「河川整備基本方針において計画高水流量等が設定されているが、その長期的な目標が設定されるまでの具体的な事業に関しては、河川整備基本方針と整合性のとれた中期的な整備目標を持つ河川整備計画が定められ、その目標に対する治水安全度の確保と災害軽減を図るための事業が実施される。」「もちろん、事業の進捗に伴う段階的効果の発言を評価し、必要に応じて見直しを行うものとされている」と記述している。 しかし、今回の「ダムにたよらない治水」の検討は、これまで数十年間にわたり河川行政が進めてきた「基本高水流量を決め、洪水をダムと河道に配分して制御するという考え方」を抜本的に「ダムにたよらない治水」への政策転換することを目指すものであったはずである。そうであるならば、これまでのように何百年かかっても達成できないであろう過大な計画高水流量を設定し、それを根拠として「ダムありき」で進めてきたこれまでの治水計画のあり方自体を根底から見直さなければならないにもかかわらず、この「中間とりまとめ（案）」はその冒頭第1章から「ダムありき」の根拠とされてきた基本高水流量、計画高水流量による従来の治水方式を踏襲した内容になっており、「ダムにたよらない治水」検討の主旨に反する姿勢を示している。 これらのことから、この「中間とりまとめ（案）」では抜本的な治水政策の転換は望むべくもないため根本的に改訂する必要がある。					

頁	行	⑦御意見 (200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)
6	6	1. 3計画上の整備水準を上回る洪水への対応のあり方 【要旨】 さまざまな治水対策の項目を掲げることは易い。しかし、要はそれらが実施・実践されるかどうかなのである。生命や財産の喪失に常に晒されている流域住民の立場に立った総合的かつ部局横断的な施策で、有効かつ実践可能な具体策の提案を行うことが有識者会議の任務ではないのか。 【意見】 想定洪水の調節を目的として建設される「ダム」の治水効果限定的であることは言うを俟たない。有識者会議が「中間とりまとめ（案）」において「計画上の整備水準を上回る洪水への対応のあり方」という項を設けたことは一定の評価ができるが、ここに掲げられた諸施策は、かつて河川審議会の答申に基づいて建設省（当時）が方針として掲げたこともある「総合治水」の域を出ず、国民が瞠目するような新たな画期的対策ではなく、大変失望した。 さまざまな治水対策の項目を掲げることは易い。しかし、要はそれらが実施・実践されるかどうかなのである。前述の「総合治水」も殆ど実践されなかった。その典型例は今回掲げられた「粘り強い構造の堤防」の実現である。総合的な治水対策が遅れに遅れ、その間に多くの人命と財産が失われた現実がある。国土交通省の内部ですら河川、都市、住宅、道路などの分野毎に縦割りになっており、それらの情報共有、施策の協力、共同（協働）が欠如している。生命や財産の喪失に常に晒されている流域住民の立場に立った総合的かつ部局横断的な施策で、有効かつ実践可能な具体策の提案を行うことが有識者会議の任務ではないのか。
9	19	1-4流域と一体となった治水対策のあり方 【意見】 「森林の洪水緩和機能は中小規模の洪水において発揮されるが、治水上問題となる大洪水の時には、顕著な効果は期待できない。」と決めつけているが、森林の洪水緩和機能を過小評価すべきではない。
13	6	2-2検証にあたっての基本的な考え方 【要旨】 河川法の改正（平成9年）によりその第1条（目的）に新たに加えられた「河川環境の整備と保全」が「基本的な考え方」から脱落している。 【意見】 治水対策であっても河川環境の保全を基本とし、河川環境を損なわない、のみならず河川環境を良くする治水対策を講じなければならないはずである。その視点が「基

		本的な考え方」から脱落しているのは遺憾である。
1 4	2	(9) 総合的な評価にあたって、(以下略) 【要旨】 「コストを最も重視する」と記述されているが、「コスト」を偏重するのは誤った考え方である。重要なのはコストのみではない。環境はコストよりも、ずっと重要である。ダム建設によって生ずる環境破壊をどのように環境コストとして算出するのが全く明らかにされていないのは問題である。 【意見】 重要なのはコストのみではない。環境はコストよりも、ずっと重要である。ダム建設によって生ずる環境破壊をどのように評価し、環境コストとして算出するのか、しないのが全く明らかにされていないのは問題である。
1 4	6	(10) 科学的合理性、(中略)、透明性の確保、(中略)、意見を聴く。 【要旨】 どのように「透明性の確保」を担保するのか、聴いた意見は検討検証主体の対応方針(案)や有識者会議の意見にどのように反映するのか、意見を反映したかどうかを誰がチェックするのか具体的に示す必要がある。 【意見】 審議を非公開で行った有識者会議が「透明性の確保」を掲げるのはおこがましいのではない。有識者会議自らが率先垂範するべきであった。各種の検討検証主体に、果たしてちゃんと「透明性の確保」を実践させられるのか疑問を感じざるを得ない。どのように「透明性の確保」を担保するのか、聴いた意見はどのように検討検証主体の対応方針(案)や有識者会議の意見に反映するのか、意見を反映したかどうかを誰がチェックするのか具体的に示す必要がある。 住民が半数参加する公募の第三者機関を「透明性の確保」の監視・評価機関として設置することが望ましい。国家は地域の人々に検証されるしくみを持たない限り健全な姿を保ち得ない。淀川水系流域委員会の意見を見做して淀川水系河川整備計画の策定を強行したこと、有識者会議の審議を非公開で行ったことなどにより、河川行政の透明性に対する国民の信頼・信用は著しく失墜したことを国土交通省、有識者会議委員は重々認識するべきである。
1 4	9	「個別ダムの検証は、(中略)事業の継続の方針又は中止の方針を決定するものである。」 【意見】 事業の継続の方針又は中止の方針を決定する主体は誰か？主語が不明瞭な文章であ

		る。あたかも有識者会議が決定する主体であるかのようにも読める。意見聴取の結果を反映した有識者会議の意見あるいは答申を参考にして「国土交通大臣が決める」と訂正すべきであろう。
15	5	3. 1 検証の概要 【要旨】 検討対象事業の範囲が狭すぎる。 【意見】 平成22年度に事業が行われる136事業(145施設)すべてを検証の対象とし、検証期間中は地域住民の生活再建及び災害防止、復旧工事を除き、ただちに全ての工事を中止すべきであった。現状は、平成22年度予算確保を理由として、万一建設が中止になれば無駄になる転流工工事等が粛々と進められ(例、川上ダム)ており、疑問に思う。
16	3	個別ダムの検証は、事業の再評価の枠組みを活用する。 【意見】 現行の「国土交通省所管公共事業の再評価」は、事後評価であり、事業の性質上(土木工事)再評価の結果、事業が不適切と判断されても、現状復旧のための予算確保は不可能であり、また、ダムのような大規模事業では環境破壊を原状回復することはできない。再評価のほとんどが事後追認となっている再評価制度を個別ダムの検証に当てはめるのは不適切である。
16	24	「個別のダム事業については、各地方整備局等、水機構、都道府県が「検討主体」となって、検証に係る検討を行う。」 【要旨】 検証検討の対象である当該ダムを計画、用地買収、建設等を推進してきたダム事業者である各地方整備局等、水機構、都道府県が主体となって自らの事業の検証検討を行うこととしているが、これでは国民が納得できるような客観的、公正かつ透明性の高い検証検討を期待することは全くできない。 【意見】 検証検討の対象である当該ダムを計画、用地買収、建設等を推進してきたダム事業者である各地方整備局等、水機構、都道府県が主体となって自らの事業の検証検討を行うこととしているが、これでは国民が納得できるような客観的、公正かつ透明性の高い検証検討を期待することは全くできない。国民はこのようなお手盛りの八百長の検証方法を絶対に認めない。もしこのような愚挙を押し通すならば、河川行政、有識者会議とその構成員である個々の委員に対する国民の信用・信頼を回復困難なほどに著しく損なうであろう。 ここに述べた「客観的、公正かつ透明性の高い検討検証」及び「国民が信用、信頼

		できる検討検証」とは、ダム事業者でない、公募委員によって構成される第三者機関が、一般住民や報道機関が傍聴できる公開の場で審議すること、発言者の記名議事録を速やかに公表すること、傍聴自由とし、傍聴者に発言の機会が保障されることなどの方法で検証することである。 先行事例として、近畿地方整備局長が設置（平成13年）した淀川水系流域委員会の方式を採用すべきである。以下に、その方式の主なものを挙げる。 ・ 委員会が自主的に運営（庶務を民間シンクタンクに委託） ・ 委員の専門分野が広く、住民・NPOの委員が多数。 ・ 審議のための資料、審議内容、記名議事録等全ての情報を徹底的に公開。 ・ 幅広く一般住民の意見を聴取。 ・ 現場視察に重点。 ・ 委員自らが提言・意見書などを執筆。 ・ 傍聴自由で、必ず傍聴者が発言できる時間を設けた。
18	14	3. 5対応方針（案）等の決定 【意見】 検証の対象となるダム事業の対応方針の原案は公表し、学識経験を有する者、関係住民の意見を聴くべきである。
19	1	第4章検証対象ダム事業等の点検 【意見】 過去の洪水実績など計画に用いられてきたデータ等及び計画の前提となっているデータ等が変わるような場合の新たなデータは公表すべきである。情報公開がなければ学識経験を有する者、関係住民などは意見の述べようがないからである。
20	1	第5章 複数の治水対策案の立案 本章に参考として掲げられた（1）～（26）の方策は、かつて河川審議会の答申に基づいて建設省（当時）が方針として掲げたこともある「総合治水」の域を出ず、国民が瞪目するような新たな画期的対策ではなく、大変失望した。もう少し「有識者」としての値打ちを国民の眼前に示したらどうか。 さまざまな治水対策の項目を掲げることは易い。しかし、要はそれらが実施・実践されるかどうかなのである。前述の「総合治水」も殆ど実践されなかった。その典型例は今回掲げられた「粘り強い構造の堤防」の実現である。国土交通省の内部でも河川、都市、住宅、道路など縦割りになっており、それらの情報共有、施策の協力共同（協働）が欠如しており、総合的な治水対策が遅れに遅れ、その間に多くの人命と財産が失われた現実がある。生命や財産の喪失に常に晒されている流域住民の立場に立った総合的かつ可及的速やかに有効かつ実践可能な具体策の提案が俟たれる。

2 3	2 2	(9) 決壊しづらい堤防 【要旨】 国土交通省の築堤の技術的目標は「計画高水位以下で決壊しない」堤防を整備することであったから、その程度の技術はすでに確立し、既に全国で実施されている。堤防に関する最大の課題は、越水しても破堤しない堤防技術を速やかに開発し、直ちに実施することである。 【意見】 「仮に、現行の計画高水位以下でも決壊しない技術が確立されれば、河道の流下能力を向上させることができる。技術的に可能となるなら・・・。」と述べているが、従来より国土交通省の築堤の技術的目標は「計画高水位以下で決壊しない」堤防を整備することであったから、その程度の技術はすでに確立し、既に全国で実施されている。そして「計画高水位」は、国が水害訴訟で免責されるための最重要の基準なのである。有識者会議委員は、それらの常識的事実も認識せずにこのように記述したのか。おおいに疑問に思う。 そして国土交通省は「計画高水位を1cmでも超えると破堤するおそれがある」として、上流にダムを建設する根拠としてきたのである。堤防に関する最大の課題は、越水しても破堤しない堤防技術を速やかに開発し、直ちに実施することである。第3次淀川水系流域委員会の堤防の越水対策の審議においては、近畿地方整備局は頑として「越水対策は技術的に確立していない」と主張して、真摯に対応しなかった。 国土交通省が越水対策技術の開発に意識的に取り組まないために全国各地で頻発する局地的集中豪雨による超過洪水によって多くの人命・財産が失われて続けている現実があることを有識者会議は直視すべきである。 最近の淀川水系では、場所によっては堤防天端まで浸透、洗掘対策を行っている事例もあり、三重県の雲出川のように耐越水堤防を整備した河川もある。従って、中間とりまとめ(案)のこの個所では「仮に、現行の計画高水位以上で堤防天端以下の洪水でも決壊しない技術、及び越水しても破堤しない技術を<u>真摯</u>に検討して治水対策案を立案せよ」と記述すべきである。
-----	-----	--

40	16	(7) 環境への影響 ●生物の多様性の確保及び流域の自然環境全体にどのような影響があるか 【要旨】 重要な種どころか、国が文化財保護法に基づいて指定した特別天然記念物の生息、生息環境に不可逆的な重大な影響を及ぼすダム建設事業がどんどん進められている。自治体（市、県教育委員会）、文化庁、地域住民の意見も聴いて、特別天然記念物を最優先に保護・保全するためにダム建設を見直す必要がある。 【意見】 「地域を特徴づける生態系や動植物の重要な種等への影響がどのように生じるのか」とあるが、現実には、重要な種どころか、国が文化財保護法に基づいて指定した特別天然記念物の生息、生息環境に不可逆的な重大な影響を及ぼすダム建設事業がどんどん進められている。（例、川上ダム建設地の特別天然記念物オオサンショウウオ累計約1000の個体・個体群） 自治体（市、県教育委員会）、文化庁、地域住民の意見も聴いて、特別天然記念物を最優先に保護・保全するためにダム建設を見直す必要がある。
42	3	(8) 流水の正常な機能の維持への影響 ●流水の正常な機能が維持できるか 治水専用の穴あきダムは別として、多目的ダムにはダムの容量配分のうちに必ず「流水の正常な機能を維持するための容量」が設けられている。この容量の大半を占めるのが農業水利権水量である。「第8章 利水の観点からの検討8.1 検討の進め方」では、専ら水道事業者等の利水参画者を対象とした利水について述べているから、この項(8)で農業水利権について一定の記述が必要だと思われる。「第8章(15) 既得水利の合理化・転用」の項は、この項(8)に移動する方が良いのではないかと考える。
59	15	第9章 総合的な評価の考え方 「コストを最も重視する」と記述されているが、「コスト」には計画当初の予算規模のみではなく、実際にダムが完成するまでに必要な追加予算も精査して算入すべきである。

国土交通省河川局河川計画課 03-5253-1602
今後の治水対策のあり方に関する意見提出様式
今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名(フリガナ)						
②住所		(都道府県名) (市区町村以下)				
③電話番号		メールアドレス				
④職業		会社員	⑤年齢	48	⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見				
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)				
35p ～ 44p		第7章 評価軸について、一般の人でも一目で分かるように、例えば、 時間軸を横軸にとり、 第一縦軸に対策の効果（ダムが完成した場合の効果を100として比較） 第二縦軸にかかる費用の累計 といったグラフにまとめてほしいと思います。				

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

① 氏名 (フリガナ)						
② 住所		(都道府県名)	(市区町村以下)			
③ 電話番号			メールアドレス			
④ 職業		自営業・町会議員	⑤ 年齢	60	⑥ 性別	男
意見該当箇所		⑦ 御意見				
頁	行	10.3 法令にもとづく手続きについて				
62		検証対象ダムを中止する場合であれば、河川整備計画の変更、特定多目的ダム法の基本計画の廃止とあるが中止の場合、長年ダム問題に翻弄され、地元の将来に希望を見出せずにいる住民のことをしっかりと考えていただきたい。 ただ中止でなく、ダム計画の地域の再生につながる構想、それを実現させるための立法措置、予算措置が必要です。 (意見) 例えばクリーンエネルギー、太陽光発電で住宅用太陽光発電の売電を小規模事業者にも適用するとか、太陽光だけでなく小規模水力発電や風力発電も太陽光と同様以上の価格でな売電できる特別措置はどうでしょうか。また、実現に向けて国が支援体制をとっていただき、資金面、ソフト面でのバックアップがぜひ必要です。 ダムでなく自然エネルギーへの取り組み、その活用を実現させていけば環境に重点を移した新政権の姿勢を明確に表すことにもなり、地元民も先進的な取り組みができ、この地に住んでいくことに誇りと希望が持てると考えます。 地元には太陽光発電に適した、耕作放棄地や空き店舗、空き家、山林等活用可能なところが多くあると考えられ、これの実現を目指すことが最善の方策と考えます。 (200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)				

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ案に関する意見

- ①名前
②住所
③電話
④職業 会社員
⑤年 60歳
⑥性 男
⑦意見

● 全般的な意見

今後、ダム計画されている水系すべてについて、検証されることになっていますが、直轄、補助を含めると多額な検証費用が必要となります。

国交省前原大臣が言い出したことだから、費用は当然、国交省が負担するとおもわれますが、知事を含む地元動向、下流域の土地利用、利水のニーズ、効果発現の早期緊急性などからみてダムによっては検証が必要と思われる水系もあります。

全てのダムについて、検証をすることは予算のムダ使いになります。

検証対象ダムの絞り込みが必要と思います。

● p 6 下から4行目

「壊滅的な決壊に至らない粘り強い構造の堤防の技術開発を進め」……

現在の堤防はほとんどが直近の河川土砂を掘削し、盛りたてた程度の構造であることは専門家である河川局も十分ご存じのはず。

この問題を解決するため、粘り強い構造の技術開発を進めるなどとの発想が有識者の委員の先生から出てきたと思います。

裏を返せば、現在の堤防がいかに軟弱であるかを委員の先生方が証明したことになります。

ダム建設で治水安全度を向上される必要が緊急的に発生しているのに、上記の粘り強い堤防構造の技術開発をして、ゆっくり治水対策を行えば良いと受け止めます。

しかし現実には、至るところで集中豪雨による、災害が発生しているのにのんびりと治水問題を処理していても良いのでしょうか。

● p 8 8行目

「できるだけダムに頼らない方策の検討を要請されている」……

主語がないので文章として意味不明です。

1) 解りやすい文章に変えていただくをお願いします。

2) 政権が代わっても、国土の安全確保は粛々と進めるべきであるのに、前原大臣に変わってから急にこのような意見が出てきたのは唐突感が否めません。

特定の水系ではこのような意見があるかもしれないが、全体の水系のこの意見を適用することはおかしいと思います。

● p 9 下から8行目

「森林の洪水緩和機能は……大洪水時には顕著な効果は期待できない」

間伐が行われていない人工林では下草も一切生えていないばかりか、表土の流出が進み、保水機能のない砂利や岩石が露出している状態が進行しています。

人工林の状態が「緑のダム」にどこまで寄与するのか、実態を把握した上で正確で、分かりやすい文章で記述されることを要請します。

また、保水機能がある森林についても、降雨により、土壌に含むことができる水分が飽和状態になれば保水能力は皆無となり、洪水の緩和機能は期待できないはずですが、「顕著化効果は期待できない」と記載されているのは誤りと思います。

- P13 2行目

「(9)安全度を確保することを前提として・・・・・・コストを最も重視する。」

日本の地形では、河川の下流部である沖積平野に生命、財産が国土の90%集中しています。

中間報告の前提として、「できるだけダムに頼らない治水対策」の思想が極めて色濃くなっていますが、安全度の確保を前提と記載されているものも、安全度の確保とコストは並列に記載されなければおかしいと思います。

中間とりまとめの文章では、安全を切り捨て、コスト優先に傾いている思わざるをえません。

また、洪水氾濫により、家屋や、各種施設などの不動産が、多大な被害を受ける恐れがありますが、財産の保全も河川行政の重要な柱であったはずですが、この点も並列して記載されるよう要望します。

- P15 3. 1 検証の概要 p61 10.2 国交大臣の判断

最終的に国交省大臣が判断するとなっていますが、有識者や国交省の職員は治水利水の専門家、前原大臣を含む政務三役は素人。

素人の方が判断すると大きな誤りを犯す恐れがあります。

又、前原大臣はダム整備反対の立場ですから、客観的な判断をするには無理があると思います。

したがって、有識者の意見を踏まえ、大臣がその結果を尊重する仕組みに変更することが欠かせないと思います。

また、有識者の意見やその過程をただちにすべて情報公開し、透明性の高いプロセスが重要であり、この点を本文に記載されるよう要望します。

- P27 (22)土地利用規制

土地利用規制は一つの手法として考えられます。

しかしながら、ダム計画が一方では進んでいる中で、新たに土地利用規制を行うことは新設のダム計画を進めるよりはるかに実現が困難なはず。

手法の記載は実現性のあるものに絞り込むべきであって、絵に描いた餅であってはならないと思いますが。

- P30 (26)水害保険

水害保険制度をどのように運用するのか記載がありません。

代替策を提案する中で、保険負担を公的に行うか否かにより判断が大いに異なることになると思います。

判断にあたって、分かりやすい記載をお願いします。

- P48 (地下水取水)

いまさら地下水取水を取り上げるのか意味不明です。

地下水取水により、地盤沈下や、塩分流入の危険性から表流水に転換してきたはず。

いまさら、昔に戻ることはできないはずですが。

(別添：意見提出様式)

①氏名（フリガナ）		[REDACTED]			
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)		
③電話番号		[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]	
④職業		会社員	⑤年齢	50 歳	⑥性別 男
意見該当箇所		⑦意見			
頁	行				
1	17	「できるだけダムにたよらない治水」とあるが、治水対策に関して予断を持たず公正に議論がなされることを目指すのであれば、このような文言を入れる必要はないと考える。			

(別添：意見提出様式)

①氏名（フリガナ）						
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)			
③電話番号			メールアドレス			
④職業		会社員	⑤年齢	50 歳	⑥性別	男
意見該当箇所		⑦意見				
頁	行					
23	14	河道内の樹木の伐採は河道の流下能力を向上させる方策として有効なものだが、一方で河道内の樹木は動植物の貴重な生息域となっている場合も多く景観も含め良好な水辺環境を形成していることも多い。従って、その伐採に当たっては生態系、生物多様性、景観などに対して配慮が必要と考える。				
24	6	「決壊しづらい堤防」は従来からある堤防と「決壊しない堤防」の中間にあるものと思われますが、その具現すべき機能があいまいであり、本文中にも「今後調査研究が必要」と記載されている。このような現状では、治水の代替案からは除外し、検討課題として研究すべきと考える。				

(別添：意見提出様式)

①氏名（フリガナ）		[REDACTED]			
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)		
③電話番号		[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]	
④職業		会社員	⑤年齢	50 歳	⑥性別 男
意見該当箇所		⑦意見			
頁	行				
26	5	「遊水機能を有する土地の保全」に関し、「恒久的な対策として計画上見込む場合には、土地所有者に対する補償等が課題となる。」とありますが、こういった補償にかかわる費用は治水対策の費用に含まれるのか不明。評価軸では「コスト」を最重視しているが、（コストの定量的な把握が難しいという問題は別にしても）この項目に限らずどこまでをコストとして取込むかといった基準を明確にしないと混乱が生じると考えます。			
26	8	部分的に低い堤防の存置を検討する場合、最終的に実施しないと決定しても一度でもそのような対策案が公表されると、低い堤防側の堤内地において土地の資産価値の下落など、風評被害のようなものが起きることが懸念される。遊水地についても同様のことが考えられる。治水対策案の策定プロセスにおいて地域住民への説明・意見徴集が不可欠だがどのようなタイミングで行うか十分検討し、議論の停滞や後戻りが内容にじてもらいたい。			

(別添：意見提出様式)

①氏名（フリガナ）		[REDACTED]				
②住所		(都道府県名) 福井県	(市区町村以下) 福井市文京 5 丁目 28-21			
③電話番号		[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]		
④職業		会社員	⑤年齢	50 歳	⑥性別	男
意見該当箇所		⑦意見				
頁	行					
30	8	「洪水の予測、情報の提供等」に関して、予測の精度向上や情報伝達手段などについてよりよい方策を検討することは最も重要な治水対策と言ってよいが、そもそもハード面でどのような治水対策を講じても必要不可欠なものであり、他の治水対策と同等に論じる類のものではない。リストから除外しこの項目はそれぞれの治水対策案の中で最善の方策となるよう検討すべきと考える。				
30	20	水害保険等について、説明文からは従来どおり民間の保険で対応するのか公的な保険制度で対応するのか分からない。検討課題とはなっても治水対策のリストからは除外すべきと考える。				

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]	
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)
③電話番号		[REDACTED]	メールアドレス [REDACTED]
④職業		建設業	⑤年齢 50 ⑥性別 男
意見該当箇所		⑦御意見	
頁	行	(200 字を超える場合は 200 字以内の要旨も記載)	
21	13	既設ダムの有効活用は、治水対策の中で最も効果的、現実的な方策である。しかし、日本の国土の中で、有効活用可能なダム群やダム自体が存在しない地方の中小河川では成立しない。	
21	21	遊水地の中で、都市部での地下調整池を説明しているが、河川の洪水流量の一部を負担するような機能となっていないのではないかと。対象とする洪水が異なっているのではないかと。	
22	18	引堤が可能な地域（可能な河川）が本当に存在しているとは思えない。莫大な用地取得と家屋移転が伴うのではないかと。	
23	23	既存の堤防を決壊しない堤防にすることは、現在の技術では不可能と考える。	

今後の治水対策のあり方について 中間取りまとめ(案) に関する意見

①氏名 (フリガナ)					
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)		
③電話番号		メールアドレス			
④職業		農業	⑤年齢	69歳	⑥性別 男
意見該当箇所		⑦ご意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
18		意見聴取について			
		○ 過去に近畿地勢が実施された「学識経験者による淀川流域委員会」のような轍を踏まないよう学識経験者の選考には公平公正に行い正当な意見聴取が実施されることを希望します。			
		そこで、ダムの検証は、流域全体を扱う河川整備計画の検討とは異なり、個別地域に関わる問題が大きい。その為「関係住民」の意見については、ダム事業及び代替案に直接的に影響を被る住民、利害関係者の意見を最も重視して頂きたい。			
18		○ 意見を述べる学識経験を有する方は、これまで洪水等の被害を受けてきた地元の実情、心情をよく理解できる学識者を選定して頂きたい。			
20	～	治水対策案の立案について			
		○ 直轄ダムの代替案となる事業の対象区域が県管理区間である場合であっても、ダムと同程度の安全度を確保する責任は県に移管されず国に残る事になり、直轄編入、或いは代執行する責務が生じるのではないかと思います。			
59	～	総合的な評価の考え方について (評価軸)			
		○ 評価軸は「安全度」を確保する事を前提として「コスト」を最も重視するとしているが、「コンクリートから人へ」を考える場合「地域社会」の中の「人命」に対する影響も、評価軸同様に重視されるべきではないかと思います。			
61	～	検討結果の報告等について			
		○ ダムの検証については、地方整備局が対応方針を決定し国土交通大臣に報告する事となっているが、その結果に基づき、ダムを中止する場合は国土交通大臣が河川整備計画を変更するよう指示する事となる。その後、整備計画の変更に手続きのため流域委員会や関係府県知事の意見を聞かなければならず、またここで手続き上、数年日時を要する事と成る。			
		これまで地元を翻弄してダム本体を凍結したにも関わらず、さらに関係流域住民の長期に亘って水害の危険に晒すことは、国(行政)の治水責任放棄ではないでしょうか。？			
		かかる事の無いよう、検証を早期に終えて頂き、確固たる治水対策を切望いたします。			

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ (案) に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]			
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)		
③電話番号		[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]	
④職業		会社員	⑤年齢	24	⑥性別 男
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200 字を超える場合は 200 字以内の要旨も記載)			
60	4	一定の安全度も確保し「コスト」を最も重視するところか” 安全度の中に品質も確保は入っているのか。 安全度は満足しているが品質も満足している場合か” あると思うか”この場合はコスト削減という点から安全が軽視のか”			



今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]			
②住所		(都道府県名) (市区町村以下) [REDACTED]			
③電話番号		[REDACTED]		メールアドレス	[REDACTED]
④職業		会社員		⑤年齢	⑥性別
意見該当箇所		⑦御意見 (200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
4 39	16 9	1.1 財政逼迫等の社会情勢の変化 (5) 柔軟性 将来に向けての人の動態を考えた時、少子高齢化は同列の課題と云えますが、治水・利水の問題とも全般的に少子(税収減、利水需要減)だけを取り上げている。平成17年度の水防法改定の原因となった高齢者への対策を考えた場合、むしろ、高齢化に対する良質・確実な治水対策が必要と考える。その公平性如何。			
14 37	2 8	2.2 検証に当たっての基本的な考え方(9) ...コストを最も重視する。 (2) コスト 治水・利水とりわけ治水対策は安全度の着実な向上が必須であり、その評価は投資費用(完成、維持管理など)の多寡で単純に計れるものではないと考える。公共投資は費用対効果の概念が根本でもあり、コストは超過洪水への効果(被害軽減期待額)も含めた分かり易い指標の数値化のもとで、より適切な評価が望まれる。			
35	1	第7章 評価軸 ①全般的にダムは高費用で遅効性、堤防などその他施策は安価で速効性の概念があるようですが、10年未満で完成したダムも相当にあると思われます。又、ダムの効果は堤防や掘削などのレベル(超過洪水には効かない)と単純には比較できないと思料できますので、ダムの集中投資の概念を取り入れるなどの評価が必要ではないか。 ②ダムは河川整備基本方針レベルのものであり、本来的に堤防や掘削などが主体の河川整備計画レベルの中で議論することはなじまないのではないか。			

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名（フリガナ）		[REDACTED]			
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)	
③電話番号		[REDACTED]		メールアドレス	[REDACTED]
④職業		公務員		⑤年齢	43歳
				⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
1	1	【要旨】 「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」及び同会議がとりまとめる「中間とりまとめ」の法的な位置づけ、効力等について、まず冒頭にきちんと明記すべきである。 【意見】 「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」の法的な位置づけは、H22.3.3の前原国土交通大臣の国会答弁によれば、「国土交通大臣の諮問機関として省令に基づいて設置」とされているが、審議会等の合議制の機関以外は省令等によって開催しないこととされている。このことから、「有識者会議」は省令に基づく機関ではなく私的諮問機関と考えられる。もしそうだとすれば、私的諮問機関はあくまで委員個人個人の意見を聴取するための諮問機関であることから、有識者会議が合議体として何かを決めたり、とりまとめたりするのは機関の性格と矛盾するのではないか。「有識者会議」及び同会議がとりまとめる「中間とりまとめ」の法的な位置づけ、効力等について、まず冒頭にきちんと明記すべきである。			
1	17	「…「できるだけダムにたよらない治水」への政策転換を進めるとの考えにもとづき、…今後の治水理念を構築していくこととなった」とあるが、今後の治水対策のあり方については、これまでと同様に社会資本整備審議会（河川分科会）で検討されるべき事柄と考える。特にダム（洪水調節施設）の検証は、河川整備基本方針の見直しそのものであると考えられることから、各河川の河川整備基本方針の審議を行ってきた河川分科会で議論すべきである。			
6	1	用地補償基準妥結の時期は、既に用地調査や補償協議が進んでおり、地権者の方々は用地買収を前提とした生活設計を描いている時期である。この時期に、一定期間の事業凍結を伴う検証作業を実施することは、地権者の方々をはじめ地域への影響が非常に大きいことから、事業実施の妥当性は実施計画調査の段階から建設段階に移行する時点で十分検討し、建設段階に移行した後はできるだけ短期間で完成させ効果を発現させることが合理的と考える。			
8	6	「…自己完結的に洪水を処理することに重点を置くことが重要である」とあるが、ダムも（下流）河川への流出を極力遅らせ、洪水のピーク流量を軽減する施設であり、しかも同様他施設に比較して最も効率が良い洪水調節施設である。流域貯留施設（街中のダム）は良くて、なぜ同じ機能であるダムはだめなのか。機能面からも「できるだけダムにたよらない」とする理由を明確に記述すべきである。（単に「低コスト」だけではないはずである）			

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名（フリガナ）		[REDACTED]			
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)	
③電話番号		[REDACTED]		メールアドレス	[REDACTED]
④職業		公務員		⑤年齢	43歳
				⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
12	24	【要旨】 検証対象ダムは実施計画調査段階のダムに限定すべきである。 【意見】 「公共事業については、これまでのしがらみを断ち切り、…」とあるが、これまで地域と約束してきたこと、特にダム建設に伴う水没地域の用地買収や地域振興などに関する約束は最低限守らなければならないものとする。このような観点から、検証対象ダムは実施計画調査段階のダムに限定すべきである。事業中のダムも検証対象とするのであれば検証による損害（精神的苦痛を含む）に対する補償が必要ではないか。さらに、検証の結果ダム事業を中止とするのであれば、これまでの約束を反故にすることに対する補償が必要ではないか。			
12	26	「ダムが本当に必要なものかどうかもう一度見極め…目標とする治水・利水の安全度を確保するための…」とあるが、流域にダム（洪水調節施設）が必要かどうかは河川整備基本方針で規定されている。したがって、「河川整備基本方針で目標とする治水・利水の安全度確保するための…」とすべきである。			
13	17	P5にも書かれているように、「最終的に河川整備基本方針で目標とする安全度が確保される」となっていることから、治水対策案としてはあくまで河川整備基本方針の目標が達成できる対策案のうち最も合理的なものを選択すべきである。			
14	10	「個別ダムの検証は、…事業の継続方針又は中止の方針を決定するものである。」とあるが、ダム（洪水調節施設）の必要性は河川整備基本方針で規定されており、具体の事業として河川整備計画等に位置づけられているものである。したがって、河川整備計画の目標と同程度の治水対策案を比較検討することのみによってダム事業の継続、中止を判断することはできないのではないかと。			
15	20	【要旨】 行政には継続性が必要である。継続を断ち切るのであれば、その影響に対してそれ相当の措置（補償）を実施すべきである。 【意見】 「検証が終了するまで、…予算措置を講じないものとする。」とあるが、補償基準が妥結したにもかかわらず、用地買収直前で事業が凍結されたことにより、様々な悪影響が出ている。水没地域では、移転準備で農機具を全て売り払ったため生活に困窮している方や、代替地造成の費用として金融機関から借り入れたお金が返済できない方、諸々の心労で食べ物ものを通らず結果亡くなってしまった方もいる。有識者会議の方々が思っている以上に地元は深刻である。行政には継続性が必要である。継続を断ち切るのであればそれ相当の措置（補償）を実施すべきである。			

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名（フリガナ）					
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)	
③電話番号		メールアドレス			
④職業		公務員		⑤年齢	43歳
				⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
20	21	参考とする治水対策案として「ダム機能の代替しない方策や効果を定量的に見込むことが困難な方策」も含まれているとのことであるが、そもそもダムの機能を代替しない方策はダムの代替案には成り得ないのではないか。このような方策を記載することによって検証作業を混乱させ、長期化させる可能性も懸念される。ダムの代替案は、ダム機能を代替しかつ効果を定量的に見込める対策を対象とすべきである。			
35	9	【要旨】 ダム中止に伴って発生するコストには、ダム事業とセットで実施する予定の付替道路などの費用も計上すべきである。ダム中止に伴って発生する社会的影響としては、水没地域の方々や地域の建設産業等への影響、さらには河川整備基本方針の目標達成の可否も検討対象とすべきであり、その旨評価軸として明記すべきである。 【意見】 ダム中止に伴って発生するコストには、ダム事業とセットで実施することとしている付替道路などの費用も計上すべきである。ダム中止に伴って発生する社会的影響等の検討については、評価軸において具体的に記述されていない。精神的な苦痛を含めて水没地域の方々への影響や、事業を期待していた地域の建設産業等への影響なども検討対象とすべきであり、その旨評価軸として明記すべきである。また、ダムを中止した場合には、河川整備基本方針の目標が達成できない状況も想定されることから、当該ダム以外の洪水調節施設の実現可能性を含めて、河川整備基本方針の目標達成が可能であるか否かの確認も不可欠であり、その旨評価軸として明記すべきである。			
35	19	P14には「一定の安全度を確保することを前提として…」とあり、P20には「河川整備計画における目標と同程度の安全度を確保するために…」と記載されており、安全度の確保は代替案検討における前提条件である。したがって、これを評価軸とすべきではない。（時間軸を含めて前提条件をクリアしたもののみで比較検討すべき）			
42	4	流水の正常な機能を維持することは、良好な河川環境を維持・増進するために重要な行為であり、洪水防御と同様に河川法の目的にも記載されている。このことから、正常流量の確保についても、特に河川整備計画に明確に位置づけられている場合は、治水安全度と同様に代替案作成の前提条件とすべきである。			
61	18	国土交通大臣が継続・中止の最終判断を行う際には、判断の理由を明確にするとともに、特に中止の判断を行う場合には、地域の安全・安心に対する不安が生じないように、ダムに代わる具体的対策案、河川整備基本方針の目標達成の見込み、中止に伴う社会的影響を回避するための措置など、ダム中止に伴う代償措置を明らかにし、判断結果と合わせて公表すべきであり、その旨を明記すべきである。			

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)	[REDACTED]				
②住所	(都道府県名)		(市区町村以下)		
③電話番号	[REDACTED]		メールアドレス [REDACTED]		
④職業	食品製造業		⑤年齢	71歳	⑥性別 男
意見該当箇所	⑦意見				
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
		意見 まとめ 「新内海ダム事業は計画時点からの徹底的な再検討を要する」 新内海ダム計画ほど現実離れしたケースは全国でも数少ないのではないかと。住民への現内海ダム修繕計画の説明がいつの間にか巨大ダム計画に変更され、官民自治体が一体となって偽りの必要性を創り出し、町議会から県議会を通じ国へ申請され、国もほとんど精緻な現地調査を実施せず、書類のみでいきなり事業認定が下されて、現在では11月22日を明渡し期日とした収用裁決がなされた。重要な事実を隠蔽してまでの収用裁決、人権無視もはなはだしい。 一般人の「行政がすることには不正や誤りなからう」とする善意の陰で、事実を歪曲することを常とし、国立公園寒霞溪の景観への配慮は不十分なまま、本体工事に取り掛かっている。 香川県から提出された事業認定申請書類を問題あり、として当初から現地に於て貴会議が独自に調査していただければ、この計画が不要であり、欺瞞に満ちたものであることが明白になることです。 「有識者会議の本質見たり。原点を見ずして結論から判断し、その中身は空白なり」と世間で言われぬよう、ご忠告です。 新内海ダムは根も葉もないものが、欲望の強い者たちのため強引に進行しているのを憂う、多くの者の一人であります。			

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)					
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)	
③電話番号		メールアドレス			
④職業		建築板金業		⑤年齢	60
				⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
13	15	【要旨】 「河川整備計画の目標と同程度の安全度を確保」について、「近代記録の最大洪水を防ぐ程度の安全度を確保」とすべきである。 【意見】 16ページ8～9行、20ページ8行にも同様の言葉があるが、いわゆる河川整備計画の基本方針は高く設定、河川整備計画の目標流量は現実的な目標が設定されている。ダブルスタンダードとなっており、まず、ダブルスタンダードを解消すべきである。 愛媛県肱川水系の例では、6300 m³/s と5000 m³/s と二つの計画流量があり、6300 m³/s は、歴史上6300 m³/s と推定されるような洪水はなく、机上の計算にすぎない。5000 m³/s については、昭和18年と20年の洪水は、5000 m³/s とされている。「河川整備計画の目標と同程度」は再検討すべきである。 したがって、「近代記録の最大洪水を防ぐ程度の安全度を確保」とすべきである。			

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)					
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)		
③電話番号		メールアドレス			
④職業		建築板金業	⑤年齢	60	⑥性別 男
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200 字を超える場合は 200 字以内の要旨も記載)			
15	9	【要旨】 「既存施設の機能増強を目的としたもの」については、検証の対象とすべきである。次の行の「ダム本体工事の契約を行っているもの」についても同様である。 【意見】 今日、新規ダムの建設ができなくなり、既存ダムの再開発事業が考えられている。しかし、愛媛県肱川水系の鹿野川ダム改造事業の世界最大級の直径 11.5m のトンネル洪水吐のように、①流域委員会の途中で挿入され、委員の議論もなく、事務局説明のまま何となく通り抜けてしまったようなずさんな計画、②肱川支流に計画されている山鳥坂（やまとさか）ダム以上に、下流に河川環境悪化をもたらすと考えられるにもかかわらず環境影響評価の調査範囲は、ダム下流わずか 5km の支流との合流点までしか調査対象範囲とされておらず、トンネル洪水吐については流域委員会でもそれに続く環境検討委員会でも議題にされていない。③市民に対する説明会も予定はなく、市議会で「市民に説明しないのか」と追及され、仕方なく説明会を行ったが、翌週に関連工事に同時着工した。6 月 17 日、肱川漁協総代会は、全員一致で山鳥坂ダム反対決議とともに鹿野川ダムトンネル洪水吐反対を決議した。漁協のこのような状況で、トンネル洪水吐を来年にも強行着工しようとしているのである。 既存施設の機能増強といいながら、新規ダム建設以上のこのような実態について、検証の対象から除くべきでないことは明らかであり、「既存施設の機能増強を目的としたもの」についても検証の対象とすべきである。			

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)						
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)			
③電話番号			メールアドレス			
④職業		建築板金業	⑤年齢	60	⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見				
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)				
16	24	【要旨】 「検討主体」について、住民をふくむ委員会などの新たな制度が設計されるべきであり、司法の三審制や市民参加の司法制度改革のような「検討主体」が考えられる。 【意見】 ダム建設事業についてはアクセルはあっても、ブレーキがないということである。アクセルとブレーキを同時に踏むことはできない。有識者会議とは、ブレーキとなるシステムをどう制度化するかではなかったのか。これでは自らを放棄したに等しい。ダム建設計画策定にかかわる流域委員会とともに、「環境影響評価」を行う環境検討委員会がブレーキの役割を本来は持っているはずであった。国際的環境影響評価では代替案の検討も行われ、ダム決壊を想定した行動計画まで行われるという。 日本の環境影響評価は、地形・地質について、省令で地形・地質とは化石、地層の遺跡などのこととし、本来の地形・地質問題を「環境影響評価」から排除している。日本の環境影響評価は、環境影響評価という名前の国際的詐称である。 ダム建設を検証しようとする有識者会議の「今後の治水対策のあり方について中間とりまとめ（案）」が、環境影響評価についての言及がまったくないことは、国際的恥晒しでしかない。 「検討主体」については、事業主体以外の住民をふくむ委員会などの新たな制度の設計がなされるべきであり、司法の三審制のように複数の「検討主体」、市民参加の司法制度改革の「檢察審査会」のようなものが必要だろう。				

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)						
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)			
③電話番号			メールアドレス			
④職業		建築板金業	⑤年齢	60	⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見				
頁	行	(200 字を超える場合は 200 字以内の要旨も記載)				
18	6	【要旨】 「関係地方公共団体からなる検討の場」の設置について関係住民については意見を聞くとしかない。地方公共団体とともに検討の場への市民参加を明言すべきである。 【意見】 これまでの住民参加の委員会とはあからさまに逆方向のものであると考えられる。新河川法の理念にも反する有識者会議「中間とりまとめ」となっていることである。新河川法が憲法であれば、有識者会議の合法性すら疑わせるものであることである。かつてアメリカのアイゼンハワー大統領は、アメリカを各州や町の隅々まで支配する軍産複合体に警告を発したが、日本においては、いわば官産複合体が支配していると指摘したのはアメリカの商務省報告である（日本語訳『日本株式会社』昭和47年）。アメリカにおける軍需生産のかわりに日本ではダムなどを推進してきたものであり、今日の巨額財政赤字と長期不況をもたらしてきたとも考えられる。 そうした状況をもたらした体制をさらに強化しようとするものと思われぬ。司法制度改革に見られるように市民参加こそ強化しなければ、亡国の道でしかない。かつてきた道ではないか。事実、第2の敗戦を見たのである。				

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]				
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)			
③電話番号		[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]		
④職業		建築板金業	⑤年齢	60	⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見				
頁	行	(200 字を超える場合は 200 字以内の要旨も記載)				
35	9	【要旨】 評価軸としてコストの評価に当たり、「残事業費を基本とする」とされているが、これは費用対効果を空文化するものであり、当初からの総事業費とすべきである。 【意見】 一体、これを言い出したのは誰なのか、国民の前に名前を明らかにすべきである。かつて厚労省の審議会で派遣労働を全業界に自由化させたのは、委員長と事務局が、ひそかに1行を加えたからであったといわれる。この1行を誰が加えたのか。 愛媛県肱川水系の山鳥坂ダム建設では3ダムの洪水調節効果を1100 m³/s と説明されていたが、洪水調節効果を合計すると1300 m³/s となり、水増しされていた。幼稚なまやかしであったが、高度な操作が行われればもはや分からないことである。コストは残事業費が基本とされるのであれば、評価軸として費用対効果を除外、採用しないことである。ダム建設の検証の全体を崩壊させるものである。環境影響評価の無視とともに、費用対効果を無化する問題である。				

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)					
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)		
③電話番号			メールアドレス		
④職業		建築板金業	⑤年齢	60	⑥性別 男
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200 字を超える場合は 200 字以内の要旨も記載)			
40	3	【要旨】 地域振興に対する効果について、「どのような効果があるか」だけでなく、「どのような地域の可能性を潰してしまうか」についてもっと注意が払われるべきである。 【意見】 多くの新規ダム治水効果が疑われながら、環境悪化が懸念されるにもかかわらず建設されるばかりでなく、地域の多くの可能性を潰すことになっていることである。山鳥坂ダム建設も既設鹿野川ダムのトンネル洪水吐新設も、この周辺地域の可能性を潰すものであることである。①鹿野川湖をふくむ山鳥坂地域は、ヤイロチョウが生息している地域であり、確認数は高知県の県鳥として保護地の「四万十ヤイロチョウの森」よりも多い。また、クマタカは、山鳥坂のような低空で確認できるのは珍しいといわれる。「山鳥坂ヤイロチョウとクマタカの森」として定住地構想を提案したこともある。その中に鹿野川ダム湖はある。鹿野川湖は、かつてヘラブナ釣りで全国的に知られ、著名な芸能人も来ていた。また、鹿野川湖漕艇場として全国から漕艇合宿に来ていた。しかし、外来魚ブラックバスとモーターボートの疾走のために全国からの宿泊客は激減。鹿野川湖漕艇場は、山鳥坂ダム建設の地域振興としても、旧建設省が2000m×8レーンコース整備を計画したが、町長と地元代議士が拒否、潰れた。ダム建設や今日のトンネル洪水吐建設のためである。行政は、全国的にとられている安全対策についても愛媛県ボート協会の要望書にもかかわらず公然と放置してきた。世界最大トンネル洪水吐は、漕艇場艇庫から栈橋の道のど真ん中に設計されている。FISA（国際ボート協会）が期待していたアジア初の国際漕艇場が潰れた。			

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①	氏名 (フリガナ)					
②	住所	(都道府県名)	(市区町村以下)			
③	電話番号			メールアドレス		
④	職業			⑤年齢		⑥性別
意見該当箇所		⑦御意見				
頁		(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)				
行						
5	8 ~ 13	「河川整備の長期的な目標としては、河川整備基本方針において計画高水流量等が設定されているが、その長期的な目標が達成されるまでの具体的な事業に関しては、河川整備基本方針と整合性のとれた中期的な整備目標を持つ河川整備計画が定められ、その目標に対する治水安全度の確保と災害軽減を図るための事業が実施される。」 意見 【要旨】これまでの、河川整備基本方針及び河川整備計画の決め方には問題がありすぎる。少なくとも、肱川水系の河川整備基本方針及び河川整備計画については、科学的に明確な根拠を元に、作成されたものではありません。ダム反対派を含む住民参加の第三者委員会による、河川整備基本方針及び河川整備計画の設定を求めます。 肱川の河川整備基本方針については、測定された洪水流量だけではなく根拠の明確でない洪水までも算定根拠に組み込み、仮定に仮定を重ねて必要以上に過大な、基本高水が算出されている。具体的に明確な説明ができる数値のみを根拠に、基本高水が算出されなければならない。これでは新たなダムを造るための、あるいは既存のダム改造のための河川整備基本方針といわれても反論すらできません。 さらに肱川の流域委員会については、大洲河川国道事務所の所長は「流域委員会は住民参加で行う。」さらに「準備委員会」も行うと発現されていた。ところが直前に、学識経験者と流域自治体の長による流域委員会に変更された。そこで行われた審議は、審議というにはほど遠く、事務局の提案を鵜呑みにするだけのものでしかありませんでした。				

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名（フリガナ）					
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)	
③電話番号				メールアドレス	
④職業				⑤年齢	⑥性別
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
45	6 ~ 11	「検討主体は、利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思があるか、開発量として何m³/sが必要か、また、必要に応じ、利水参画者において水需給計画の点検・確認を行うよう要請する。その上で、検討主体において、例えば、上水であれば人口動態の推計など必要量の算出が妥当に行われているかを確認する。あわせて、利水参画者に対し、代替案が考えられないか検討するよう要請する。」 意見 利水についても、ダム事業者や利水参画者と切り離した第三者機関による検証が必要です。基礎データにもメスを入れ是非を検証し、利水計画にメスを入れる必要があります。			

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名（フリガナ）					
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)	
③電話番号				メールアドレス	
④職業				⑤年齢	⑥性別
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
53	1～7	●関係する河川使用者の同意の見通しはどうか 各利水対策案の実施に当たって、調整すべき関係する河川使用者を想定し、調整の見通しをできる限り明らかにする。関係する河川使用者とは、例えば、既存ダムの活用（容量の買い上げ・かさ上げ）の場合における既存ダムに権利を有する者、水需要予測見直しの際の既得の水利権を有する者、農業用水合理化の際の農業関係者が考えられる。 意見 肱川では漁業権者である肱川漁業協同組合が一貫して山鳥坂ダム建設に反対しているが、周辺事業は着々と進められている。これでは九州の川辺川ダムのように、ダム本体以外はすべて完成したがダム本体工事には着手できない状況になりかねない。 ダム建設事業に当たっては、漁業権者の同意がない限りすべての事業を中止する判断が不可欠です。			

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)					
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)		
③電話番号				メールアドレス	
④職業				⑤年齢	⑥性別
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
		「検証の対象とするダム事業（直轄） 検証の対象とするダム事業（水機構） 検証の対象とするダム事業（補助） 意見 【要旨】検証対象ダムの拡大が必要である。 現在予定されている検証対象ダムは、85 ダム（直轄・水資源機構32 ダム、補助53 ダム）であって、残りの59 ダム（それぞれ23 ダム、36 ダム）は本体工事契約済みであるとか、既存施設の機能増強事業であるとかの理由で、検証対象外になっている。しかし、その中には内海ダム再開発、浅川ダム、路木ダム、当別ダム、辰巳ダム、天ヶ瀬ダム再開発、鹿野川ダム改造、湯西川ダムなど、必要性が希薄で基本的な問題を抱えるダム事業も含まれており、それらのダム事業もその是非を検証する必要があるので、検証対象ダムを拡大すべきである。			